## 介護保険施設等の状況把握を平時と有事にシームレスに可能とする ICT システムの開発に関する研究

研究代表者 久保達彦 産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学 准教授

研究要旨: 平時と有事にシームレスに利活用可能な介護保険施設等の情報把握を行 うための ICT システムを開発し、その社会実装に向けた具体的な道筋を示すことを目 的として研究を開始した。研究は①平時情報、②有事情報、③ICTシステム開発、④ 実証実験の4要素に分けて推進された。<br/>
①平時情報に関する研究としては、既存IC Tシステムの整備状況を調査した結果、有事機能を効率的・効果的に付加可能な平時 利用向け既設システムは『地域包括ケア「見える化」システム』と結論された。②有 事情報に関する研究としては、熊本地震の教訓ならびに災害医療分野の先行知見を調 査・収集し、更に関係 8 団体からの意見を取り込みつつ、A4 一ページの様式で被災 状況を効率的に報告可能な「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式」を開発し た。③ICT 開発研究では、「介護保険施設等被災状況見える化システム」(仮称)の試 作品開発を完了した。 同システムでは災害医療分野での取り組みを参考にして ICT シ ステムに加えてデータ入力や解析を支援する「介護保険施設等被災状況オフサイト見 える化支援チーム」を配置することで、複数入力経路からの情報を統合したセントラ ルデータベースの構築が実現される実践的な設計を採用した。④実証実験では、その 仕組みが機能し、FAX による報告とアプリ電子報告の両データが統合されて地図上に 表示され、同データに基づき支援調整を検討することができた。また、抽出された課 題については可及的にシステム改修を実施した。今後、研究成果を円滑かつ効果的に 社会実装していくためには、①今年度までの研究活動を通じて協力関係が構築された 関係団体とのコンタクトを維持発展させつつ、①関係訓練での検証に基づくブラッシ ュアップの継続し(対応 OS の拡大を含む)、②関係組織別標準業務手順書(SOP) の整備を進めること。また、③関係厚労省通知(「災害発生時における社会福祉施設 等の被災状況の把握等について」(平成 29 年 2 月 20 日雇児発 0220 第 2 号 社援発 0220 第1号 障 発 0220 第1号 老 発 0220 第1号 ) との整合性調整し、④オフサイ ト解析支援チームを含めた運用体制を強化していくことが重要である。

### 研究分担者

松田晋哉 産業医科大学 医学部 公衆衛生学 教授

近藤久禎 国立病院機構災害医療センター 政策医療企画研究室長

藤野善久 産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学 教授

藤本賢治 産業医科大学・医学部・助教

### 研究協力者

小早川義貴 国立病院機構災害医療センター 福島復興支援室 室長補佐

豊國義樹 国立病院機構災害医療センター DMAT 事務局 事務助手

千島佳代子 国立病院機構災害医療センター DMAT 事務局 事務助手

#### A. 研究目的

近年、我が国の大災害に伴う防ぎえた死 および災害関連死の多くは高齢者に局在し ている(東日本大震災における震災関連死 に関する報告 復興庁 2012年)。想定され る南海トラフ大地震等においてこの課題に 効果的に対処するためには、特に災害時に 支援を必要とする高齢者が集まる介護保健 施設等の支援ニーズをいち早く「見える化」 し、かつ、そのニーズを多様な団体による総 力的支援につなげていくことが重要である。 一方で、現状においては我が国に災害時に 介護保険施設等の状況把握を行うことを目 的として設置されている Information and Communication Technology (ICT) システ ムは存在しない。また、多くの既存システム は、平時と災害時等有事の利用目的および ユーザーが分断されている。その結果、特に 有事システムの認知度や習熟度があがらず、 結果的に有事に充分に活用できない等の課 題が指摘されている。また一般的には平時 システムへの投資が優先され、有事システ ムの開発は後手に回ることも多い。

このような課題認識のもと本研究は、平時から利用できるサービスを提供しつつ、有事にも利活用可能な介護保険施設等の情報把握を行うための ICT システムを経済性等も踏まえて研究開発し、その社会実装に向けた具体的な道筋を示すことを目的として開始された。

#### B. 研究方法

研究は①平時情報、②有事情報、③ICTシステム開発、④実証実験の4要素に分けて

推進された。各課題の研究方法は以下の通 りである。

【平時情報】平時 ICT 検討のための既存データベースに関する調査 (分担研究者:藤野善久・藤本賢治ら): 平時の情報収集のみのために新たな ICT システムを構築することは、コストのみならず、情報を入力するユーザーの負担にもなる。そこで、既存の ICT システムを調査し、本課題において利用可能な既存システムないしデータベースを探索することとした。

【有事情報】介護保険施設等が災害時に優先的に報告すべき被災情報に関する研究 (分担研究者:近藤久禎・久保達彦ら): ICT システム整備にあたって最も重要なのは収載するデータの内容である。そこで、① 熊本地震 (2016 年) の際に関係対応にあたった熊本県社会福祉協議会、②全国老人福祉施設協議会等の関係団体、③取り組みが先行する災害医療分野の専門家を対象として、各インタビュー調査を実施して、自然災害発生時に介護保健施設等が自ら優先的に発信すべき情報項目を選定した。

【ICTシステム開発】介護保険施設等の状況把握を行うためのICTシステム(試作品)の開発(分担研究者:久保達彦・松田晋哉ら): 有事ICTシステムの開発にあたっては、システムに収載する情報範囲とシステム操作インタフェースの両者を突き詰めて簡素化したうえで、実用性と拡張性が担保された最小システムを設計することが求められる。そこで、取り組みが先行する災害医療分野における関係ICTシステムのレビュ

ーを行い、実用性の高い ICT システムを効率的に開発整備するための指針を得たうえで、ICT システムの試作品開発をすることとした。本研究で設定された ICT システム開発指針は以下の通り。

<ICT システム開発指針>

- 【先進知見】災害医療分野の先進知 見を取り込み、整備及び維持運用の 効率化を図る。
- 【情報整理】標準紙様式(「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式(FAX 紙様式)」)を開発してから、ICTシステムの開発に取り組む。
- 【入力体制】複数の情報入力経路を確保する。また、ID・パスワード入力等の権限がなくとも報告はできる体制とする。また FAX 報告と組み合わせたオフサイト支援チームによるデータ電子入力支援体制を構築する。
- 【標準仕様】収載情報の標準電子様式と API を開発当初から設定し、可塑性のある整備環境を構築する。また、API を通じて関係システムと積極的にデータを共有し、利用者毎の役割や作業環境に配慮する。
- 【カバー率】施設のデータベースへの登録もれ(災害時の被災見落としにつながる)を最小化するため、平時関係データベースとの定期的な同期を行い、高い施設カバー率を平時から得ておく。それでも施設の登録もれはおこりうるため、有事ICTシステムには施設の新規登録ができる機能を備えておく。
- 【機能拡張】被災状況報告施設(受援者)·関係支援組織(支援者)·行政機

関(調整者)の3つの視点を常に踏まえて開発する。

【実証実験】平成30年度内閣府主催大規模地震時医療活動訓練における実証実験(分担研究者:近藤久禎・久保達彦ら): 有事ICTシステムの開発においては、実証実験での検証が不可欠である。そこで、試作されたICTシステムを平成30年度内閣府主催大規模地震時医療活動訓練において稼働させ、宮崎県と徳島県でシステムの実用性と有効性を検証した。同実証実験においては、ICTシステムのみならず、FAX報告様式(紙)による運用とICTシステムを併存させるための人的な仕組みとして、「介護保険施設等被災状況オフサイト見える化支援チーム」の仕組みもあわせて検証された。

訓練①【宮崎】: 宮崎県庁(調整本部・リエゾン要員1名と訓練コントローラー1名配置)、北九州市(見える化支援オフサイトチーム1名配置)を配置し、研究成果を活用して県内の被災被災状況を迅速把握するとともに、調整本部での支援意思決定に反映できるかを検証。

訓練②【徳島】訓練設置された福祉避難 所(1か所)において被災状況が FAX 報 告様式によって記載する検証が実施さ れた。

#### (倫理面への配慮)

システム整備に係る研究であり、倫理審 査を必要とする課題はない。

#### C. 研究結果

【平時情報】本課題で活用できる可能性の ある平時システムとして、①地域包括ケア 「見える化」システム(厚生労働省老健局老 人保健課)、②介護保険総合データベース (厚生労働省老健局老人保健課)、③けあプ ロ navi (トーテックアメニティ株式会社)、 ④介護事業所·生活関連情報検索(厚生労働 省老健局振興課) の4システムのレビュー 調査を実施した。①については②の情報を 取り込んでいることが明らかとなったため、 最終的に調査対象は①、③、④とした。管理 主体、登録施設の網羅性、精度、更新頻度、 外部への情報提供可能性等の 14 評価項目 に基づき調査したところ、収集対象地域の 全国網羅性が高く、かつ外部システムとの 連携接続の可能性が担保されている等の点 から、有事機能を最も効率的かつ効果的に 付加可能な平時利用向け既設システムは 『地域包括ケア「見える化」システム』であ ると結論された。

【有事情報】ICTシステムの一番の価値は収載される情報そのものにある。研究では以下の関係8組織に、直近の災害として東日本大震災並びに熊本地震での対応状況に着目してインタビュー調査を実施し、自然災害発生時に介護保健施設等が自ら優先的に発信すべき情報項目を念入りに選定した。また、選定された同情報項目をA4用紙1ページに収載したFAX報告様式「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式」を開発した。

- 1. 厚生労働省老健局老人保健課
- 2. 北九州市保健福祉局地域福祉部介護保険課
- 3. 熊本県社会福祉協議会

- 4. 全国老人福祉施設協議会
- 5. 全国老人保健施設協会
- 6. 日本慢性期医療協会
- 7. DMAT 事務局(本研究の研究分担者を 対象とした意見収集)
- 8. DPAT 事務局

【ICTシステム開発】では、関係団体への入 念なヒアリングをもとに開発された「介護 保険施設等被災状況の全国共通報告様式」

(FAX報告紙様式) (図1) を情報内容の核と 設定して、同情報を電子入力報告可能なス マートフォンアプリ (Android OS用のみ) と 報告された情報を可視化するウェブアプリ を「介護保険施設等被災状況見える化シス テム」(仮称)として一体的に開発した。ま た、取り組みが先行する災害医療分野ではI CTシステムに加えてデータ入力や解析に係 る人的資源を組織しておくことで、システ ムの実効性が顕著に高まることが確認され ていたことから、ICTシステムに加えてデー タ入力や解析に係る「介護保険施設等被災 状況オフサイト見える化支援チーム」を配 置して、FAX報告を含む複数入力経路からの 情報を統合したデータベース(セントラル データベース)を構築可能とする設計を採 用した。(図2)

「介護保険施設等被災状況見える化システム」(仮称)がさす範囲としては、狭義においては、スマートフォンアプリとウェブアプリのICTシステムを指すこととし、一方、災害時の実運用においてシステムが有効に稼働するためには「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式」(FAX報告紙様式)と「介護保険施設等被災状況オフサイト見える化支援チーム」が不可欠な構成要

素であることから、広義においてはFAX報告 紙様式とオフサイト見える化支援チームも 「介護保険施設等被災状況見える化システ ム」の総称範囲に含むこととした(図3)。 ○介護保険施設等被災状況見える化システ ムの構成要素(広義)

- スマートフォンアプリ/ウェブアプリ (狭義の際のシステム構成要素)
- 「介護保険施設等被災状況の全国共通 報告様式」(FAX報告紙様式)
- 「介護保険施設等被災状況オフサイト 見える化支援チーム」

【実証実験】について、訓練①宮崎県におけ る成果と課題は以下の通り。

- ■収集されたデータ
  - ・スマホ電子報告(訓練では本部でダ ミー入力) 5件
  - ・FAX 報告 (オフサイトチーム代行入 力) 30件
  - · 未入力施設 141件

## ●できたこと

- オフサイトチームと連携すること で、FAX様式とスマホ入力を統合 し単一の被災情報データベース(セ ントラルデータベース)を構築でき
- 同セントラルデータベースを参照 して施設被災情報をシステム地図 上で一元可視化できた
- 同情報が調整本部情報班要員を通 じて本部長に報告された。
- 調整本部がデータに基づき支援調 整(災害により救急命処置のために 医療機関へ搬送等が必要な入所者 が存在する施設への DMAT 医療チー D. 考察

ム派遣)を行えた

- ●できなかったこと
- 各施設からの実際の被災報告(訓練 コントローラーが代行)
- マスタに存在しない施設の情報登 録(システムへの機能追加で対処可
- マスタに登録されている施設情報 の修正(システムへの機能追加で対 処可能)
- システムに等速される情報の発生 源区分に関する共通認識の構築(訓 練により情報発生源は以下3つと 明確化された①施設マスタ由来情 報(平時に準備)②スマホユーザー の情報(平時ないし発災有事に入力) ③施設の被災情報 (発災有事に入 力))
- その他、システムの操作性改善可能 箇所が細かく抽出された

訓練②【徳島】において以下を達成した。 成果と課題は以下の通り。

#### ●できたこと

- 訓練設置された福祉避難所におい て被災状況が FAX 報告様式によっ て記入され、様式の記入のしやすさ 等が被災施設目線で検証された。現 場担当者は迷うことなくスムーズ に記載を完了することができ、現場 担当者にとって記載報告しやすい 情報内容であることが確認された。

### ●できなかったこと

- 電子システムへの登録(もともと利 用計画なし)

【平時情報】に関する研究として、平時シ ステムの評価・選定において最も重視され たのは、登録施設の網羅性(施設がもれなく 登録されていること)であった。これは、そ もそも施設リストに登録されていないと、 とりわけ災害有事には施設自体が存在しな いとして取り扱われてしまい、被災状況把 握ならびに支援の致命的な遅れにつながっ てしまうためである。システムの登録施設 網羅性は、災害有事における施設被災状況 の可視化カバー率に直結する重要要素であ り、研究成果の社会実装にあたって最も重 視されるべき事項である。また、システム評 価においては、システム間接続の実現可能 性も重視された。具体的には、API (Application Programming Interface: ソフ トウェアコンポーネントを相互接続し連携 を可能にするインタフェースの仕様のこと) を介した接続が可能なシステムを選定して おくことで、複数のシステムをシームレス に利用することが可能となる。API 接続の 実現可能性を担保しておくことは、時代の 変化や技術革新に対応して関係機能をスク ラップ&ビルドし、システムを永続的に発 展させるための仕掛けとして、すなわち長 期的なシステム事業管理の視点からも重要 である。関係条件を総合的に評価した結果、 有事機能を最も効率的かつ効果的に付加可 能な平時利用向け既設システムは『地域包 括ケア「見える化」システム』であると結論 した。

【有事情報】に関する研究では、採用する情報量の上限は、A4用紙一枚で収まる範囲とされ、また情報項目は可能な限りチェックボックスで選択可能な設計とした。これにより、報告する側の負担軽減と、報告を受

ける側での可視化のしやすさ、更には電子 データ化のしやすさがいずれも強化された。 また、研究成果の社会実装に向けて、最も重 要なことのひとつは現場からの受け入れと 考えられるが、そのことへの対処として、研 究では関係団体に様式開発段階から意見聴 取をすべくインタビュー調査を実施した。 同インタビュー調査では、関係 8 団体から の非常に熱心な意見拠出、すなわち開発へ の実質的参画が得られた。これは今後の社 会実装に向けて非常に大切なことである。 関係団体との連携を今後も維持していくこ とが、研究成果の円滑な社会実装に向けて 極めて重要である。

【ICTシステム開発】では、取り組みが先行する災害医療分野の知見を調査し、開発指針を設定してから研究開発を実施した。このことは効率的な開発に大いに貢献した。開発指針毎の成果は以下の通り。

- 【先進知見】取り組みが先行する災害 医療分野の先進知見を取り込むことで、 効果的な研究開発を短期間で完遂する ことができた。具体的には、災害時診療 概況報告システム J-SPEED で実績があ がっている構成として、標準紙様式/ス マートフォンアプリ/ウェブアプリ/オ フサイト支援チームという構成を採用 した。
  - 【情報整理】標準紙様式(「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式(FAX紙様式)」)を開発してから、ICTシステムの開発に取り組んだ効果は、極めて効率的な研究開発のみならず、関係者(介護保険施設・支援者・行政機関)への説明の際にもシステム内容への理解を得やすいという効果にもつながった。

- 今後の ICT システムブラッシュアップ 過程においても、標準様式を基盤とし て紙様式と電子 ICT システムをパラレ ルに発展させていくことが、迅速な関 係者理解や実災害での実用性の向上に 寄与すると考えられる。
- 【入力体制】オフサイト支援チームの 配置により FAX とスマートフォンアプ リによる複数情報入力経路が確保され た。紙様式の併用を許容するシステム 設計は、取り分け施設関係者からの大 きな賛同につながったと感じられた。 オフサイト支援チームについては現在、 研修を受講し検定に合格した 60 名が 登録されている。入力経路のうち WEB については研究開発費の制約から今年 度は機能搭載を見送ることとし、操作 性が良くオフライン環境でも入力は可 能なスマートフォンアプリの開発を優 先することとした。ID・パスワードにつ いて、スマートフォンアプリ(施設情報 の入力専用)/ウェブアプリ(入力され た情報の本部での可視化)の機能を切 り分けることで、スマートフォンアプ リについては ID・パスワードがなくと も電子報告は可能な仕組みが構築され た。施設毎の ID/PW を設定しないこと によるリスクとしては、自施設ではな い施設としての誤入力につながる可能 性があるが、施設毎の ID/PW の発行管 理に係る膨大な管理負担及び開発コス ト、ID/PW を失念してしまった施設担当 者ないし ID/PW を発行されていない新 規施設等が報告に参加できないこと等 のリスクを検討した結果、現時点では 施設毎 ID/PW は設定しない(国事業化

- の段階で再検討する) ことが適当と判断された。
- 【標準仕様】収載情報の標準電子様式を定義した。API は接続先システムが具体的に決定した段階で構築することとした。API を通じて関係システムと積極的にデータを共有することは、平時利用を含めた関係利用者毎の作業環境にも配慮して情報活用を推進していくために、極めて重要である。標準仕様に関連して、疫学解析機能の実用性強化の観点から収集されたデータは、その時点までに登録された全データと、各施設ごとに登録された最新データのみの2種類のデータセットをシステムから自動抽出可能な設計とした。
- 【カバー率】厚生労働省からデータ提 供を受けることでシステム開発当初か ら網羅性の高いデータベースをもとに システムを構築することができた。参 考として、災害医療分野の基幹システ ムであるEMISでは施設カバー率を 高めるために永年の努力を要し、設置 から 15 年経過した 2011 年度時点での 施設カバー率は46%にとどまり、東日 本大震災の教訓化を図ろうとする関係 者の努力により 2018 年度時点でカバ 一率は93%まで向上した。カバー率は 被災施設の見落としを防ぐうえで極め て重要であり、介護保険分野では、現在 の EMIS のようなカバー率を設置当初 から達成することができた。施設情報 は、定期的に既存の国レベルで管理さ れている関係データベースと同期・更 新する情報管理体制を組むことが不可 欠である。

- 【機能拡張】初期開発終了後の今後の機能拡張は、被災地施設・支援者・行政機関の3つの視点をもって開発していくことが重要である。被災情報が集約された後に特に重要になるのは支援調整であり、具体的には調整にあたる行政機関と支援者を結びつける情報フローが希求されるようになると見通される。具体的な対処としては各組織向けに標準業務手順書(SOP)を開発し、情報フローを示すことが有効と考えられる。

【実証実験】として、平成30年度大規模 地震時医療活動訓練で、介護保険施設等被 災状況の全国共通報告様式 (FAX 紙様式) に ついては、記載内容、記載量とも適切である との評価が得られた。オフサイト解析支援 チームの仕組みは特にうまく機能し、FA X様式とスマホ入力を統合し単一の被災情 報データベース(セントラルデータベース) を構築し、地図上に表示された同データに 基づき支援調整を検討することができた (図4~5)。訓練において介護保険施設等被 災状況見える化システム(電子系)は問題な くスムーズに機能し、訓練時点で課題とな った、マスタに存在しない施設の新規登録 機能がないことや、マスタに登録されてい る施設情報の修正ができないこと等につい ては訓練後に優先的に改修が実施され解消 された。一方、今後の社会実装を推進してい くためには、まず、様々な訓練機会を通じて できるだけシステムを稼働させブラッシュ アップ (対応 OS の拡大開発を含む) を継続 するとともに、被災地施設・支援者・行政機 関の3つの視点をもって各組織向けに標準 業務手順書 (SOP) を開発し、情報フローを 示すことが不可欠と考えられた。また、関係 厚労省通知(「災害発生時における社会福祉 施設等の被災状況の把握等について」(平成 29年2月20日雇児発0220第2号社援発 0220 第 1 号 障 発 0220 第 1 号 老 発 0220 第1号)との整合性調整も重要と考えられ た。同通知では介護保険施設を含め社会福 祉施設全体を対象として被災状況の報告項 目が設定されているが、現在の「介護保険施 設等被災状況の全国共通報告様式(FAX 紙様 式)」には同項目が含まれていない。同項目 を含めた情報管理体制を構築することは、 被災施設の報告負担軽減を図るためにも、 国事業化を実現するためにも必要なことで あり、今後、関係各所との積極的なコミュニ ケーションのもと、同項目を包括する、ある いは対象施設を老人保険施設以外にも拡大 可能なシステム設計に留意して本研究開発 が推進されることが重要と考えられた。ま た、「介護保険施設等被災状況オフサイト見 える支援チーム (FAX 人力系)」は、広義の 「介護保険施設等被災状況見える化システ ム」の実用性を支える重要な構成要素であ るが、同チームの事務局機能は現状では産 業医科大学の本研究体制によって担われて おり、実災害での対応に向けて、今後、より 公的かつ永続的な運用が可能な体制に移行 していく必要がある。現在、研修を受け検定 に合格した登録隊員数は 60 名にのぼって いるが、将来的には e-learning 等も活用し て全都道府県に人員が配置されることが望 ましいだろう。オフサイト見える支援チー ムの主力として見込む診療情報管理士は全 国に 3 万人以上おり、既に多くの診療情報 管理士から強い参加要望がきていることか

ら、チームメンバーの全国配置の達成は十分に可能と思われる。被災地外にいる習熟した専門家に作業を外だしできることのメリットは、被災地負荷経験に加え情報管理の質の向上の観点からも非常に大きい。

2年間の研究機関において、本研究は ICT システム試作品の開発のみならず関係団体 からの研究主旨への賛同も含め、一定の成 果を残すことができたと思われる。本研究 成果を活用していくことの対象者毎のメリ ットは図6の通りで、行政機関は被災施設 から標準化された被災データを一括収集可 能となり、支援の主力となる関係団体は被 災状況に係るコモン・ピクチャーを共有可 能となり、各介護保険等施設は報告先毎に 異なる様式で報告する手間を回避でき、ま た協会等に所属しない施設も即時的な被災 情報の発信が可能となる(熊本地震では熊 本県社会福祉協議会がマッチング本部とな り施設被災情報を集約したが、関係団体に 未加入の施設は別枠で行政が調査すること となり一元的な対応ができなかった)。標準 化された情報体制は、支援調整活動自体の 標準化を可能にする。気象庁データによれ ば、我が国において、震度7の地震の発生間 隔は年々短縮している(図7)。本研究成果 の社会実装を遅滞なく着実に進め、次なる 大災害対応において介護施設の被災状況を 効率的に可視化し、防ぎえた死および災害 関連死の予防につなげていくことが強く期 待されている。

#### E. 結論

- 有事機能を効率的・効果的に付加可能 な平時利用向け既設システムは『地域

- 包括ケア「見える化」システム』である。 災害医療分野の先行知見と関係8団体 からの意見を取り込んで開発された 「介護保険施設等被災状況の全国共通 報告様式」を全国的に活用することで、 従来は報告先ごとに異なる様式報告を 強いられていた施設側の負担が最小化 されるとともに、施設被災情報を効率 的かつ一元的に集約することが可能と なり、関係団体の共同的な災害対応を 促すことができる。
- 有事に介護保険施設の稼働・被災状況を迅速可視化する ICT システム (試作品)として「介護施設等被災状況見える化支援システム」(仮称)を設計し、その試作品開発を完了した。同システムでは災害医療分野での成功事例を参考にして ICT 電子システムに加えてデータ入力や解析を被災地外から支援する「介護保険施設等被災状況オフサイト見える化支援チーム」を配置することで、FAX 報告を含む複数経路からの情報入力に対応する体制が構築された。
- 内閣府主催平成 30 年度大規模地震時 医療活動訓練において①介護保険施設 等被災状況の全国共通報告様式(FAX 紙 様式)、②介護保険施設等被災状況オフ サイト見える支援チーム(FAX 人力系) ③介護保険施設等被災状況見える化シ ステム(電子系)の3つの仕組みを稼働 させ、実用性を確認した。
- 研究成果の社会実装に向けては、今年 度までの研究活動を通じて協力関係が 構築された関係団体とのコンタクトを 維持発展させつつ、①関係訓練での検 証に基づくブラッシュアップの継続し

(対応 0S の拡大を含む)、②関係組織別標準業務手順書(SOP)の整備を進めること。また、③関係厚労省通知(「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成 29 年2月20日雇児発0220第2号社援発0220第1号障発0220第1号を発0220第1号)との整合性調整し、④オフサイト解析支援チームを含めた運用体制を強化していくことが重要である。

- F. 健康危険情報 なし
- G. 研究発表
- 1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

- H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)
- 特許取得
   なし
- 2. 実用新案登録なし
- 3. その他

なし

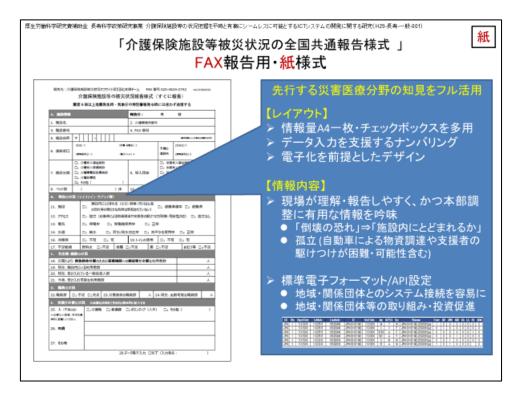


図1 介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式

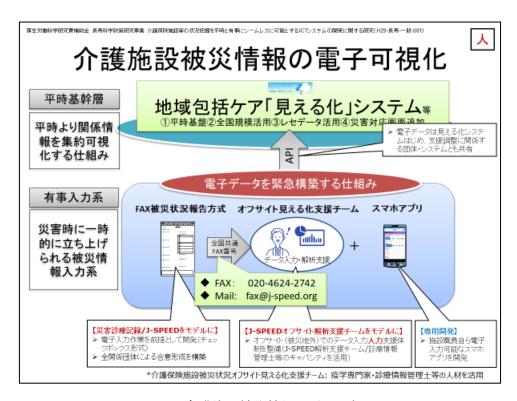


図2 介護施設被災情報の電子可視化

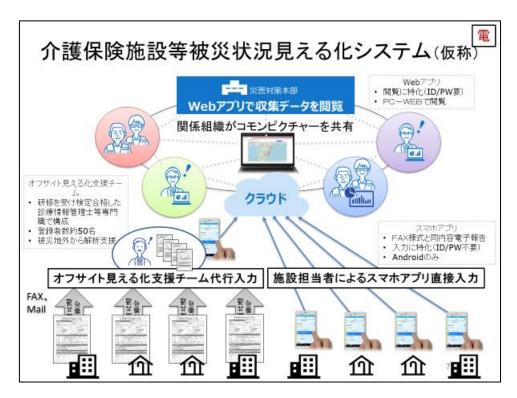


図3 介護保険施設等被災状況見える化システム(仮称)

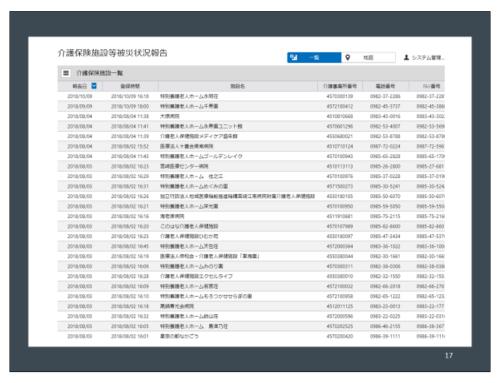


図4 FAX報告とスマホ電子報告が統合された被災情報データベース

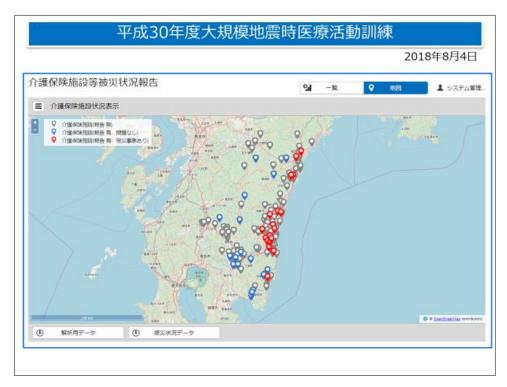


図5 介護保険施設被災状況の地図上での可視化

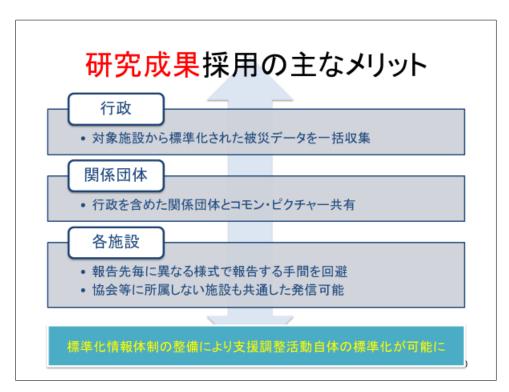


図6 震度7以上の地震の発生間隔

## 震度7以上の地震

震度	発生日	発生の間隔(年)	名称	М
6	1923/9/1	_	関東大震災	M7.9
7	1995/1/17	71	阪神・淡路大震災	M7.3
7	2004/10/23	10	新潟県中越地震	M6.8
7	2011/3/11	6	東日本大震災	M9.0
7	2016/4/14	5	熊本地震	M6.5
7	2018/9/6	2	北海道胆振東部地震	M6.7

- 観測史上、過去5回
- 発生間隔は<mark>短縮傾向</mark>
- ●分布は日本全域



参考:気象庁震度データベース

図7 震度7以上の地震の発生間隔

# 厚生労働科学研究費補助金 長寿科学政策研究事業

介護保険施設等の状況把握を平時と有事にシームレス に可能とするICTシステムの開発に関する研究

平成29年度~平成30年度 研究成果の概要

研究代表者 久保 達彦

## A. 研究目的

#### 求められる成果

## 【研究目的】

● 平時と有事にシームレスに利活用可能な介護保険施設等の情報把握を行うためのソフトウェア(以下、システムと呼称)を開発し、経済性等も十分に踏まえてその社会実装に向けた具体的な道筋を示すこと

#### 目標

- 平時並びに有事にも対応できるよう、デバイスを問わずに利用できるシステムを安価で開発し、社会実装後も安価に維持(システム汎用性・経済性)
- 地域の介護サービス提供状況の把握に資するとともに、災害時には被災状況に基づく効果的な復旧計画の策定支援及び実施後の評価可能に(復旧へのPDCA)

#### 研究開発の背景

- 介護保険の利用者等が介護サービス提供に関する情報を円滑かつ安定に入手できるようにする必要がある(介護保険利用者等による情報アクセス)
- 特に災害等の有事においては、速やかな情報共有により介護保険施設等の被災 状況を正確に把握する必要がある(災害時の利活用)

# B. 研究方法

- 平成29年度: 既存システム調査+標準FAX報告様式(紙)の開発
- ▶ [1]介護保険[2]災害医療の両分野の従来からの研究成果を踏まえて、 開発システムに収載するデータ及び指標について、原案を検討
- ▶ [3]関係団体に実務の観点からヒアリング調査を実施
- ▶ [4]収集された意見に基づきデータ情報設計を検証・ブラッシュアップ
- ▶ [5]平時・有事の情報を統一的に取り扱い可能なデータベースを開発
- ▶ [6]提案とICTシステムの試作品の開発開始
  - \*新システムのみならず既存システムへの機能追加も含め検討
- 平成30年度:標準FAX報告様式(紙)と併存するICTシステムの開発
- ▶ [7]ICTシステム試作品について関係団体へのヒアリング調査を実施
- ▶ [8]同システムを利用した訓練(実証実験)を実施
- ▶ [9]社会実装にむけた道筋を整理し最終提案を行う。

# C. 結果と考察

- 結果1 平時の施設稼働状況を可視化する仕組みとしては「地域包括ケア「見える化」システム」を活用することが適当
  - ⇒【考察】開発に加え周知・利用教育を含む関係コストの節約が可能
- 結果2 同システムに災害有事機能は存在しないため新規開発が必要 取り組みが先行する災害医療分野での取り組みを参考に以下の研究開発を完了した
  - ① FAX報告様式「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式(H29年度開発)
  - ⇒【考察】全国標準様式としての運用を実現するために、様式開発段階から関係団体(熊本地震での対応経験を有する機関を含む)からの意見聴取を実施したところ、関係団体からは標準様式の開発の必要性(現状は報告先により様式変化)並びに汎用性の高いFAXの活用いずれにも強い賛同が得られた。様式には全関係者にとって簡潔明瞭かつ有用な情報のみが選択的に収載された。
  - ② 介護保険施設等被災状況見える化システム(試作品)(H30年度開発)
  - ⇒【考察】全国共通報告様式の電子報告するためのスマートフォンアプリを開発した。システムとしての最大の特徴は、アプリによる電子報告とFAX報告の併存を前提として設計されている点である。具体的には被災施設がFAX報告した様式は全国共通FAX番号を通じて「オフサイト見える化支援チーム」(全国から約50名の診療情報管理士等が参加登録済み)に送信され、同チームがアプリに代行入力することで、被災状況報告が統合可視化される。同仕組みについては内閣府主催平成30年政府防災訓練において実証実験を行われ、その実用性が確認された。紙運用の存在を前提とした設計により、実用性の高いICTシステムが開発された。

## 紙

## 「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式」 FAX報告用・紙様式



## 先行する災害医療分野の知見をフル活用

### 【レイアウト】

- ▶ 情報量A4一枚・チェックボックスを多用
- データ入力を支援するナンバリング
- ▶ 電子化を前提としたデザイン

## 【情報内容】

- ▶ 現場が理解・報告しやすく、かつ本部調整に有用な情報を吟味
  - 「倒壊の恐れ」⇒「施設内にとどまれるか」
  - 孤立 (自動車による物資調達や支援者の 駆けつけが困難・可能性含む)
- ▶ 標準電子フォーマット/API設定
  - 地域・関係団体とのシステム接続を容易に
  - 地域・関係団体等の取り組み・投資促進

Ī	œ	TNb	Repot Date	Latitude	Longitude	D	Visit Date	Apr	M/Y/A	Sex	Filenome	Feer	ARI	AMD	ÆÐ	GΑ	IJ	HD	ADM
U	PΝ	1	7/3/2016	11207517	125,002499	JPN+01+07+001	7/3/2016	34	Y	М	JPN-01-07-001_07032016.jpg	1	0	0	0	0	0	0	0
J	PN	1	7/3/2016	11:207517	125.022433	JPN-01-07-002	7/3/2016	3	Y	F	JPN-01-07-002_07032016.jpg	0	1	0	0	0	0	0	0
J	PΝ	1	7/3/2016	11207517	125,002499	JPN+01+07+003	7/3/2016	5-59	A	F	JPN-01-07-003_07032016.jpg	0	0	0	0	0	0	1	0
J	PN	1	7/3/2016	11:207517	125.022499	JPN-02-07-001	7/3/2016	60-	A	F	JPN-01-07-001_07032016.jpg	0	0	0	1	0	0	0	0
J	PΝ	2	7/3/2016	11232333	125,003228	JPN+02-07-002	7/3/2016	9	M	М	JPN-01-07-002_07032016.jpg	0	0	1	0	0	0	0	0
J	PN	2	7/3/2016	11232333	125.003228	JPN-02-07-003	7/3/2016	(5	A	М	JPN-01-07-003_07032016.jpg	1	0	1	0	0	0		0

厚生労働科学研究費補助金 長寿科学政策研究事業 介護保険施設等の状況把握を平時と有事にシームレスに可能とするICTシステムの開発に関する研究(H29-長寿-一般-001)

## 人

# 介護施設被災情報の電子可視化

平時基幹層

平時より関係情報を集約可視 化する仕組み

## 地域包括ケア「見える化」システム

①平時基盤②全国規模活用③レセデータ活用④災害対応画面追加

▶ 電子データは見える化システムはじめ、支援調整に関係する団体・システムとも共有

### 有事入力系

災害時に一時 的に立ち上げ られる被災情 報入力系

## 電子データを緊急構築する仕組み

API

FAX被災状況報告方式 オフサイト見える化支援チーム スマホアプリ



► FAX: 020-4624-2742► Mail: fax@i-speed.org

#### 【災害診療記録/J-SPEEDをモデルに】

- 電子入力作業を前提として開発(チェックボックス形式)
- 全関係団体による合意形成を構築

#### 【J-SPEEDオフサイト解析支援チームをモデルに】

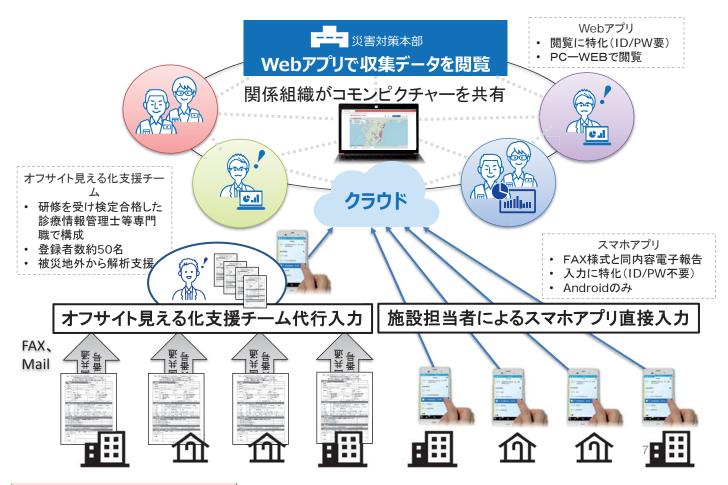
> オフサイト(被災地外)でのデータ入力人力支援体制を整備(J-SPEED解析支援チーム/診療情報管理士等のキャパシティを活用)

#### 【専用開発】

施設職員自ら電子 入力可能なスマホ アプリを開発

## 資料1

## 介護保険施設等被災状況見える化システム(仮称)



①災害時情報内容について

# FAX様式開発方法

▶ 目的: ①災害時に施設が優先的に発信すべき情報同定

②社会実装に向けた関係団体合意形成の醸成

▶ 手段: FAX様式(①普段利用②情報量制御③合意形成)

▶ 方法: 原案作成:

①熊本地震実例: 県社協の実際利用様式

②災害医療の取組み:EMIS病院被災状況入力

関係団体ヒアリング調査(8団体)

研究班でファイナライズ

(成果物)<u>電子化を前提とした</u>標準紙様式(☑)

# 関係団体ヒアリング調査

<行政(調整)> 厚生労働省 北九州市

<介護保険施設等関係団体> 全国社会福祉協議会 熊本県社会福祉協議会

介護老人福祉施設(全国老人福祉施設協議会) 介護老人保健施設(全国老人保健施設協会) 介護療養型医療施設(日本慢性期医療協会)

> <災害支援プロ団体> DMAT事務局(研究協力者) DPAT事務局

## 調査状況

- 研究主旨への強い賛同と積極的 な意見供出
- 問題意識の比重は"生活"・亜急 性期に(医療分野との違い)
- 着目点
  - ▶ 行政→被災全体像をまず把握
  - ▶ 関係団体→現場目線(報告し やすさ)
  - ≫ 災害プロ→支援調整(支援の 優先順位付けの客観指標)
  - 被災経験者⇒脆弱集団への着目

9

## 熊本地震の取り組み・教訓

## 取組み(できたこと)

- 県社協がマッチング本部となり施設被災情報集約 \*
  - メインツール: FAX様式+電話
  - 全国社協から常時二名の応援職員
  - 定員超過の被災者受け入れ施設・福祉避難所開設施設に柔軟対応

\*「社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業」

## 教訓(できなかったこと)

- 仕組みの事前制度化(周知・効率化のために必須)
- 団体加盟状況によらない一元対応(未加入施設は対象外)
- 支援等の重複(情報の一元化が不可欠)
- もともとの人手不足との判別困難

# システム開発方法

- ➤ 要件: ①FAX運用とも調和する電子システムを構築
  - ②"枯れた先端技術"の部分採用
    - \*全国普及可能な範囲での先端
  - ③社会実装に向けて入力系と可視化系を分離
    - \*ID/PWによる保護は報告の障壁にもなる
- ▶ 解答: ①オフサイト解析支援チーム(人力)の活用
  - ②スマートフォンアプリによる入力系構築
    - \*担当者の手元端末に平時から配置
  - ③ID/PWで保護されたWEB可視化系構築
    - \* 最も容易に導入・普及可能

11

# 内閣府防災訓練での実証実験

- 2018年8月
- 宮崎県
  - ①オフサイトチームにFAX様式送信、②オフサイトチームがスマホ電子入力、③可視化画面を本部閲覧、④支援検討
- 徳島県
  - ①福祉避難所から送信②県庁で把握





# 平歲30年度大規模地震時医療活動訓練

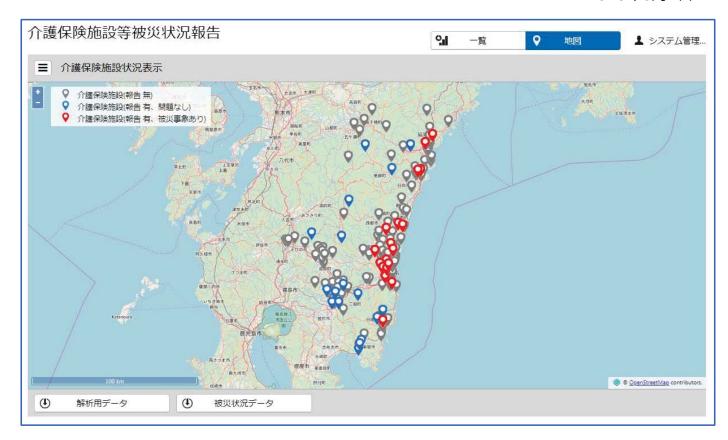
日時:2018年8月3日(金)~4日(土)場所:宮崎県庁および、宮崎県内各活動場所

- ■目的: 平成30年度大規模地震時医療活動訓練内で本研究開発成果である以下3つの仕組みを試験稼働させて、設被災状況を可視化し、本部(県庁に設置された調整本部)にフィードバックすること。
  - ✓ ①介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式
  - ✓ ②介護保険施設等被災状況見える化システム
  - ✓ ③介護保険施設等被災状況オフサイト見える支援チーム
- ■日時:2018年8月3日(金)~4日(土)
- ■場所:宮崎県庁(オンサイトチーム)、北九州市(オフサイトチーム)
- ■収集・可視化されたデータ(宮崎県)
  - ・スマホ電子報告(訓練では本部でダミー入力) 5件
  - FAX報告様式(オフサイトチーム代行入力) 30件
  - ・未入力施設 141件



支水水池	没等被災状況 <b>幸</b>	<u>~</u> 1 −3	<b>Q</b>	地図	とステム管理
介護保険旅	<b>施設一覧</b>				
報告日 🔽	登録時間	施設名	介護事業所番号	電話番号	FAX番号
2018/10/09	2018/10/09 16:18	特別養護老人木一厶水明荘	4570300139	0982-37-2286	0982-37-228
2018/09/09	2018/10/09 18:00	特別養護老人木一厶千寿園	4572100412	0982-45-3737	0982-45-386
2018/08/04	2018/08/04 11:38	大塚病院	4510810668	0983-43-0016	0983-43-302
2018/08/04	2018/08/04 11:41	特別養護老人ホーム永寿園ユニット館	4570601296	0982-53-4007	0982-53-569
2018/08/04	2018/08/04 11:39	介護老人保健施設メディケア盛年館	4550680021	0982-53-8788	0982-53-878
2018/08/04	2018/08/02 15:52	医療法人十善会県南病院	4510710124	0987-72-0224	0987-72-596
2018/08/04	2018/08/04 11:43	特別養護老人ホームゴールデンレイク	4570100943	0985-65-2828	0985-65-170
2018/08/03	2018/08/02 16:23	宮崎医療センター病院	4510113113	0985-26-2800	0985-27-681
2018/08/03	2018/08/02 16:29	特別養護老人ホーム 住之江	4570100976	0985-37-0228	0985-37-019
2018/08/03	2018/08/02 16:31	特別養護老人ホームめぐみの里	4571500273	0985-30-5241	0985-30-524
2018/08/03	2018/08/02 16:26	独立行政法人地域医療機能推進機構宮崎江南病院附属介護老人保健施設	4550180105	0985-50-6070	0985-50-607
2018/08/03	2018/08/02 16:21	特別養護老人ホーム栄光園	4570100950	0985-59-5050	0985-59-550
2018/08/03	2018/08/02 16:16	海老原病院	4511910681	0985-75-2115	0985-75-216
2018/08/03	2018/08/02 16:20	このはな介護老人保健施設	4570107989	0985-82-8600	0985-82-860
2018/08/03	2018/08/02 16:25	介護老人保健施設ひむか苑	4550180097	0985-47-3434	0985-47-537
2018/08/03	2018/08/02 16:45	特別養護老人ホーム天包荘	4572000364	0983-36-1022	0983-36-100
2018/08/03	2018/08/02 16:19	医療法人伸和会・介護老人保健施設「東海園」	4550380044	0982-30-1661	0982-30-166
2018/08/03	2018/08/02 16:06	特別養護老人ホームみのり園	4570300311	0982-38-0306	0982-38-038
2018/08/03	2018/08/02 16:28	介護老人保健施設エクセルライフ	4550380010	0982-32-1550	0982-32-155
2018/08/03	2018/08/02 16:09	特別養護老人ホーム若宮荘	4572100032	0982-66-2018	0982-66-276
2018/08/03	2018/08/02 16:10	特別養護老人ホームもろつかせせらぎの里	4572100958	0982-65-1222	0982-65-123
2018/08/03	2018/08/02 16:18	高鍋春光会病院	4512011125	0983-23-0013	0983-22-177
2018/08/03	2018/08/02 16:32	特別養護老人ホーム鈴山荘	4572000596	0983-22-0225	0983-22-031
2018/08/03	2018/08/02 16:05	特別養護老人ホーム 島津乃荘	4570202525	0986-46-2155	0986-38-367

2018年8月4日



# 実動訓練の総評

- できたこと
  - オフサイトチームチームと連携することで、FAX様式とスマホ入力を統合し単一の被災情報データベースを構築できた
  - 施設被災情報を地図上で可視化できた
  - 本部がデータに基づき支援調整(医療チーム派遣)を行えた
- 訓練結果を踏まえた改修(できなかったこと)
  - マスタにない施設を登録する機能追加
  - マスタ施設情報の修正登録機能追加
  - 情報の区分整理
    - ①マスタ由来情報②スマホユーザーの情報③施設の情報
  - 表示•操作性改善

# 研究成果採用の主なメリット

## 行政

• 対象施設から標準化された被災データを一括収集

## 関係団体

• 行政を含めた関係団体とコモン・ピクチャー共有

## 各施設

- 報告先毎に異なる様式で報告する手間を回避
- 協会等に所属しない施設も共通した発信可能

標準化情報体制の整備により支援調整活動自体の標準化が可能に

# D. 結論

- 1. 平時の施設稼働状況を可視化する仕組みとしては「地域包括ケア「見える化」システム」を活用することが適当である
- 2. 災害有事機能を補完すべく以下が研究開発された
  - ① FAX報告様式「介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式
  - ② 介護保険施設等被災状況見える化システム(試作品)
  - \*紙と電子報告の効果的併存を実現する「オフサイト解析支援チーム」
- 3. 研究成果の社会実装に向けた主な課題は以下の通り
  - ① 関係団体との研究開発連携体制の維持発展
  - ② 訓練での検証に基づくブラッシュアップの継続し(対応OSの拡大を含む)
  - ③ 関係組織別標準業務手順書(SOP)の整備推進
  - ④ 関係厚労省通知(「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(平成29年2月20日)との整合性調整
  - ⑤ オフサイト解析支援チームを含めた運用体制を強化

報告先:介護保険施設被災状況オフサイト見える化支援チーム FAX 番号 020-4624-2742 ver.20180501A

## 介護保険施設等被災状況の全国共通報告様式(すぐに報告)

震度6弱以上地震発生時・気象庁の特別警報発令時には迷わず送信する

A. 施設情報			報告日:	月	日	
1. 施設名			2. 介護事業所番	号		
3. 電話番号			4. FAX 番号	<u> </u>		
5. 施設住所	〒 -				(集団避難している場合は	避難先住所)
	(氏名) 1	(所属・役	職名) 2	予備の	(氏名②) 5	
6. 連絡窓口	(携帯番号①)3	(電子メー	-ル)4	連絡先	(携帯番号②) 6	
7. 施設分類	□ <sub>1</sub> 介護老人福祉施 □ <sub>2</sub> 介護老人保健施 □ <sub>3</sub> 介護療養型医療 □ <sub>4</sub> 介護医療院 □ <sub>5</sub> その他(	記	8. 加入団体	□2 全国		)
9. ベッド数	(	)床	10. 福祉避難別	折の指定	□1 有 □2	無
B. 施設の状	況(ライフライン・サン	プライ等)				
11. 施設安全	1	にとどまれる(火災 等の明らかな危険は		□2 避難≥	集備中 □3 避難済	<del></del>
12. アクセス	□1 孤立(自	目動車による物資調:	達や支援者の駆けて	つけが困難・可能	能性含む) 🗆 2 孤	立なし
13. 電気	□1 停電中	□2 発電機使	用中 □3 Ī	E常		
14. 水道	□1 断水	□₂ 貯水/給水	対応中 □3 月	井戸水を使用ロ	中 □4 正常	
15. 冷暖房	□1 不可	□2 可	16.トイレの使用	□1 不可	」 □2 可	
17. 不足物資	飲料水 □1	不足 食糧 🗆	]2不足  薬	□₃不足	おむつ等	]4不足
C. 利用者の	<b>状況</b>					
	、救急救命処置のた	めに医療機関への	<b>搬送等が必要</b> な利	<b>利用者数</b>		人
	设内にいる利用者数 +3.45いる - 郷体に	1 1 */-				
	ナ入れている一般住民 ナ入れ可能な利用者					<u>人</u> 人
D. 職員の状		<u> </u>				
22.職員数	□1 不足 □2充足	23.災害直前の職	<b>貴数</b> 人	24.現在、出	当可能な職員数	人
E. 支援が必	要な状況 ※必要な	状況をできるだけ具体	的に記入する			
25. 人 (不足に	_	□2看護師 □	]3ボランティア (人き	手) 🗆 4 そ	の他(	)
* 必要な人数等、体的に記載してくだる						
26. 物資						
27. <b>その他</b>						

28.データ電子入力 □完了(入力者名:

134 I= II		THE RESIDENCE	Like .			
送信先	LΔY	000	_ 2	E	E	
~ ID / L	I MM	0 9 0	J 3	O	O	

【熊本県老人福祉施設協議会 事務局】県社協 施設福祉課 ※FAX送信票は不要です。

# 4月14日(木)からの地震による被害状況連絡票

現在 月 日 事業所名 記入者名 職名 TEL FAX

	-4	*	. 4 5
7			

[別紙1]

送信先	FAX	096 -	-355—	
込旧ル	1 / 1/1	000	-	

※FAX送信表は、不要です。

熊本県老人福祉施設協議会 事務局

行き

## 被災状況調査票

施設種別	施設名	
住所		電話 FAX
担当者(役職)	3 II (2 Mars)	

1. 施設建物の被害について

建物外観の被害状況				
建物内部の被害状況	A	, it	S. 3	
敷地内の被害状況			2   1   1   1   1   1   1   1   1   1	

2. 職員の被災状況について

自宅の全壊	人
自宅の半壊	人
自宅の一部損壊	人
建物立入禁止	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

3. 左記の職員の方の現況について

出勤不可能	人
避難所	人
車中泊	人
その他(・・・)	人

出動不可能な理由について御記入ください (

4. 福祉避難所の開設について

①開設している

→ 受け入れ人数

L

②開設していない .

5. 現在、要望したいことがありましたら御記入ください。

資料3

## 様式 1

熊本県社会福祉協議会 施設福祉課 ■ 行 FAX 096-324-

熊本県ホランティアセンター

## 希望支援物資及び受取りについて

1	法人名(				19		)	
2	施設名(						)	
3	担当者及び連	絡先(				5	)	
4	受取について 希望日時(	平成28年	月	B	時	分	ごろ	)
	*施設への配 (住所	送を希望される	場合は住所	所を記入原	頂います。		)	)

5 必要物資(生活用品・食料品等)について

必要なもの	数量	必要なもの	数量
			7.0
N.		1	

- \* 物資によっては、必要な量確保できない場合がありますので、御了承ください。
- \* 本会事務局で内容確認後に御連絡いたします。

現在のとう必要ありません

9:19

様式	2		
----	---	--	--

孫

熊本県社会福祉協議会 施設福祉課 ■ 行 FAX 096-324-

## 被害状況連絡票

		1,4
去人	人名 市町村名	
車	絡 先 担当者名	136
1	施設の被害状況 被害 (なし・あり ) Oをつけてくだ ありの場合は下欄に御記入ください。 ・建物の被害状況 (施設名と状況を御記入ください。)	さい。
2	ライフライン状況 (水道・電気・ガス含む) 被害 ( なし ・ あり ) Oをつけてくだ ありの場合は下欄に御記入ください。(施設名及び状況	
3	他県からの応援職員の要否 (1 必要 2 不要 必要な場合下欄に記入ください。	)〇をつけてください。
	職種	人数
		4
ı N	その他に支援を必要とされていることがございました連絡ください。	ら下欄に御記入またはご
	現在のところはありません。	

## 様式 1

[FAX送付先]

- \*各地域の拠点法人へ直接御提出ください。
- \*拠点法人へ事前に御連絡願います。

## 能本県社会福祉法人経営者協議会 震災支援物資受取り連絡票

					記入日	平成28年	月	日
1	法人	名及び施	設名(		•		,	)
2	市	₽Ţ	村 (					)
		当						)
		絡		¥			,	)
				***ロケン (	N. T		,	
5				料品等)にて要な量確保でき	さない場合がありま ない場合がありま	すので、御	ア承くだ	さい。
		必要なも	5 O	数量	必要なも	50	数量	ł
						0		
1					1965			-4
						175		
				_				all
						M		
				1 4			2	
*	通信	棡			X.			

【別紙1】

送信先 FAX 096-324-※FAX送信表は、不要です。 熊本県老人福祉施設協議会 事務局 でき

## 派遣職員内容報告

施設種別	施設名	
住所		Tel Fax
担当者(役職)	ranco e alto al tros di	

	派遣可能な職員の職種及び人数	派遣可能な日数	備考
例	介護職員〇人	○日間	
1		2	
2			
3			
4			= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
5		7	

[別紙1]

	送信先	FAX	096-	-355 —	
--	-----	-----	------	--------	--

※FAX送信表は、不要です。

被災状況調査票(第3回) ※種別ごとにご記入下さい。6月15日現在

施設種別	特養・養護・デイ・軽費ケア いずれかのOを付けて下さい	施設名	
住所			電話
11171			FAX
担当者 (役職 氏名)			

1. 施設建物の復旧費用概算について(当てはまる被害金額に〇を付けてください) (ア)建物復旧費用について (イ)敷地(擁壁、石垣、法面、駐車場を含む)復旧費用について

300 万~500 万円	
500 万~1,000 万円	
1,000 万~5,000 万円	
5,000万~1億円	
1億円以上	

300万~500万円	
500 万~1,000 万円	
1,000 万~5,000 万円	
5,000 万円~1 億円	7/40
1億円以上	

2. 職員の被災状況について

自宅の全壌	人
自宅の半壊	人
自宅の一部損壊	人
建物立入禁止	人

2-1. 左記の職員の方の現況について

出勤不可能	人
避難所	人
車中泊	人
離職	人

3. 定員超過について(6月15日現在)

定員(人)現員(人)定員超過(人・内避難者人) 福祉避難所としての受入(人)

4、休業(デイサービス等)状況について(以前・現在を含む)

有・無

有の場合 減収額概算 万円

# 「平成28年熊本地震」

における支援活動報告書

~熊本県社会福祉協議会の取組みを検証~











社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 平成 29 年8月発行

## はじめに

平成28年4月14日に前震、16日に本震が続けて発生した「平成28年熊本地震」は、多くの尊い命が奪われたばかりでなく、多数の家屋倒壊や道路損壊など未曾有の被害をもたらしました。また、発災以降、4,200回を超える余震が発生し、一時は18万人を超える方が避難生活を送り、今もなお多くの方が応急仮設住宅等での不自由な生活を余儀なくされています。ここに改めて、今回の震災で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

本会では、前震直後に「熊本県災害ボランティアセンター」を設置するとともに、被害のもっとも大きかった益城町社会福祉協議会の支援を開始しましたが、続けて発生した本震により被害が拡大したため、九州各県・指定都市社会福祉協議会、全国社会福祉協議会及び全国災害ボランティア支援団体ネットワーク等の関係団体の応援を受けながら、16市町村の災害ボランティアセンターの設置及び運営支援に努めました。さらに、当座の生活資金が不足していた世帯に生活福祉資金(緊急小口資金)を貸し付けるとともに、社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業を他団体とともに実施するなど、被災者の支援と被災地の復旧復興のための活動に取り組みました。

また、震災発生から半年後には、15市町村の社会福祉協議会が、被災した方々が生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」の運営を受託しました。本会は、各センターの運営を支援するため、「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」の運営を受託し、行政や関係機関・団体と連携し被災者の支援に取り組んでいます。

この報告書は、本会が行ったこれまでの支援活動(平成28年4月から平成29年8月)の 取組みについて検証作業を行い、今後の災害時における支援活動のあり方等についてまとめ たものです。関係者の皆様の参考になれば幸いです。

最後になりましたが、発災直後から災害ボランティアセンターの運営などにあたる職員の派遣並びに寄附金、支援金及び支援物資の提供など全国から多大なる御支援をいただいたことに対し、改めて深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

平成29年8月

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 会 長 良 永 彌 太 郎

## 目 次

● はし	じめに	
●目	次	
	真で見る熊本地震と支援活動	
● 熊2	本地震について	5
● 熊2	本県社会福祉協議会が取り組んだ支援活動	
I	県災害ボランティアセンターの運営	
1	市町村災害ボランティアセンターの立上げ支援	
2		
3		
4		
5	行政、市町村社協及びNPO等のボランティア団体との連携	16
6	市町村災害ボランティアセンターから	
	市町村生活復興支援ボランティアセンター等への移行支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
П	生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金・福祉費 [住宅補修、災害援護費])	
1	緊急小□資金の貸付実施に向けた態勢整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		
3		
4		
5		
	社会福祉施設等に対する応援職員の派遣調整の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV	災害義援金・災害ボランティア活動支援金等の受入れと配分	3(
V	県地域支え合いセンター支援事務所の設置・運営(県委託事業)	
1	相談支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		
3		
4	3,323 3,337, 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -	41
VI	社会福祉施設等支援の取組み(各種協議会事務局としての対応)	
1	被害状況の把握と支援に向けての調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	_ 0 0 (4) (1)	
VII	災害対応を行うための事務局体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
● 数5	字で見る支援活動(資料編)	
• 🗏	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
・資	<b>利</b>	48

## 写真でみる熊本地震と支援活動



山腹崩落 (南阿蘇村)



道路の損壊 (南阿蘇村)



大きな被害を受けた熊本城



大きな被害を受けた阿蘇神社



大きな被害を受けた商店街 (熊本市)



倒壊した家屋(益城町)



倒壊した家屋 (益城町)



倒壊寸前の宇土市役所



屋外避難 (熊本市)



車中泊避難 (益城町)



避難所(嘉島町)



避難所 (物資の配給)



大きな被害を受けた福祉施設(熊本市)



大きな被害を受けた福祉施設 (熊本市)



県社協事務局の片付け



県ボランティアセンター ミーティングルーム



県災害ボランティアセンターの様子①



県災害ボランティアセンターの様子②



県災害ボランティアセンターの訪問支援の様子③



災害ボランティア活動の様子①



災害ボランティア活動の様子②



災害ボランティア活動の様子③



災害ボランティア活動の様子④



災害ボランティア活動の様子⑤



災害ボランティア活動の様子⑥



災害ボランティア活動の様子⑦



生活福祉資金 (緊急小□資金) 特例貸付の受付会場



拠点施設に集められた支援物資



災害ボランティア活動支援金の受贈



県地域支え合いセンター支援事務所開所式



地域支え合いセンター 研修会の様子



テレビ番組(地域支え合いセンターの役割とその活動を紹介)の取材

# 熊本地震について

# 1 平成28年熊本地震の概要

区分	前震	本 震
発生日時	平成28年4月14日 (木) 午後9時26分	平成28年4月16日 (土) 午前1時25分
震源地	熊本県熊本地方(北緯32度44.5分、 東経130度48.5分)	熊本県熊本地方(北緯32度45.2分、 東経130度45.7分)
震源の深さ	約11km	約12km
地震の規模	マグニチュード6.5	マグニチュード7.3
	震度7:益城町	震度7:西原村、益城町
各地の震度		震度6強:熊本市、菊池市、宇土市、 宇城市、合志市、大津町、 南阿蘇村、嘉島町
	震度6弱:熊本市、玉名市、宇城市、 西原村、嘉島町	震度6弱:八代市、玉名市、天草市、 上天草市、阿蘇市、美里町、 和水町、菊陽町、御船町、 山都町、氷川町

(熊本県「熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書」より抜粋)

# 2 被害状況

(1) 人的被害(熊本県危機管理防災課:平成29年8月10日17時00分発表)

ア 死者 244人

内訳

(ア)	警察が検視により確認している死者数	50人
(イ)	市町村において災害弔慰金の支給等に関する法律に	
	基づき災害が原因で死亡したものと認められるもの	189人
(ウ)	6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害の	
	うち能本地震との関連が認められた死者数	5人

# イ 重軽傷者

(ア)	熊本地震による被害者	2,709人
(イ)	6月19日から6月25日に発生した豪雨による被害の	
	うち熊本地震との関連が認められた被害者	3人

- (2) 住家被害状況(熊本県危機管理防災課:平成29年8月10日17時00分発表)
  - ア 熊本地震による被害
- イ 6月19日から6月25日に発生した豪雨による 被害のうち熊本地震との関連が認められたもの

全 壊	8,648棟	
半壊	34,186棟	
床上浸水	_	
床下浸水		
一部損壊	153,557棟	
計	196,391棟	

全 壊	15棟
半 壊	100棟
床上浸水	114棟
床下浸水	156棟
一部損壊	9棟
計	394棟

# 熊本県社会福祉協議会が取り組んだ支援活動

# I 県災害ボランティアセンターの運営

1 市町村災害ボランティアセンターの立上げ支援

#### [取組状況]

前震直後に県災害ボランティアセンターを設置して、被災地社会福祉協議会(以下、社会福祉協議会は「社協」と表記)へ災害救援先遣チームを派遣し、情報の共有及び集約を行った。16市町村の社協が災害ボランティアセンターを設置することとなったため、本会はその立上げ支援を行った。



【益城町社協でのミーティング】

#### (1) 成果・良かった点

ア 「市町村災害ボランティアセンターマニュアル」の活用と災害ボランティアセンター 設置訓練の成果

被災地社協では、本会が作成した「市町村災害ボランティアセンターマニュアル」を 活用するなど、平時から災害ボランティアセンター設置訓練を行っていたこともあり、 市町村社協の職員が災害ボランティアセンターの設置及び運営について、よく理解して いた。

#### イ 日本青年会議所熊本ブロック協議会との災害時応援協定

日本青年会議所熊本ブロック協議会と本会は災害時応援協定を締結していたため、災害ボランティアセンターの設置に係る資機材の手配、配送など、同協議会から多大な協力を得ることができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

ア 想定外の災害が起き発災直後の対応で混乱

災害の規模が大きく被災地域が広域化したことや県災害ボランティアセンターマニュアルが水害を想定した内容となっていたこと、発災直後からの電話での問合せの対応に忙殺されたこともあり、本会職員の役割分担の設定や市町村社協の被災状況等の把握に時間を要するなど迅速な対応ができなかった点もあった。

#### 【今後の取組み】

#### 県災害ボランティアセンターマニュアルの改訂や職員研修等を実施

県災害ボランティアセンターマニュアルについて、大規模災害や地震なども想定したマニュアルに改訂するとともに、マニュアルの周知徹底を図るために本会職員の研修等を定期的に実施する。

#### イ 市町村社協からの問合せへの対応に支障

発災直後からボランティア活動希望者からの問合せが殺到し、その対応に追われたために、市町村災害ボランティアセンターの立上げ支援に関する市町村社協からの問合せの対応に支障が生じた。

#### 【今後の取組み】

#### 市町村社協からの問合せへの迅速な対応

発災後の市町村社協からの問合せに即応するため、平時から市町村社協専用電話を 設置する。

# ウ 市町村災害ボランティアセンターの設置場所と人員確保に支障

市町村災害ボランティアセンターが設置される予定の社協が入居する建物が福祉避難 所となったり、設置場所として予定していた建物が損壊したため、設置場所の確保に時 間を要した。また、市町村社協の職員が福祉避難所の運営要員として配置された社協も あり、市町村災害ボランティアセンターの運営にあたる人員の確保が困難だった。

#### 【今後の取組み】

#### 市町村災害ボランティアセンターの設置場所と人員確保の支援

- (ア) 市町村災害ボランティアセンターの設置場所については、予定施設の被災等を想定し、代替が可能な複数か所の場所を把握しておくよう助言する。また、 市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営は、市町村行政との連携が欠かせないため、行政と設置場所の情報を共有しておくよう助言する。
- (イ) 複数市町村共同による災害ボランティアセンターの設置・運営を図るとともに、NPO等のボランティア団体の協力を得て運営する方法を検討する。
- (ウ) 災害ボランティアセンターの設置場所や人員確保など今回の震災で明らかとなった課題等を踏まえて、市町村災害ボランティアセンターマニュアルの改訂を行う。

#### エ 被災者のニーズ(困りごと)把握が困難

市町村が指定している避難所以外の公的施設等への避難や道路沿いの店舗駐車場での車中泊避難など、被災者が様々な場所に避難したため、市町村社協は被災者のニーズ(困りごと)把握に苦慮したが、本会もどう市町村社協を支援すべきか対応が難しかった。

#### 【今後の取組み】

# 被災者のニーズ(困りごと)把握支援

避難所以外への避難や車中泊避難をしている被災者のニーズ(困りごと)把握を円滑に進めるための方策について、市町村社協とともに検討する。

#### オ ボランティア募集の開始時期等の判断に苦慮

各市町村災害ボランティアセンターは、震度4以上の余震が続き、被災家屋の倒壊等によるボランティア活動希望者への二次災害が懸念されたことや避難所以外への避難や車中泊避難をしている被災者のニーズ(困りごと)把握が難しかったことからボランティア募集の開始を見合わせていた。一方、報道機関やボランティア活動希望者等からはボランティア募集の早期開始を求められたため、各市町村災害ボランティアセンターは、ボランティア募集の開始時期、ボランティアを募集する範囲(県内・県外)等の判断に苦慮したが、本会も適切な助言ができなかった。

#### 【今後の取組み】

#### ボランティア募集開始時期等の判断への支援

災害ボランティア自身の安全確保とボランティアにしてもらう一定の活動量(被災者ニーズ)が把握できないとボランティア募集が開始できないことを、本会から報道機関やボランティア活動希望者等に正確に、また丁寧に伝え、理解を得るよう努める。また、ボランティア募集の開始を判断する際に必要な事由や決定した開始時期等の情報を市町村災害ボランティアセンターが迅速に情報を発信することができるように、ホームページやSNS(ツイッター、フェイスブック等)に掲載する例文を準備する。

#### 2 市町村災害ボランティアセンターの運営支援

#### [取組状況]

4月中に16の市町村社協が災害ボランティアセンターを設置したが、本会職員と災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(以下、「支援P」と表記)のメンバー等による巡回を行い、情報提供や助言を行うなどの運営支援を行った。また、市町村災害ボランティアセンターの運営に必要な資機材の調達のため、関係機関・団体との連絡調整を行った。



【災害ボランティア活動のオリエンテーション】

#### (1) 成果・良かった点

### ア 市町村災害ボランティアセンターへの情報提供

各市町村災害ボランティアセンターの設置状況をまとめた「市町村災害ボランティアセンター等設置状況一覧」、ボランティア活動者数や災害ボランティア依頼件数をまとめた「市町村災害ボランティアセンター等活動実績一覧」、提供可能な資機材の状況や運営上の注意喚起などの情報をまとめた「熊本県災害ボランティアセンターニュース」を本会で作成し、市町村災害ボランティアセンターへ情報提供を行った。そのため、各センターは、他のセンターの活動状況を把握することができるようになり、ボランティア活動希望者の受入調整など、各センターの運営に役立った。

#### イ 先災県の社協等からの応援職員が県災害ボランティアセンターに常駐

発災直後から東北等の先災県の社協や九州ブロックの幹事県である長崎県社協の職員が交替で県災害ボランティアセンターに常駐してもらったため、県災害ボランティアセンターの運営や市町村災害ボランティアセンターの巡回に際し、経験を踏まえた情報提供や助言を得ることができた。また、疲弊する本会職員もいる中、精神的な面でもサポートがあり心強かった。

#### ウ 支援 P や関係機関・団体による県及び市町村災害ボランティアセンターの運営支援

- (ア) 支援 P については、県災害ボランティアセンターや市町村災害ボランティアセンター に常駐した経験豊富なメンバーによる情報提供や助言、関係機関・団体との調整などの 支援に加え、事務所用プレハブ、携帯電話、パソコン等の資機材の貸与などの支援が あり、各災害ボランティセンターの円滑な運営が図られた。
- (イ) 日本青年会議所熊本ブロック協議会やNPO等のボランティア団体から運営スタッフとして人的支援があり、市町村災害ボランティアセンターの運営が支えられた。

# (2) 課題と今後の取組み

市町村災害ボランティアセンターの運営支援を行う本会職員の人員と知識やスキルの不 足

被災地域が広域化したため、本会職員を各市町村災害ボランティアセンターに常駐させて支援するには人員が不足し、巡回による運営支援にとどまった。また、巡回した本会職員には、災害支援の経験がなく、知識やスキルが不足している職員もいたため、支援内容に差が生じた。

# 【今後の取組み】

#### 運営支援を行う本会職員のスキルアップ

本会職員が市町村災害ボランティアセンターの支援を行う際に、災害支援の経験の 有無等により支援内容に差が生じないよう、災害支援に関する職員研修の実施や市町 村社協が実施する災害ボランティアセンター設置訓練への派遣を行い、本会職員のス キルアップを図る。

#### 3 県災害ボランティアセンターへの問合せ対応及び情報発信等

#### [取組状況]

ボランティア活動希望者や関係機関等からの問合 せに対応し、災害ボランティア活動等について情報 提供を行った。

また、ホームページやSNS(ツイッター、フェイスブック等)を活用し、災害ボランティア活動や市町村災害ボランティアセンターに関する情報(設置場所やボランティア募集状況など)を発信した。



【支援Pのメンバーが開設した「熊本地震特設サイト」】

#### (1) 成果・良かった点

# 支援Pのメンバーによる熊本地震特設サイト(ホームページ)の開設等

本会のホームページとは別に、各市町村災害ボランティアセンターの設置状況やボランティア募集の状況等をまとめた特設サイトの開設が支援Pのメンバーによって行われ、災害ボランティア情報がボランティア活動希望者等に分かりやすく発信されるようになった。また、SNS(ツイッター、フェイスブック等)からのコメントへの本会の答え方についても支援Pのメンバーから助言を受け、適切な対応をとれるようになった。

### (2) 課題と今後の取組み

#### ア 問合せ対応を行うための事務所の環境整備と職員の役割分担が不十分

- (ア) 職員の増員に伴う備品等 (デスク、パソコン、事務用品等) の配備や専用電話の 開設に遅れが生じたため、業務に直ぐに取り掛かることができなかった。
- (イ) 災害ボランティア活動以外の問合せも多く、紹介先が分からないものもあり対応 に苦慮した。
- (ウ) 発災直後は、電話による問合せ対応等に追われ職員の役割分担が行えない期間が あり、情報発信や来所者対応等の業務に支障を来たすことがあった。
- (工) 基本となる役割分担(情報収集・発信担当、マスコミ対応、ボランティア保険対応、来所者対応等)を行った後も、担当者不在時等の対応が十分でなかった。

#### 【今後の取組み】

#### ア 事務所の環境整備と役割分担の明確化

県災害ボランティアセンターマニュアルを改訂し、備品一覧や役割分担等を明 確化する。

#### イ 問合せ対応にあたる職員のスキルアップ

適切に問合せ対応ができるよう、FAQの作成を行うとともに災害支援や県災害ボランティアセンターマニュアルの研修等を実施し、本会職員のスキルアップを図る。

# イ 情報収集方法と情報共有方法の不備

- (ア) 発災直後は、市町村災害ボランティアセンターの活動状況等の情報の収集方法に ルール (報告様式や報告の方法) がなかったため、一部の市町村災害ボランティアセンターからの情報の収集に時間を要した。
- (イ) 発災直後は、電話による問合せ対応に忙殺され、記録メモを整理し共有が必要な情報をホワイトボードに転記したり、データ入力することが十分にできなかったため、 職員間の情報共有に苦慮した。

#### 【今後の取組み】

#### 情報収集と情報共有の方法を検討

- (ア) 市町村災害ボランティアセンターの活動状況等の情報を円滑に、また正確に 収集するため、報告様式や報告の仕方などを検討し、県災害ボランティアセン ターマニュアルに明記する。
- (イ) 電話対応の際に使用する記録メモの書式等を作成し、記入済みの記録メモを そのままホワイトボードへ貼付するなど、情報を職員間で共有するための方法 を検討する。

# ウ ホームページ等による情報発信が不十分

(ア) 本会の災害時のホームページについて、見づらい、読みづらい、分かりづらいという声が寄せられた。

(イ) ボランティアの募集状況やボランティア保険への加入について、本会の災害時のホームページに掲載し周知していたが、ホームページを見ていないボランティア活動希望者から「ボランティアに行きいたけど、どこが募集していますか。」、「ボランティア保険はどこで加入できますか。」などの問合せが多かった。

#### 【今後の取組み】

#### ア 災害に備えたホームページの改修

本会の災害時のホームページについて、見やすさ、読みやすさ等を意識したページレイアウトへの改修を検討する。

イ <u>災害ボランティア情報をより多くの方に周知するために、SNS(ツイッター、</u> フェイスブック等)等を活用した情報発信を強化

本会の災害時のホームページを知らない方や見ない方へ情報を発信するため、 SNS (ツイッター、フェイスブック等)のツールの特性(情報の拡散力、ユーザー数、情報の掲載量など)を活かして災害ボランティア情報をより多くの方に 周知する。

また、SNS(ツイッター、フェイスブック等)を活用して災害ボランティア 情報を迅速かつ正確に発信できるようにするために、本会職員の研修を実施する。

#### 4 災害ボランティアセンターへの応援職員の派遣要請及び調整

#### [取組状況]

県及び市町村災害ボランティアセンターの運営を 円滑に進めるため、九州ブロック社協、全国の社協 及び県内市町村社協に応援職員の派遣要請を行うと ともに、各市町村災害ボランティアセンターへの応 援職員配置などの調整を行った。

#### (1) 成果・良かった点

ア 九州ブロック社協や全社協等の職員の常駐 による支援



【社協のネットワークの「力」を実感した】

- (ア) 九州ブロック社協の幹事県である長崎県社協の職員や全国社会福祉協議会(以下、「全社協」と表記)の職員が本会に常駐したことで、九州ブロック社協や他ブロック社協からの応援職員の派遣が円滑に行われた。
- (イ) 市町村災害ボランティアセンターの立上げ時は、県内市町村社協の中でも災害支援の経験豊富な職員を派遣したことにより、各センターの速やかな設置につながった。

#### イ 応援職員への事前レクチャーと業務の引継ぎを円滑に実施

- (ア) 発災直後は、全国の社協からの応援職員に、本会で事前に県内全体の被災状況や 支援状況をレクチャーしたうえで、市町村災害ボランティアセンターの支援にあ たってもらったため、効果的な運営支援につながった。
- (イ) 市町村災害ボランティアセンターの運営が軌道に乗ってからは、各センターでの 業務引継ぎに切り替えたため、派遣期間の時間を有効に活用することができた。
- (ウ) 応援職員の派遣元の社協ごとに、市町村災害ボランティアセンターにおける役割 を固定したことで、円滑な引継ぎを行うことができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ア 応援職員の必要人員数等の想定が困難

本会職員が市町村災害ボランティアセンターに常駐できず、担当者が毎回異なる巡回 支援であったため、運営状況の把握が難しく、応援職員の必要人員数等の想定ができ なかった。

#### 【今後の取組み】

### 応援職員の派遣調整の円滑化

本会職員が市町村災害ボランティアセンターに常駐できない場合は、運営状況の把握や応援職員の必要人員数などを見極めるため、地域担当者を固定して継続的に情報収集にあたるなどの支援体制を検討する。

#### イ 派遣元社協による費用の負担

県内市町村社協職員の派遣費用は派遣元の社協で負担することとなっているため、財政面での支援を求める声が派遣元社協からあった。

#### 【今後の取組み】

#### 派遣元社協への派遣費用の支援

- (ア) 本会において派遣費用の支援策を検討する。また、災害準備金制度の対象と するよう県共同募金会に要望するなど支援の拡充を図る。
- (イ) 県内市町村社協からの応援については、各被災市町村に近い圏域の市町村社協による支援体制を検討し、派遣費用の低減を図る。

#### ウ 応援職員の宿泊先の確保が困難

発災直後は、宿泊施設が休業していたり、様々な支援団体等も利用していたため、応 援職員の宿泊先の確保が難しく、活動場所まで長時間の移動を強いることがあった。

# 【今後の取組み】

# 市町村社協に応援職員の宿泊先の紹介を依頼するよう検討

今回の災害では、一部の市町村社協から宿泊先の紹介があったが、全国の社協から の応援職員の宿泊先として、被害の少なかった市町村の老人福祉センター等を紹介い ただくよう各市町村社協に依頼することを検討する。

#### 5 行政、市町村社協及びNPO等のボランティア団体との連携

#### [取組状況]

行政、市町村社協及びNPO等のボランティア団体との会議に参加し、情報交換、課題解決等の協議を行った。また、本会はNPO等のボランティア団体と市町村災害ボランティアセンターとの仲介役として連絡調整を行った。

#### (1) 成果・良かった点

#### 関係機関・団体との密接な連携

関係機関・団体との会議に参加することで、災害ボランティアでは対応できなかった屋根へのブルーシート張りなど市町村災害ボランティアセンターが対応に苦慮した問題等について、行政及びNPO等のボランティア団体と共有し、課題を解決することができた。

### (2) 課題と今後の取組み

ア NPO等のボランティア団体と市町村災害ボランティアセンターの連携が不十分

被災当初は、市町村災害ボランティアセンターがNPO等のボランティア団体についてよく知らなかったため、市町村災害ボランティアセンターとNPO等のボランティア団体との連携が十分にとれないことがあった。

#### 【今後の取組み】

#### 市町村社協へのNPO等のボランティア団体に関する情報提供

市町村社協が日ごろからNPO等のボランティア団体と連携できるように、くまもと災害ボランティア団体ネットワーク(以下、「KVOAD」と表記)と連携し、NPO等のボランティア団体に関する情報を市町村社協に積極的に提供する。

#### イ 災害ごみの運搬、ブルーシート張り、農業ボランティアへの対応に苦慮

- (ア) 市町村の災害ごみの収集業務が滞り、ほとんどの市町村において住民が集積所まで運搬する必要が生じ、市町村災害ボランティアセンターに支援の要請が急増した。 このため、災害ボランティアが通常行わない災害ごみの集積所への運搬作業に終始せざるを得ず、本来の被災者の生活復旧にかかる活動を制約することとなった。
- (イ) 市町村災害ボランティアセンターに寄せられる被災者ニーズ(困りごと)の中では、屋根へのブルーシート張りが多かったが、高所での危険作業のため、災害ボランティアには対応させられないものである。また、被災者の生業を支援する活動は、災害ボランティアが行わないことが原則であり、農作業の応援を災害ボランティアにして欲しいとの要望への対応に苦慮した。

# 【今後の取組み】

# 対応困難事例への対応方法を検討

災害ボランティアの活動は、被災者ニーズ(困りごと)のすべてには対応できないので、今後、災害ごみの集積所への運搬やブルーシート張りへの対応、農業等の生業にかかる活動への関わり方等について、NPO等のボランティア団体や行政との連携を含めて検討する。

# 6 市町村災害ボランティアセンターから市町村生活復興支援ボランティアセンター等への移行 支援

#### [取組状況]

被災者が避難所から自宅、みなし仮設住宅又は応急仮設住宅へと住まいを替えるなど、地域の生活復興の段階に合わせ、市町村災害ボランティアセンターは生活復興支援ボランティアセンターや通常のボランティアセンターへと移行した。

本会職員と支援Pのメンバー等が巡回し、市町村 災害ボランティアセンターの移行に関する住民への 周知方法や今後の被災者支援について、情報提供や 助言を行った。



【応急仮設住宅を視察】

#### (1) 成果・良かった点

#### ア 先災県や支援 P からの適切な情報の提供

先災県や支援Pから生活復興の段階に応じて生じるニーズ等に関する情報や資料等をあらかじめ提供していただいたことで、市町村災害ボランティアセンターから生活復興支援ボランティアセンター等に移行していく際に必要な、見守り支援などの活動に関する情報を市町村災害ボランティアセンターに適切に提供することができた。

#### イ 応急仮設住宅で実施されるボランティア活動の支援窓口を設置

応急仮設住宅で実施されるボランティア活動について、日程調整や活動先の紹介などを行う支援窓口をKVOADと県災害ボランティアセンターが協働で設置・運営し、ボランティアが行う被災者の生活支援や仮設住宅におけるコミュニティづくりを支援することができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ボランティア募集情報等の把握不足

市町村災害ボランティアセンターから市町村生活復興支援センターへの移行に伴い、災害ボランティアの募集人数も減少した。そのため、ボランティア活動希望者から県災害ボランティアセンターに様々な活動を行うボランティアの募集状況の問合せが寄せられたが、NPO等のボランティア団体が募集しているボランティア等の情報量が少なかったため、上手くコーディネートすることができなかった。

#### 【今後の取組み】

#### KVOADとの連携を強化

社協以外の団体が実施するボランティア活動の情報を把握するため、NPO等のボランティア団体の中間支援団体であるKVOADとの連携を強化する。

# Ⅱ 生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金・福祉費 [住宅補修、災害援護費])

#### 1 緊急小口資金の貸付実施に向けた態勢整備

#### [取組状況]

熊本地震の被災者で当座の生活費が不足する方を対象にした生活福祉資金福祉資金(緊急小口資金)特例貸付(以下「緊急小口資金」と表記)の申請受付けを平成28年5月6日(県内一斉は5月9日)から6月17日まで実施した。緊急小口資金は、原則として1世帯10万円以内(4人以上の世帯や要介護者又は障がい者がいる世帯等は20万円以内)で、通常設けている低所得世帯の条件を撤廃するとともに、据置期間を「2か月以内」から「1年以内」



【特設会場での準備の様子】

に、償還期間を「1年以内」から「2年以内」に延長するなど、通常の貸付要件を大幅に緩和 した貸付けであり、今回は11,689件、15億7,620万円の貸付けを行い、被災者の生活支援に 取り組んだ。

まず、発災直後に災害救助法が適用されたことを受け、緊急小口資金の貸付実施に向け、県内市町村の被災状況の確認を行うとともに、東日本大震災における取組みや全社協作成の「大規模災害時における緊急小口資金特例貸付実施の手引き」を参考に、被害の大きい市町村における受付会場や資材等の確保、関係資料等の作成、受付窓口の職員体制の検討等を行い、貸付申請の受付開始に向け準備に取り組んだ。

# (1) 成果・良かった点

#### ア 受付に必要な様式、備品、資材等の事前準備

福島県社協から、東日本大震災時の緊急小口資金貸付の対応状況、受付け等で利用した関係様式データ等の提供を受けたことで、必要な様式、備品、資材等の準備作業を円滑に行うことが可能となった。

#### イ 九州ブロック社協及び全国の社協からの応援職員の受入れ

被害の大きかった市町村社協では、災害ボランティアセンターの設置及び運営や避難者の支援等の業務があり、貸付申請の受付けにあたる人員の確保が困難であったが、九州ブロック社協の幹事県である長崎県社協や全社協の調整で、九州及び全国の社協職員166人の応援を得ることができ、スタッフの不足が解消された。

#### ウ 熊本市における特設会場の確保

多くの申請件数が見込まれた熊本市においては、熊本市社協の尽力により受付窓口の 設置に必要な広さの特設会場を3か所確保することができた。

#### エ 熊本市社協における臨時職員の雇用

申請が多く業務の支障が予想された熊本市社協では、受付業務にあたる臨時職員が雇用されたことで、特設会場の受付窓口の運営が円滑に行われた。

#### オ 担当課以外の本会職員の協力

本会において、過去に貸付事業を担当した職員等の協力体制がとれたことで、受付開始時の特設会場ごとに柱となる人材の確保ができた。

#### カ 応援職員に対する事前説明会の実施

全国の社協からの応援職員に対しては、前日に事前説明会を実施し、担当地域までの 移動手段、当日の受付手順、留意事項等について説明を実施したことで、受付窓口の運 営を円滑に行うことができた。

#### キ 特設会場との連絡手段の確保

NTTドコモから無償で携帯電話の貸与があり、必要数を確保できたため特設会場の 応援職員との連絡に役立った。

# ク 応援職員の宿泊先の確保

全国の社協からの応援職員の宿泊先については、被災のため、受付けを開始した時期においても休業中のホテル等が多かったうえ、県外からの様々な支援団体等も利用していたため、宿泊先の確保が困難な状況であったが、本会と取引のある旅行代理店及びホテルの協力で、継続した宿泊先の確保ができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

# ア 受付開始時期決定の遅れ

入居建物が損壊し使用不能となった市町村社協においては、代わりとなる受付会場の 確保が地域の中で困難であったため、受付開始時期の決定が遅れた。

#### イ 特設会場の確保に時間を要した

申請が多く見込まれた熊本市社協においては、特設会場を3か所開設することとなったが、大人数に対応可能な会場が必要であったため選定に時間を要した。また、受付終 了時期が当初の見込みより延びたため、会場の変更が生じた。

#### 【今後の取組み】

#### 使用可能な特設会場候補のリスト化と行政との情報共有

受付会場については、既存の建物が損壊した場合を想定し、代替が可能な複数か所の場所・建物をリスト化して把握したうえで、市町村行政と情報を共有しておくよう市町村社協に助言する。

#### 2 緊急小口資金の貸付申請受付の実施

#### [取組状況]

受付態勢が整った熊本市(3つの特設会場)、宇 土市、阿蘇市、南阿蘇村及び西原村の5社協では5 月6日から、その他の市町村社協では5月9日から 申請受付を開始し、5月9日は全市町村で625件の 申請を受け付け、受付期間中の最高件数となった。

受け付けた申請書は、応援職員を派遣した市町村 社協からは応援職員がその日のうちに本会に持ち帰 り、その他の市町村社協からは翌日本会に郵送して もらった。



【緊急小口資金の貸付申請受付】

### (1) 成果・良かった点

#### ア 広報への報道機関の協力

申請受付開始の広報のために、市町村社協に本会で作成した貸付けについてのチラシを送付するとともに、5月4日に県を通じて報道機関への周知を依頼した。報道機関の協力により、テレビ画面への字幕の表示及び新聞記事掲載が行われたこともあり、いずれの会場も初日から多くの申請があった。

# イ 受付会場におけるスタッフミーティングの実施

各受付会場においては、毎日、受付開始前及び終了後にスタッフミーティングを実施 し、受付対応手順及び改善点等の確認をしたため、整理券の配布や質問の多い内容に対 する回答の掲示等の工夫が行われ、当初の混乱が徐々に解消し、円滑な手続きが進めら れた。

#### ウ 全市町村社協での円滑な受付業務

応援職員の派遣を行わなかった市町村社協にも多くの申請があったが、地元社協職員の尽力により円滑に受付業務が行われた。

# (2) 課題と今後の取組み

#### ア 被害が大きかった町村での申請件数が少ない

被害が大きく、避難住民が多い地域においては、予想に反して申請件数が少ない地域があった。

#### 【今後の取組み】

### 受付方法や周知方法の工夫

避難住民が多い地域においては、大規模避難所等での周知徹底や受付けを行うなど、 住民の方の利便性を考え臨機応変に対応する。

#### イ 暴力団関係者等への対応

暴力団関係者への貸付けができない旨を記載した張り紙を会場内に掲示するとともに、申請書に同内容を記載して同意の署名・押印をもらったが、結果として該当する申請が予想以上にあった。

#### 【今後の取組み】

#### 暴力団関係者への対応にかかる関係機関との連携

暴力団関係者への対応を行うにあたっての留意点や準備等について、事前に県警察の関係部署と協議する。

# ウ 債務整理手続き中の方からの申請

債務整理手続き中(予定を含む)の方からの申請があり、貸付け後すぐに自己破産等で償還が見込めないこととなった。

#### 【今後の取組み】

#### 債務整理手続き中の方への周知

申込者へ配布する「貸付けにあたっての留意事項」に債務整理手続き中(予定の方を含む)の方へは貸付けできない旨の明記を行い、周知を図る。

#### エ 申請書記入時の質問が多い

申請書記入時に「借入理由欄への記入要領が分からない」、「世帯状況記入欄の家族の 生年月日が分からない」という質問が多くあった。

#### 【今後の取組み】

# <u>申請書様式等の変更及び添付書類の追加など実施主体による柔軟な対応ができるよ</u> う要望

円滑に受付手続きが進むよう、例えば、借入理由欄は主な内容の選択方式に変える などの申請書様式の変更や通常の貸付けでは義務化している住民票を特例貸付でも添 付させるなどの添付書類の追加を、実施主体の判断により柔軟に対応できるよう国に 要望する。

#### 3 緊急小口資金の申請書の審査及び貸付金の交付

#### [取組状況]

5月6日から8日は5社協のみの受付けということもあって1日あたり300件台であった申請件数が、全市町村社協での受付けとなった5月9日からの2週間は、毎日500件を超えた。連日大量の申請書が届く本会では、担当課の職員、人材派遣の3名のキーパンチャー、担当課以外の職員(常時3~4名)等が申請書類の審査、データのシステム入力にあたり、申請から10日以内で貸付金の交付を行った。



【システムへのデータ入力に総力を挙げた】

### (1) 成果・良かった点

# ア 申請書類のチェック作業への協力

1日の受付件数が600件を超える日もあったが、担当課以外の職員も協力して書類 チェックにあたり、ピーク時も申請から10日以内で貸付金の交付ができた。

#### イ システム入力作業への協力

システム入力については、人材派遣のキーパンチャー、システムに精通した担当課以 外の職員及び全国の社協からの応援職員の支援を受けて、膨大な件数のデータを処理す ることができた。

# (2) 課題と今後の取組み

# ア 書類審査及びシステム入力に手間取った

当初は申請から1週間以内での貸付金の交付を目指したが、予想以上の申請件数となったため、書類審査とシステム入力に時間がかかり、10日以内の交付に延長した。

#### 【今後の取組み】

#### ア 応援職員の支援業務の拡大を要望

全国の社協からの応援職員は会場での受付支援のための派遣であるが、大規模 災害発生に伴う特例貸付の場合は、膨大な件数のシステム入力が発生するため、 システムに精通した職員の派遣も対象とされるよう全社協に要望する。

#### イ 人材派遣のキーパンチャーの多めの確保

入力支援の応援職員の確保が困難な状況に応じて、キーパンチャーを多めに確保する。

#### イ 同一住所の世帯分離世帯への貸付対応

貸付けは同一世帯に1回であるが、同一住所だが別世帯として申請するケースが多かった。生活の状況を電話で確認し、別世帯との申告にはそれぞれの住民票を提出させることで申請を受け付けたが、本当に生活が別であるかの確認が取れないままの貸付けとなった。

#### 【今後の取組み】

#### 別世帯であることの確認書類の提出

別世帯と判断できる書類(電気代の領収証等)の提出を求める。

# ウ 要介護者及び障がい者であることの確認が不十分

世帯に要介護者、障がい者がいる場合は、貸付限度額が増額となるが、自己申告で認めることとしていたため、確認が不十分なまま貸付けを行った。

#### 【今後の取組み】

### 要介護者及び障がい者であることの確認書類の提出

災害の規模にもよると思われるが、今回の熊本地震の状況であれば、要介護認定の 分かる書類や障害者手帳等の提出を求め、増額貸付の根拠を確認する。

#### 4 緊急小口資金の申請受付終了

#### [取組状況]

緊急小口資金の貸付けが、①震災後の当座の生活費としての貸付けであること、②6月に入り申請件数が大幅に減少したこと、③1万件を超える貸付けで一定の成果が見られたことから、受付終了の時期について、県及び国との協議を重ね、6月17日に全市町村社協での受付けを終了した。

今回の貸付けは、平成29年5月16日から償還期間が始まったため、貸付けを行った11,689件のうち、既に償還が完了していたものなどを除く11,520件に対し、平成29年4月29日に償還計画表と24回分の払込取扱票を送付した。

#### (1) 成果・良かった点

#### ア 応援職員の派遣が延長された

申請受付終了時期が確定できず、当初の応援職員派遣終了予定日が大幅に延長されたが、九州ブロック社協及び全社協の協力により、申請受付けの終了日まで応援職員を確保できた。

# イ 緊急小口資金の申請受付終了と福祉費における住宅補修費・災害援護費の申請受付開 始を同時に周知

緊急小口資金の申請受付終了の周知に併せて、被災者ニーズが高いと考えられた住宅の補修や家具什器の買換えへの貸付けを行う「福祉費における住宅補修費・災害援護費」の申請受付けを開始することを周知したことで、緊急小口資金申請受付終了に伴う被災者の不安を払拭することができ、安心感につながった。

#### ウ 償還関係書類の外部委託

借受人への償還関係書類の送付件数が膨大となったが、書類の印刷と発送業務を関係 業者に委託したため、事務の効率化に繋がった。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ア 申請受付終了告知の遅れ

申請受付終了を判断する客観的な基準がないため、終了期限は国や県との調整が必要であった。このため、終了期限は10日(最低でも1週間)程の余裕をもって告知したかったが、国や県との調整に時間を要し、申請受付終了の報道がなされたのは終了の4日前となった。

#### 【今後の取組み】

#### 申請受付終了期限の早めの告知と判断基準の明確化を要望

申請受付終了期限の告知が遅れたこともあり、受付終了後も問合せの電話が寄せられた。早めの告知ができれば、申請漏れを防ぐための集中的な取組みなどができるため、申請受付終了の判断基準の明確化を国に要望する。

# イ 住所の追跡調査が困難

あて先不明で返送された償還関係書類が563件(平成29年6月22日現在)あり、住 民票登録の住所が不明なため住所の追跡調査が困難となったものが多くあった。

# 【今後の取組み】

# 本人確認及び住所確認書類の提出

住所の追跡調査等が確実に行えるように、本人確認及び居住地の確認を正確に行う ため、原則として運転免許証等の写真付きの公的書類及び住民票の提示を求める。

#### 5 福祉費[住宅補修、災害援護費]の特例貸付

#### [取組状況]

発災からおよそ2か月が経過し、避難所等での生活から自宅での生活に移行するなど、被災者のニーズが「住宅の補修や家具什器の買換え」等に変化してきたことから、生活福祉資金の「福祉費における住宅補修費・災害援護費(災害を受けたことにより臨時に必要となる経費)」特例貸付の受付けを平成28年6月20日から開始した。

福祉費の特例貸付は、据置期間を「6か月以内」から「2年以内」に、償還期間を「7年以内」から「20年以内」に延長したこと以外は、通常の貸付要件と同じであったことから、通常通り市町村社協窓口で相談・受付けを実施した。

平成28年度の貸付けは、住宅補修費25件、4,380万円、災害援護費13件、960万円の計38件、5.340万円となった。なお、



【福祉費 [ 住宅補修、災害援護費 ] 広報用のチラシ】

住宅補修等のニーズは引続き高いため、福祉費の特例貸付については、平成29年度も継続中であり、7月31日現在、住宅補修費1件250万円、災害援護費1件82万円となっている。

#### (1) 成果・良かった点

#### 相談対応にあたるための職員体制

緊急小口資金の申請の受付を6月17日で終了し、6月20日から福祉費の特例貸付の受付けを開始したことから、緊急小口資金の審査・入力の業務はしばらく残ったが、被災者からの借入申込みに関する相談等にあたる担当課の職員体制を整えることができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### 制度間の調整不足

生活福祉資金は他制度優先であり、行政の災害援護資金や住宅金融支援機構等の貸付けが優先されるものであるが、行政等が災害援護資金等の紹介や説明を十分行わないまま、 生活福祉資金を紹介することがあり、相談者が二度手間となるケースが多かった。

#### 【今後の取組み】

#### 生活福祉資金貸付制度の周知

災害援護資金等の受付けを行う行政窓口等に対し、生活福祉資金貸付制度の要件や 他制度優先の原則等について周知を図る。

# Ⅲ 社会福祉施設等に対する応援職員の派遣調整の実施

#### [取組状況]

本会は、国・県からの要請により、厚生労働省と県健康福祉政策課、全国経営協(全社協)、県経営協、県老施協及び県身障協等との協働・連携のもと、急遽4月27日から本会に「マッチング本部」を設置し、全国経営協(全社協)の職員が本会に常駐する形で、福祉避難所及び職員が被災した社会福祉施設等へ応援職員を派遣する「社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業」を開始した。

「マッチング本部」では福祉避難所・被災施設等への応援職員派遣ニーズの聞取り、厚生労働省に応援職員として



【特別養護老人ホームの福祉避難所】

登録された介護職員等の派遣調整(マッチング)、他の団体による派遣調整結果の取りまとめなどを実施した。その結果、マッチング本部による派遣調整は、被災した34施設に延べ2,440人日となったほか、全国老施協など8団体による派遣調整結果の取りまとめを含めると、被災した87施設に延べ6,906人日となった。

なお、全国経営協(全社協)からの職員派遣は6月30日まで実施され、それ以降、8月31日まで は本会職員で派遣調整業務を担った。

#### (1) 成果・良かった点

# マッチング本部への全国経営協(全社協)からの職員派遣

全国経営協(全社協)からマッチング本部に常時2名の職員を派遣していただいたことにより、円滑な調整を行うことができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ア 本事業の周知不足

急遽本会で実施することとなった本事業は、福祉避難所を開設した場合や、定員を一時的に超過して介護等を必要とする被災者等を受入れた社会福祉施設などが応援職員の派遣対象とされていた。さらに、県においては、施設職員が被災したことにより利用者への介護等のサービスが提供できない場合にも応援職員を派遣するなど柔軟な対応をとることとされた。しかし、発災後の混乱の中、このような柔軟な対応も行っていることが充分周知できなかったため、交流のある県外施設等から介護等の職員を派遣いただいた施設があった。

#### 【今後の取組み】

# 発災前の事業の制度化と周知

発災直後の混乱の中で、国や県において急遽本事業の実施が決まったため、 関係施設等に充分な周知ができなかった。今後は、災害対策として制度化し、 充分に事業を周知しておくことが必要である。

#### イ 本事業に必要な常時2~3名の職員の確保が困難

- (ア) 本会としての災害対応業務がある中、本事業を本会で実施するために必要な2~3名の職員を確保することが困難であった。そのため、事業開始から3か月間は全国経営協(全社協)から本会に2名の職員を派遣していただいた。
- (イ) 大規模災害により想定を超える多数の介護の必要な帰宅困難者がおられたことから、 福祉避難所の開設が長期化した。そのため、マッチング本部の調整業務も約4か月を超 え長期化し、全国経営協(全社協)からの職員派遣が終了してから事業終了までの1か 月間は、業務が重複し、担当者への負担が大きかった。

#### 【今後の取組み】

#### 体制整備の必要性

本事業を本会のような規模の体制で行うことは非常に無理があるため、今回のように他の団体からの職員派遣を制度化するか、県で直接実施するなど実施体制の整備について検討する必要がある。

# 〔派遣職員調整結果取りまとめ状況〕(派遣期間:平成28年4月15日~8月31日)

No.	派遣調整団体	派遣 事業所数	延べ 派遣調整 職員数
1	本会マッチング本部	34事業所	2,440人日
2	全国老人福祉施設協議会	16事業所	1,616人日
3	福岡県老人福祉施設協議会	12事業所	978人日
4	全国老人保健施設協会	12事業所	548人日
5	全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	2事業所	278人日
6	日本認知症グループホーム協会	6事業所	543人日
7	みなみ阿蘇福祉救援ボランティアネットワーク	3事業所	489人日
8	日本介護福祉士会	2事業所	14人日
計	8団体	87事業所	6,906人日

<sup>※</sup>派遣期間は、上記8団体の調整により派遣された期間を掲載

# IV 災害義援金・災害ボランティア活動支援金等の受入れと配分

#### [取組状況]

平成28年4月20日から平成29年3月31日まで、被災者支援のための「義援金」と、被災地での災害ボランティア活動を支援するための「災害ボランティア活動支援金」の募金をホームページで呼びかけ、「義援金」に227件、40,667,779円、「災害ボランティア活動支援金」に170件、45,047,133円の浄財が寄せられた。「義援金」は、県共同募金会を通じて被災者の方々の支援に、「災害ボランティア活動支援金」については、本会を含む18か所の災害ボランティアセンター等の運営資金に配分した。



【全国からたくさんの善意が寄せられた】

また、本会に全国の社協及び団体等から16件、24,176,348円の見舞金や寄附金が寄せられ、災害支援活動に要した本会の経費に充てることができた。

さらに、県共同募金会から災害等準備金200万円の配分を受け、県災害ボランティアセンター設置・ 運営に係る経費に活用した。被災地の市町村社協の災害等準備金の申請手続きも支援し、16社協が 計2億4,000万円の配分を受けた。

また、全社協社会福祉施設協議会連絡会から被災した社会福祉法人及び福祉施設への義援金43.709.582円が本会に寄せられ、県社会福祉法人経営者協議会等の8つの各種協議会に配分した。

#### (1) 成果・良かった点

#### ア 金融機関の協力

㈱肥後銀行の協力を得て、義援金等の振込手数料が免除された。

#### イ 予想を超える義援金等が寄せられた

全国から予想を超える義援金等が寄せられ、被災者並びに災害ボランティアセンター等の 支援を行うことができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ア 義援金と支援金の混同

義援金と支援金の違いを理解されていない寄附者の方が多く、何の寄附をしたいのか、どこに寄附をしたいのかの確認が度々必要だった。

#### 【今後の取組み】

#### 義援金等についての分かりやすい周知

寄附者の意向に沿って善意をお預りできるよう、ホームページ等で義援金と支援 金がどのような目的で使用されるのかを分かりやすく説明し、周知する。

# イ 周知の不足

義援金等の募集についての周知方法がホームページのみで、十分な周知ではなかった。

# 【今後の取組み】

# ホームページの他にSNS(ツイッター、フェイスブック等)を活用

義援金等の募集について、SNS(ツイッター、フェイスブック等)も活用して周 知する。

# V 県地域支え合いセンター支援事務所の設置・運営(県委託事業)

#### 1 相談支援体制の整備

#### [取組状況]

県内15市町村(現在18市町村)が設置する地域 支え合いセンター(以下、「センター」と表記)の 活動を支援するため、県の委託により平成28年10 月から熊本県地域支え合いセンター支援事務所(以 下、「支援事務所」と表記)を開設し、総括支援相 談員の巡回訪問による各センターのニーズ把握や情 報提供、関係機関・団体や本会が実施する他事業と の連携による支援を行った。

【支援事務所の様子】

### 〈支援事務所の人員配置〉

所長1名、副所長1名、担当職員1名 総括支援相談員7名、事務職員3名

#### 〈総合相談窓□の設置・運営〉

開設日時 月曜日~金曜日9:00~17:00

相談対応件数 5,231件 (平成28年10月3日~平成29年3月31日)

#### (1) 成果・良かった点

#### ア 総括支援相談員による寄り添い型の支援

- (ア) 15市町村を6ブロックに分け、総括支援相談員のエリア担当制を採用することで、各センターに配置されている生活支援相談員等との情報共有が進み、寄り添い型の支援ができた。
- (イ) 総括支援相談員が巡回により得た情報を支援事務所内で共有することで、各センターの取組状況や効果的な事例を紹介することができた。
- (ウ) 市町村行政、社協及び関係機関・団体が参加して情報の共有や課題の検討を行う 各センターの連携会議や、センターの職員会議等に総括支援相談員が出席し、必要 な情報提供などを通じて会議の運営に協力するとともに、各センターの課題を把握 することができた。

#### イ 専任の職員配置や他事業との連携による支援

- (ア) 支援事務所設置当初は、総括支援相談員が業務について不慣れな面があったが、 平成29年4月から本会の正規職員を支援事務所専任で配置し、総括支援相談員への 助言等が随時行える体制を整備したことにより、円滑な事業実施が可能となった。
- (イ) 応急仮設住宅等で行われるボランティア活動の調整について、応急仮設住宅の建設当初は、県災害ボランティアセンターとKVOADとの協働により行っていたが、 支援事務所の設置後は、支援事務所に専任の職員を配置し対応したため、より細かな調整を行うことができるようになった。

- (ウ) 支援事務所を本会の地域福祉課内に設置したことで、同課で担当する生活困窮者 自立相談支援事業や市町村社協が実施する地域福祉事業と支援事務所の活動の連携 を図ることができた。
- (エ) 電話、メール、来所の相談に加え、総括支援相談員によるアウトリーチを促進した結果、5,000件を超える多くの相談に対応することができた。

#### ウ 社協間のネットワークの活用

各センターと支援事務所の設置運営を市町村社協と本会が受託したため、これまでの 社協間のネットワークを活用した情報共有や課題の検討を行うことができた。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ア 総括支援相談員の専門的な知識やスキルが不足

- (ア) 支援事務所設置当初は、総括支援相談員が新規採用者であり、相談援助業務の経験者が少なかったことから、専門的な知識やスキルが不足していた。
- (イ) 支援事務所設置当初は、被災者支援の方針等を十分に理解できていない総括支援 相談員が、県、市町村行政やNPO等のボランティア団体から様々な判断を求めら れ、対応に苦慮したことがあった。
- (ウ) 支援事務所設置当初は、各センターからの要望や問合せに対する検討に時間を要し、すぐに回答できないことがあったり、回答そのものが見いだせない案件もあり、 総括支援相談員が対応に苦慮したことがあった。

#### 【今後の取組み】

現在は対応済みだが、今後、被災地において支援事務所を設置する場合には、設置当初から次のような取組みが求められる。

#### 総括支援相談員の育成と支援体制の構築

- (ア) 総括支援相談員が相談援助の方法等について学ぶための研修会の開催や本会が実施しているような福祉施設職員や地域福祉担当職員向けの研修会に総括支援相談員を参加させることにより、総括支援相談員の知識やスキルの習得を図る。
- (イ) 継続的に、先災県における被災者支援経験者からの助言や情報提供を受ける。
- (ウ) 各センターからの要望や問合せに応えるため、県、市町村行政並びに弁護士会、司法書士会をはじめとする専門機関・団体との連携による被災者支援方法等について、関係機関・団体連絡会議等において検討する。
- (エ) 支援事務所内の定期的なミーティングで総括支援相談員間の情報共有を図る とともに、業務の振り返りを行い、支援のあり方の検討や業務内容の整理を行 う。

#### イ 応急仮設住宅等でのボランティア活動のマッチングが困難

KVOADと県災害ボランティアセンターが協働して行っていた応急仮設住宅等で実施されるボランティア活動の受付・調整については、支援事務所設置後は支援事務所で行っていたが、各センターの活動の拡大に合せて、各センターで行うこととなったため、応急仮設住宅等での交流イベント等へのボランティアの受入れやNPO等のボランティア団体へのボランティア活動希望者の紹介が迅速に行えるようになった。一方、支援事務所では、各センターで受付・調整しているボランティア活動の募集状況や活動内容等が把握できなくなったため、活動先を決めていないボランティア等からの問合せへの対応に苦慮した。

#### 【今後の取組み】

#### ボランティア活動情報の共有

- (ア) KVOADが、NPO等のボランティア団体が応急仮設住宅等で実施するボランティア活動の募集状況や活動内容等の情報を把握しているので、KVOADとボランティア活動情報の共有を促進し、支援事務所がボランティア活動希望者に活動先を円滑に紹介できるように努める。
- (イ) 各センターで受付・調整しているボランティア活動の募集状況や活動内容等 の情報を支援事務所やセンター間で共有するため、またボランティア活動希望 者へ周知するため、SNS(ツイッター、フェイスブック等)等の活用を検討する。

#### 2 市町村地域支え合いセンターの支援

#### [取組状況]

県内15市町村(現在18市町村)に設置されたセンターに対して、生活支援相談員等の人材育成、センター間及びセンターと専門機関・団体間の連携促進、被災者の情報を管理するシステムの構築、アドバイザー派遣などを行うことで、被災者の自立や生活再建、地域交流を支援した。



【先災県への視察研修】

# (1) 成果・良かった点

#### ア センター相談員等の育成事業を実施

- (ア) センター相談員等の研修業務を東日本大震災における被災者支援に実績のある全国コミュニティーライフサポートセンターに委託したため、具体的な相談支援の手法や関係者との連携による支援など被災者支援に必要な知識や視点について学ぶことができた。
- (イ) 本会が実施している福祉施設職員等向けの研修にセンター相談員等を参加させた ため、対人援助技術の習得が図られた。

#### イ ブロック別連絡会議による情報の共有

- (ア) 地域ブロックごとのセンターの連絡会議を実施したため、各センターの運営状況 や被災者支援の課題等の情報の共有化とともに、生活支援相談員のネットワークづくりを行うことができた。
- (イ) 連絡会議では、センターに配置されている主任生活支援相談員や生活支援相談員 等、職階ごとにグループディスカッションを行い、それぞれの立場における課題を 共有できた。
- (ウ) また、連絡会議では被災者のメンタルヘルスケアを行うための研修等も実施する ことができた。

#### ウ 先災県への視察研修の実施

東北の先災県の3県における被災者支援の状況について学ぶ視察研修を実施したため、各センターにおける支援のあり方を検討するうえで役立つとともに、県内市町村と 先災県の市町村とのネットワークづくりができた。

#### エ 効果的な支援活動と事務の省力化のための情報管理システムを開発

- (ア) 各センターが収集した被災者支援に関する情報をデータベース化し、管理できるシステムを平成28年度内に設計・開発し、平成28年度末までに14市町村のセンターに導入したことで、効果的な支援活動と事務の省力化を図ることができた。
- (イ) 情報管理システムをインターネットに接続しない形式で構築したため、セキュリティ対策を強化することができた。

- (ウ) 県内の業者に設計・開発業務を委託したことで、各センターへの巡回やヘルプデスクの設置ができ、情報管理システムの安定稼動とシステム操作のフォローアップを円滑に行うことができた。
- (エ) 情報管理システムの操作性等についての調査やヘルプデスク対応時におけるモニタリングを実施し、システムの改修を柔軟かつ迅速に行ったため、より操作性が向上し、事務の効率化に貢献することができた。

### オ 被災者支援状況の変化等に対応した情報管理システムの改修等

- (ア) 県、市町村行政における被災者支援のフェーズの移行等に伴い、支援に必要な情報が拡大したことや市町村行政が被災者の個別支援計画を作成する際にシステムで管理するデータを利用することとなったため、蓄積したデータをExcelで出力する機能等を追加するなどのシステム改修を行い、データ共有における利便性や操作性の向上を図った。
- (イ) 入力や選択項目が多くなり入力画面が分かりづらくなったり、各センターのシステム入力が追い付かない状況が生じたことから、ヘルプデスクによるサポートや専門業者による巡回に加え、支援事務所の総括支援相談員による技術的な助言を実施した。

#### (2) 課題と今後の取組み

#### ア すべての相談員の研修参加が困難

- (ア) 平成28年度は、基礎研修、管理者研修、分野別研修、ブロック別研修を実施したが、 基礎研修以外の研修は各1回しか開催できなかったため、中途採用のセンター相談 員等に対する研修参加の機会を十分に提供できなかった。
- (イ) 支援事務所設置当初は、関係機関との連携や社会資源の活用などに関する研修が、 事例検討などを取り入れた実践的なものには至らなかった。

#### 【今後の取組み】

現在は対応済みだが、今後、被災地において支援事務所を設置する場合には、設置当初から次のような取組みが求められる。

#### 研修会参加の機会の提供と実施方法等の検討

- (ア) 中途採用のセンター相談員等については、対人援助技術等の習得ができるよう、本会が実施しているような福祉施設職員や地域福祉担当職員向けの研修への参加を促し、研修会参加の機会を提供する。
- (イ) 関係機関との連携や社会資源の活用などに関する研修については、弁護士や 司法書士をはじめとする専門職の団体や相談機関から講師を招き、実例等も教 材にして、支援に必要な知識やスキルの習得を図るとともに参加者と機関・団 体とのネットワークづくりを支援する。

#### イ ブロック別連絡会議の内容が乏しい

支援事務所設置当初は、具体的な被災者支援の方法やセンターの運営体制等についての協議を予定していたブロック別連絡会議において、各センターの現状報告や相談員の意見発表のみで終了したことがあった。

# 【今後の取組み】

現在は対応済みだが、今後、被災地において支援事務所を設置する場合には、設置当初から次のような取組みが求められる。

### ブロック別連絡会議の運営を工夫

- (ア) ブロック別連絡会議の開催にあたっては、当日の内容やテーマを明確にし、 課題・ケースの検討や情報共有もできるよう会議の運営方法等を工夫する。
- (イ) ブロック別連絡会議において、具体的な被災者支援の方法を協議するため、 医師や弁護士などの専門職の講義や行政説明などを取り入れ、復興ニーズに 合った情報を共有する。

# ウ 視察研修時の意見交換が深まらない

先災県の状況説明等を初めて聞き、内容が良く理解できなかったためか、積極的な意 見交換につながらない場面があった。

#### 【今後の取組み】

現在は対応済みだが、今後、被災地において支援事務所を設置する場合には、設置当初から次のような取組みが求められる。

#### 効果的な視察研修にするための情報提供の実施

視察研修前の事前学習会を実施するなど、事前に視察先の情報を提供し、視察研修 の効果的な実施を図る。

## 3 支援事務所と関係機関・団体との連携

## [取組状況]

発災以降、県弁護士会や司法書士会、行政書士会等の専門職団体や復興リハビリテーションセンター、こころのケアセンター等の相談機関、県内外のNPO等のボランティア団体が様々な被災者支援を行っており、各センターにおいても、これらの関係機関・団体との連携強化や協働による取組みが必要となった。

支援事務所では、先災県において支援経験を有する社協やNPO等のボランティア団体、県内の専門



【関係機関・団体連絡会議の様子】

職団体にアドバイザーとして協力を依頼するとともに、各センターへのアドバイザー派遣を計 6回実施した。また、関係機関・団体との連携を深め、協力体制を構築することを目的に県支援事務所が関係機関・団体連絡会議を開催した。

その他、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(以下、「JVOAD」と表記)やK VOADと定期的に会議や情報交換を行い、情報の共有を図った。

## (1) 成果・良かった点

## ア アドバイザー派遣によるセンターへの助言や情報提供の実施

- (ア) 東北の先災県で被災者支援に携わった社協職員等をアドバイザーとして各センター に派遣したため、実践経験に基づいた効果的な助言や情報提供が実施できた。
- (イ) アドバイザー派遣を通じて、各センターが先災県の支援者や関係団体とネット ワークを構築することができた。
- (ウ) 困難ケースへの対応や組織運営上の課題に対しアドバイザーからコーディネート を受けることで、課題が整理され明確となった。

## イ 県内の関係機関・団体との連携

- (ア) 関係機関・団体連携会議を支援事務所が開催し、それぞれの取組みや支援課題について情報共有を行ったため、これまで支援事務所が知らなかった機関・団体が行う支援活動を理解することができた。
- (イ) 支援事務所が各センターと関係機関等との仲介を行うことで連携が進み、被災者が抱える課題の解決に向けた支援が可能となった。

## ウ NPO等のボランティア団体との連携

- (ア) JVOADやKVOADの協力により、国や県、社協、NPO、NGO等を含めた会議が実施され、各機関・団体における取組状況や課題の共有が円滑になった。
- (イ) 支援事務所とKVOADが定期的な情報交換を実施したため、県内外のNPO等のボランティア団体等から物資の提供や支援ニーズへの対応を図るなどの各センターへの支援を受けることができた。

## (2) 課題と今後の取組み

## ア アドバイザー派遣事業における県内の専門職の活用が少ない

専門職団体等を含めたアドバイザー派遣の体制を整備したが、支援事務所設置当初は、 アドバイザーとして先災県での被災者支援の経験者の活用が多く、県内の弁護士等の専 門職の活用につなげることができなかった。

## 【今後の取組み】

## アドバイザー派遣事業の活用促進

ブロックごとに開催するセンターの連絡会議等において、弁護士等の専門職が行う 具体的な支援の内容を説明することにより、生活支援相談員の理解を深め、活用促進 を図る。

## イ 県内の関係機関・団体との連携が一部の機関・団体に留まった

- (ア) 支援事務所設置当初は、支援事務所が開催する関係機関・団体連絡会議を継続的 に実施できず、連携の方法等についても具体的な協議を行うことができなかった。
- (イ) 各センターと関係機関・団体との実際の連携が、一部の機関・団体に偏ってしまった。

## 【今後の取組み】

## 関係機関・団体連絡会議における連携方法の検討

関係機関・団体連絡会議において、センターが抱える課題の検討や具体的なケースに基づく連携の方法の協議を行うなど、運営方法を工夫する。また、各センターと関係機関・団体の連携を強化するため、関係機関・団体連絡会議に各センターの生活支援相談員等の参加を促す。

## ウ NPO等のボランティア団体との連携の一層の強化

- (ア) 各NPO等のボランティア団体の目的や活動等について、支援事務所、各センターともに十分に把握することが出来ず、連携した支援活動につながらない団体もあった
- (イ) 個人情報保護の観点から、被災者の情報を共有することができず、支援を協働して行うことが難しかった。

## 【今後の取組み】

## 定期的な情報交換の場を活用した情報の共有

- (ア) 支援事務所とKVOADの定期的な情報交換等を活用して、県内外のNPO 等のボランティア団体の活動状況や支援可能な内容、各センターの支援ニーズ 等を共有する。
- (イ) 各センターが、NPO等のボランティア団体の目的や活動等について把握し 連携を強化するため、NPO等のボランティア団体と各センターとの合同によ る研修会や事業等の実施を検討する。

(ウ) 今後、NPO等のボランティア団体と各センターが協働して円滑に支援活動を行うために、被災者の情報共有の方法を検討する。

## 4 支援事務所の広報啓発活動の取組み

## [取組状況]

支援事務所及び各センターの事業内容や問合せ先 等について周知を図るため、支援事務所のチラシを 20,000部作成し、市町村社協や関係機関・団体、 NPO等のボランティア団体、民生委員・児童委員 等に配布した。

また、被災者の支援活動を効果的に推進するため、 各センターが行う被災者支援活動の動向や課題と支 援活動に有益な情報を周知することを目的として、 広報誌「熊本県地域支え合いセンター支援事務所



【支援事務所だより】

だより」を7,500部(500部×15市町村)×3回配布した。

さらに、県社協総合情報誌「ゆ~とぴー」への記事掲載や市町村社協事務局長研修、市町村 社協連合会の会議等で事業説明や活動報告を行った。

## (1) 成果・良かった点

## 広報啓発活動による支援ニーズの掘起しと関係機関・団体との情報共有化

- (ア) チラシや広報誌を配布したことで、センターが設置されていない市町村のみなし 仮設住宅にお住いの方々等の支援ニーズの掘起しを促進することができた。
- (イ) 広報誌の配布により、民生委員児童委員や区長、NPO等のボランティア団体等 ヘセンターの活動状況や支援活動に有益な情報について周知することができた。

## (2) 課題と今後の取組み

## 広報啓発活動が不十分

広報誌については、予算面から発行回数や作成部数に限りがあり、発行時期や配布先が限定されたため、民生委員児童委員や区長、NPO等のボランティア団体などの被災者の支援に関わる方々に情報を広く発信することができなかった。

## 【今後の取組み】

## 広報啓発活動の見直し

- (ア) センターの活動や支援活動に有益な情報を関係者や住民等に広く周知する ために、本会ホームページにセンターの事業内容を紹介するコンテンツの充 実を図るとともに、新着情報のページを活用した迅速な情報提供に努める。
- (イ) 広報誌の発行回数や配布先は限定されるため、各センター、関係機関・団体、 民生委員児童委員、区長、NPO等のボランティア団体、住民等、情報伝達 の対象者ごとに周知方法や媒体を検討し、効果的な広報を行う。

## VI 社会福祉施設等支援の取組み(各種協議会事務局としての対応)

## 1 被害状況の把握と支援に向けての調整

## [取組状況]

各種協議会担当の職員は、前震翌日の4月15日から一斉に会員施設の被災状況の把握を行った。当初は、各種協議会毎に把握内容は様々であったが、その後の支援につなげるため、①利用者の状況、②職員の状況、③建物・設備の状況、④物資や支援の必要性等に統一し、把握に努めた。

なお、このような地震直後の状況把握は、本会職員に加え、各種協議会の役員等によっても 行われた。

## (1) 成果・良かった点

## ア 会員施設の被災状況を正確に把握

ファックスやメールを各種協議会会員施設に送信し、返信がないところは被災している可能性があると判断し、電話や訪問による聞き取り調査を行ったので、状況の把握もれがなかった。

## イ 各種協議会の役員等による自発的な対応

役員が本会事務所に詰めて状況確認した協議会や、会長の施設に役員や事務局職員を 招集して対応を協議した協議会があり、会員施設への迅速な支援につながった。

## ウ 普段からの強い結びつき

平時からの本会と会員施設とのつながりや会員施設相互の結びつきがあったため、緊急的な状況把握を速やかに行うことができ、被害の少なかった施設から被災施設へ飲料水や食料等の物資の提供を行うなどの支援に結びついた。

## (2) 課題と今後の取組み

## 会員施設の被災状況を把握するための聞き取り項目の設定が不十分

一部の協議会において、会員施設の被災状況を把握するための聞き取り項目の設定が不 十分だったため、会員施設への聞き取り調査が度々必要となった。

### 【今後の取組み】

## 会員施設の被災状況を迅速かつ適切に把握するための聞き取り項目の整理

会員施設の被災状況を把握するための聞き取り項目は、各種協議会共通の基本項目(利用者・職員・建物の被災状況、物資や支援の必要性)と各種協議会特有の項目に大別される。各種協議会特有の項目は、例えば、社会就労事業所であれば製造のための機械、児童福祉施設であれば園庭の遊具の被災状況の把握がある。

そのため、各種協議会において会員施設の被災状況を迅速かつ適切に把握できるよう、協議会毎に聞き取り項目を整理し次の災害に備える。

## 2 主な支援活動

## [取組状況]

各種協議会においては、発災直後から、主に①支援物資の受入れと分配、②応援職員の派遣、③義援金・支援金の配分を行った。全国の関係施設等から届けられる支援物資の受入れと分配については、いずれの協議会においても、全国の関係団体等からの支援を受入れる県単位の窓口となる拠点施設(ハブ)を設けたうえで、さらにブロック単位で数か所の拠点となる施設や法人を定め、被災施設へ物資を届けるための体制を整備した。

## (1) 成果・良かった点

## ア 物的・人的支援を継続的に行うための拠点 施設等を設置

拠点施設(ハブ)等を設けたことで、被災施設へ支援物資を的確に分配することができただけでなく、物資の提供を通じて支援ニーズを把握することができ、継続的な物的・人的支援につながった。

## イ 地域における福祉拠点としての役割

福祉施設には、発災直後から多くの地域住



【拠点施設に集められた支援物資】

民が避難してきたが、施設内に生活スペースを設け、食料や生活必需品などの提供を行い、地域の信頼に応えることができた。また、福祉避難所として、障がい者や介護の必要な方とその家族を受け入れ、安心した生活の提供と相談支援等を行い、地域における福祉拠点としての役割を果たすことができた。

## ウ 全国の関係団体からの義援金を被災施設の一助に

各種協議会では、全国の関係団体等から寄せられた「義援金」や「支援金」の受入れが行われた。建物や設備等の被害見積額に応じた基準や激甚被災施設と被災施設に分けた基準などにより、各種協議会毎に配分方法や金額を定めて、全国から寄せられた関係者の思いに応え、それぞれの被災施設等の復興に活かすことができた。

## (2) 課題と今後の取組み

## ア 被災施設等における物資や職員の不足

被災施設等においては、事業の継続に加え福祉避難所の運営等を行うために、応援職員の派遣などの人的な支援や物資の提供などの物的支援を必要とするところが多かった。

## 【今後の取組み】

## 災害時の物的・人的支援のあり方を検討

災害時の物的・人的支援を迅速に行うため、今後は、各ブロック単位で情報や支援物資の窓口及び拠点(ハブ)となる施設を事前に定めておく。また、各種協議会内における人的支援について、事前に基礎となる体制整備を検討する。

## イ 災害時に社会福祉法人が実施する多様な事業への期待

発災後、社会福祉法人の各施設においては、住民の一時避難の受入れやリフレッシュイベントの実施など本来の業務にないインフォーマルなサービスが行われたが、一部の社会福祉法人の実施に留まった。

## 【今後の取組み】

## 災害時に社会福祉法人が実施するインフォーマルなサービスの拡大と定着を検討

発災後に実施されたインフォーマルなサービスが、今般の社会福祉法人制度改革で 求められている社会福祉法人の地域貢献活動としても多くの社会福祉法人で実施され、定着するよう各種協議会と検討を進める。

## Ⅲ 災害対応を行うための事務局体制

## [取組状況]

熊本地震は前震・本震ともに夜間に発生したため、翌日に職員の安否及び被災状況を確認した。前震では数名の職員の被災であったが、本震では多くの職員が被災した。また、事務局のフロアは前震では被害はなかったものの、本震による激しい揺れによりキャビネット等が倒れ、書棚から物が飛び出して足の踏み場も無い状況となったが、建物やライフラインに被害はなく災害対応業務にすぐに取り掛かった。



【県災害ボランティアセンターのミーティング】

前震直後に「県災害ボランティアセンター」を設置し、

被害の最も大きかった益城町社協に本会職員を派遣するとともに、市町村社協や社協職員の被災状況を確認した。続けて発生した本震により被害が拡大したが、九州ブロック社協、全社協及びJVOAD等の関係団体の応援を受けながら、16市町村社協の災害ボランティアセンターの立上げと運営の支援に努めた。さらに、当座の生活資金が不足していた世帯への生活福祉資金(緊急小口資金)の貸付けを行うとともに、社会福祉施設等に対する応援職員派遣体制構築事業を他団体とともに実施した。その他、被災者支援のための「義援金」と災害ボランティア活動を支援するための「災害ボランティア活動支援金」の受入れや各種協議会会員施設等の被災状況の把握と支援に全力を挙げた。

発災から半年後の10月には、15市町村の社協が、被災した方々が生活再建に向けて安心した日常生活を送れるように見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」の運営を受託した。本会は、各センターの運営を支援するため、「熊本県地域支え合いセンター支援事務所」の運営を受託し、行政や関係機関・団体と連携し被災者の支援に取り組んでいる。

## (1) 成果・良かった点

## ア 被災しながらも多くの職員が災害対応業務に従事

- (ア) 職員の多くが被災したが、発災直後から全職員が災害対応業務に従事することができた。
- (イ) 本会が入居する県総合福祉センターの近隣では停電や断水が発生したが、センターの 建物は非常発電設備や貯水タンクのお陰でライフラインが機能し、通信網(社内ネット ワーク・電話)等にも被害がなかったため、災害対応業務に直ぐに取り掛かることがで きた。

## イ 被災地支援の経験を有する職員が即戦力として活躍

過去の災害対応業務や被災地支援を経験するなど、一定のスキルを有する職員が即戦力として活躍した。

## 資料4

## ウ 報道機関へ正確に情報を発信

報道対応担当者を1人に決めたことで、取材への回答にブレが生じず、正確に情報を発信することができた。

## (2) 課題と今後の取組み

## ア 災害時の業務執行体制が不明確

- (ア) 職員の安否及び所在確認に手間取るとともに、職員の参集にばらつきがでた。
- (イ) 災害対応業務について、各職員が担当する役割を認識できていなかった。
- (ウ) 膨大な災害対応業務が発生したため、時間外労働が増加し、休みのとれない職員が発生した。
- (エ) 災害時の優先業務が整理されておらず、本会の本来業務を継続するための体制が不明確だった。

## 【今後の取組み】

## ア 災害時の職員対応をマニュアル化

職員の安否確認、職員参集のルール、人員体制及び役割分担等を明確化したマニュアル等を整備し、全職員に周知徹底する。

## イ 業務継続計画の策定

災害時の優先業務を整理し、本来業務を継続するための体制を明確にするため、 業務継続計画を策定する。

## イ 報道機関からの問合せ対応

- (ア) 多くの報道機関から、また、同じ報道機関の様々な記者や番組担当者から同じ内容の 問合せが寄せられるなど、対応に相当の時間を要した。
- (イ) 先方の都合に合わせた取材等にも対応したため、災害対応業務に支障を来たすことが あった。

## 【今後の取組み】

## 報道機関への定期的な情報提供

報道機関向け資料の定時提供や定時会見などを検討する。

## 数字で見る支援活動(資料編)

(目次)

◆災害ボランティアセンター関係資料
• 市町村災害ボランティアセンター設置状況48
• 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援 P) からの支援48
• 災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会からの応援職員派遣一覧49
• 災害ボランティアセンターへの県内市町村社会福祉協議会からの応援職員派遣一覧 50
• 市町村災害ボランティアセンター月別活動実績(平成28年4月~平成29年4月) …51
<ul><li>・災害ボランティア活動情報の発信(平成28年4月~平成29年4月)53</li></ul>
<ul><li>災害ボランティア活動に関する問合せ件数(平成28年4月~平成29年4月)53</li></ul>
◆生活福祉資金の特例貸付関係資料
• 生活福祉資金の特例貸付(緊急小□資金)受付窓□一覧(周知チラシ)54
• 生活福祉資金の特例貸付状況一覧
● 生活福祉資金の特例貸付(緊急小□資金)市町村別貸付状況一覧55
● 生活福祉資金の特例貸付(緊急小□資金)日別申請状況
● 生活福祉資金の特例貸付(緊急小□資金)応援職員支援状況(実人員)56
◆災害義援金・災害ボランティア活動支援金等関係資料
<ul><li>災害義援金・災害ボランティア活動支援金の受入状況57</li></ul>
• 市町村災害ボランティアセンターへの災害ボランティア活動支援金の配分状況57
• 被災した福祉施設等への義援金の配分状況57
◆地域支え合いセンター関係資料
• 市町村地域支え合いセンター一覧
・熊本県地域支え合いセンター支援事務所活動一覧(平成28年10月~平成29年3月)…59
<ul><li>能太県地域支え合いセンター支援事務所活動― いて、平成29年4月~平成29年8月) …60</li></ul>

## 市町村災害ボランティアセンター設置状況

※ボランティア延べ活動者数及び活動件数:平成28年4月16日~平成29年4月30日

No.	災害ボランティアセンター等	活動開始日	ボランティア 延べ活動者数	活動件数
1	熊本市災害ボランティアセンター	4月22日	37,900人	7,049件
2	八代市ボランティアセンター	4月22日	646人	135件
3	菊池市災害ボランティアセンター	4月19日	776人	250件
4	宇土市災害ボランティアセンター	4月16日	3,226人	430件
5	宇城市災害ボランティアセンター	4月25日	3,986人	838件
6	阿蘇市災害ボランティアセンター	4月26日	814人	202件
7	合志市災害ボランティアセンター	4月22日	1,072人	267件
8	美里町災害ボランティアセンター	4月22日	193人	74件
9	大津町災害ボランティアセンター	4月22日	3,404人	828件
10	菊陽町災害ボランティアセンター	4月18日	1,830人	614件
11	南阿蘇村災害ボランティアセンター	4月20日	6,676人	1,309件
12	西原村災害ボランティアセンター	4月24日	14,853人	2,588件
13	御船町災害ボランティアセンター	4月29日	4,903人	998件
14	嘉島町災害ボランティアセンター	4月20日	2,249人	471件
15	益城町災害ボランティアセンター	4月21日	36,378人	5,642件
16	甲佐町災害ボランティアセンター	4月25日	754人	166件
17	山都町災害ボランティアセンター	4月21日	275人	42件
	合 計		119,935人	21,903件

## 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議(支援P)からの支援

	熊本地震支援活動(平成28年10月末で終了)									
1	運営支援者派遣人数 (延べ)	42人								
2	運営支援者派遣日数(延べ)	1,002⊟								

- 3 提供資機材
  - ・パソコン 37台
  - ・ソフトバンク株式会社貸与携帯電話 180台
  - ・プレハブの提供は、熊本市、益城町、西原村、南阿蘇村の4社協で実施

## 災害ボランティアセンターへの全国の社会福祉協議会からの応援職員派遣一覧

派遣元・派遣期間	延べ人数
岩手県社協 (平成28年5月24日~6月27日)	39人
宮城県社協 (平成28年4月27日~5月16日)	46人
福島県社協(福島市社協・喜多方市社協含む) (平成28年4月26日~5月29日)	68人
関東ブロックA (平成28年6月23日~8月21日)	268人
関東ブロックB (平成28年6月23日~7月17日)	255人
東海・北陸ブロック (平成28年5月31日~8月20日)	681人
近畿ブロック (平成28年4月28日~7月21日)	1,585人
中国ブロック (平成28年4月28日~7月1日)	482人
四国ブロック (平成28年4月28日~7月21日)	284人
九州ブロック (平成28年4月21日~8月22日)	2,495人
計	6,203人

## 災害ボランティアセンターへの県内市町村社会福祉協議会からの 応援職員派遣一覧

※派遣期間:平成28年4月18日~平成28年12月17日

※本会で派遣調整を行った人数を記載

※市町村社協相互の災害時応援協定等に基づき独自に派遣された人数は含まれない。

		延べ人数		
宇		城	美里町社会福祉協議会	11人
上	益	城	山都町社会福祉協議会	31人
			荒尾市社会福祉協議会	76人
			玉名市社会福祉協議会	46人
<del>**</del>		_	玉東町社会福祉協議会	64人
荒		玉	南関町社会福祉協議会	42人
			長洲町社会福祉協議会	28人
			和水町社会福祉協議会	67人
			天草市社会福祉協議会	230人
天		草	上天草市社会福祉協議会	107人
			苓北町社会福祉協議会	7人
鹿		本	山鹿市社会福祉協議会	4人
八		代	八代市社会福祉協議会	7人
			水俣市社会福祉協議会	65人
水	俣・ 芦	北	芦北町社会福祉協議会	23人
			津奈木町社会福祉協議会	13人
			人吉市社会福祉協議会	50人
			錦町社会福祉協議会	17人
			多良木町社会福祉協議会	59人
			湯前町社会福祉協議会	30人
1	± 1±	<del> </del>	水上村社会福祉協議会	21人
	吉・球	磨	相良村社会福祉協議会	21人
			五木村社会福祉協議会	26人
			山江村社会福祉協議会	19人
			球磨村社会福祉協議会	48人
			あさぎり町社会福祉協議会	71人
			計	1,183人

## 市町村災害ボランティアセンター月別活動実績(平成28年4月~平成29年4月)

※上段:ボランティア延べ活動者数(人)、下段:活動件数(件)

	28年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
熊本市	7,022 878	20,338 3,906	5,698 1,165	2,527 629	1,236 255	702 137	286 57
八代市	473 104	165 29	8 2	_		_	_
菊 池 市	424 123	352 127	_	_		_	_
宇土市	1,710 107	1,052 249	68 29	396 45	_	_	_
宇城市	837 200	3,149 638	_		_	_	
阿蘇市	518 126	296 76	_	_	_	_	
合志市	862 189	170 67	14 4	14 4	6 2	6 1	
美里町	151 62	42 12	_	_	_	_	_
大津町	725 128	1,287 402	517 101	215 58	151 36	47 18	95 17
菊陽町	1,149 303	579 257	39 25	30 17	18 6	9 2	1 2
南阿蘇村	1,326 128	2,494 610	876 210	905 182	706 114	313 48	48 13
西原村	623 158	5,813 1,138	3,081 501	2,863 406	1,398 246	555 71	397 47
御船町	143 29	2,440 476	1,756 296	291 105	181 56	63 13	13 10
嘉島町	121 30	1,454 282	281 52	90 39	203 35	76 30	24 3
益城町	4,747 435	12,223 1,228	8,033 1,711	4,901 1,241	2,330 449	1,235 176	625 83
甲佐町	213 25	534 139	7 2	_	_	_	_
山都町	152 12	28 6	46 12	39 10	10 2	_	_
計	21,196 3,037	52,416 9,642	20,424 4,110	12,271 2,736	6,239 1,201	3,006 496	1,489 232

	11月	12月	1月	2月	3月	29年4月	計
熊本市	91 22	_	_ _				37,900 7,049
八代市	_	_		_			646 135
菊池市		_	_				776 250
宇土市	_	_	_		_	_	3,226 430
宇城市	_	_	_		_	_	3,986 838
阿蘇市	_	_	_		_		814 202
合志市	_	_	_		_	_	1,072 267
美里町	_	_	_	_	_	_	193 74
大津町	40 3	53 13	71 12	67 14	63 8	73 18	3,404 828
菊陽町	5 2	_	_	_	_	_	1,830 614
南阿蘇村	6 3	2	_	_	_ _	_	6,676 1,309
西原村	123 21	_	_		_	_	14,853 2,588
御船町	16 13	_	_	_	_ _	_	4,903 998
嘉島町	_	_	_		_	_	2,249 471
益城町	602 43	389 83	262 26	226 42	391 41	414 84	36,378 5,642
甲佐町	_		_				754 166
山都町	_	_	_	_	_ _	_	275 42
計	883 107	444 97	333 38	293 56	454 49	487 102	119,935 21,903

## 災害ボランティア活動情報の発信(平成28年4月~平成29年4月)

## 1 ホームページによる情報発信

掲載回数(件数)	700
緊急情報アクセス件数	982,456件

## 2 ツイッターによる情報発信

発信回数	93ツイート
フォロー	2,300件
フォロワー	4,961件

## 3 フェイスブックによる情報発信

発信回数	580投稿
リーチ(アクセス件数)	458,514件

## 災害ボランティア活動に関する問合せ件数(平成28年4月~平成29年4月)

	ボランテ	ィア活動 6の問合せ			その	D他		
	県内	県外	被災者から の問合せ (被災者ニーズ)	関係機関※	報道機関 からの問 合せ	災害派遣 等従事車 両証明証 に関する 問合せ	その他 (ボランティア 活動保険他)	計
28年4月	151	499	186	0	119	39	179	1,173
5月	163	772	215	115	147	88	216	1,716
6月	53	283	29	128	36	53	153	735
7月	32	184	20	101	37	61	162	597
8月	15	123	13	133	15	193	158	650
9月	10	63	11	86	11	186	212	579
10月	11	58	4	65	16	126	86	366
11月	4	21	6	61	7	142	39	280
12月	5	25	2	72	9	96	55	264
29年1月	3	11	0	48	7	33	26	128
2月	0	20	4	77	5	42	18	166
3月	0	44	1	83	5	29	15	177
4月	0	42	0	69	14	64	46	235
計	447	2,145	491	1,038	428	1,152	1,365	7,066

※関係機関からの問合せ件数及び本会から関係機関への問合せ件数の合計を掲載

# 生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金)受付窓口一覧(周知チラシ)

## 熊本地震による被災者の皆様へ

## 生活福祉資金(緊急小口資金)

## 特例貸付のご案内

( 一時的な生活費をお貸しします

?

## 鎮存內

侞

## ● 貸付対象 ● 貸付限度額

被災された方で県内に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯。 原則として、一世帯につき一回限り10万円以内。

ただし、以下の場合は、一世帯につき一回限り20万円以内。 

世帯員に被災による重傷者や妊産婦、学齢児童がいる場合 貸付の日から1年以内

据置期間終了後2年以内 無利子

● 据價期間 ● 償還期限 ● 貸付利子

## 貸付金の交付方法=

○ 借入申込者が指定する金融機関に送金します。

## 貸付に必要なもの=

○ 身分を証明できるもの(運転免許証、健康保険証、住民票○ 印鑑(印鑑がない場合は拇印でも差し支えありません。)○ 預金通帳又はキャッシュカード

· #

## 对存弱

住所を有する市町村社会福祉協議会又は避難をしている避難所等が所在する市町村社会福祉協議会が受付窓口となります。 県外に避難している場合は、避難先の都道府県社会福祉協議会での貸付けとなります。

※ 5月9日(月)午前10時から受付を開始します。

次の地域では5月6日(金)午後1時から受付を開始します。

熊本市・宇士市・阿蘇市・南阿蘇村・西原村

## ◆ 相談・申込受付時間:午前 10 時~午後4時(土曜、日曜、祝日は除く)

5月6日(金)午後1時から受付を開始する熊本市、宇土市、阿蘇市、南阿蘇村、西原村では、5月7日(土)、8日(日)も申込みを受け付けます。

## ◆ 熊本県内 市町村社会福祉協議会一覧

電話番号	096-234-1192	0967-82-3345	0965-52-5075	0966-86-0294	0966-61-2940	0966-38-2074	0966-49-4505	0966-42-1112	0966-43-4117	0966-44-0782	0966-35-0093	0966-37-2333	0966-24-1508	0966-32-0022	0969-35-1270
市町村名	甲佐町	山都町	米 三 男	声 北 町	<b>禅</b> 条 木 男	錦町	あさぎり町	多良木町	岳 福 赈	水上村	相良村	五木村	山江村	球 靡 村	林光甲
電話番号	0968-85-3150	0968-34-2366	0968-69-9020	0968-78-1440	096-293-2027	096-232-3593	0967-42-1501	0967-46-5575	0967-23-9300	0967-62-2158	0967-67-0294	096-279-4141	096-282-0785	096-237-2981	096-214-5566
市町村名	玉 東 町	和水町	南 関 町	長洲町	大 禅 甲	菊 陽 町	南小国町	小 国 町	産山村	高森町	南阿蘇村	西原村	御 船 町	嘉島町	4 対 上
電話番号	096-322-2331	0965-62-8228	0966-24-9192	0968-66-2993	0966-63-2047	0906-24-8960	0969-32-2552	0968-43-1134	0968-25-5000	0964-23-3756	0969-56-2455	0964-32-1316	0967-32-1127	096-242-7000	0964-47-0065
柘	H	H	÷	H	₽	H	H	H	H	₽	H	₽	H	H	臣
市町村名	熊	۲ ب	一十	荒尾	水	田名	五草	田田	新光	#	上天草	中城	河蘇	令	美
-	裖	$\prec$	$\prec$	熊	大	H	К	∃	揪	仆	ᅫ	卝	回	∢α	#

## ◆ 特設受付会場

- 熊本市動植物園緑の相談所 熊本市立図書館2階
- 〒862-0971 熊本市中央区大江 6-1-74 〒862-0911 熊本市東区健軍 5-13-1 〒861-4202 熊本市南区城南町宮地 1050
  - 熊本市南区役所城南総合出張所3階
  - 〒869-0432 宇土市旭町504
- 上益城郡御船町辺田見 400 **〒861-3206** 当国の間)

· 益城町(県御船保健所

字土市民体育館

〒861-4646 上益城郡甲佐町豊内 719-4 ※お問い合わせ等は、各市町村社会福祉協議会にお願いします。 甲佐町役場1階

## 

## 実施主体:社会福祉法人熊本県社会福祉協議会

連絡先:〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号

TEL: 096-324-5475

## 生活福祉資金の特例貸付状況一覧

(平成29年3月31日現在)

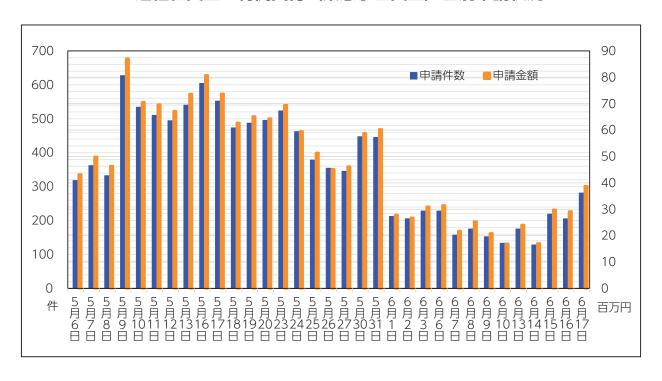
項目	借.	入申込状況	貸付決定状況			
資金種類	件数	金額	件数	金額		
緊急小口資金	11,780件	1,587,000,000円	11,689件	1,576,200,000円		
福祉費	39件	54,320,456円	38件	53,406,456円		
(1) 住宅補修費	25件	43,969,000円	25件	43,805,000円		
(2) 災害援護費	14件	10,351,456円	13件	9,601,456円		
計	11,819件	1,641,320,456円	11,727件	1,629,606,456円		

## 生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金)市町村別貸付状況一覧

※申請受付期間:平成28年5月6日~平成28年6月17日

市	町村	名	件数	金額(千円)	市	町村	名	件数	金額(千円)	市	町村	名	件数	金額(千円)
熊	本	市	8,361	1,102,200	玉	東	⊞Ţ	4	500	甲	佐	町	77	10,600
八	代	市	528	75,400	和	水	町	2	300	Ш	都		27	4,000
人	吉	市	0	0	南	関	町	3	300	氷	Ш	町	25	3,800
荒	尾	市	5	500	長	洲	町	4	600	芦	北	町	21	3,200
水	俣	市	1	200	大	津	⊞Ţ	278	39,800	津	奈 木		0	0
玉	名	市	54	7,200	菊	陽	町	195	27,300	錦		町	0	0
天	草	市	2	200	南	小压		8	1,200	ある	さぎり	J ⊞Ţ	0	0
Ш	鹿	市	56	9,000	小	玉	⊞Ţ	15	1,700	多	良木		0	0
菊	池	市	151	21,900	産	Ш	村	14	1,900	湯	前	⊞Ţ	0	0
宇	土	市	251	35,700	高	森	町	16	1,800	水	上	村	0	0
上	天草	市	21	2,500	南	阿蘇	村	83	11,000	相	良	村	0	0
宇	城	市	411	60,100	西	原	村	51	7,300	五	木	村	0	0
阿	蘇	市	243	34,500	御	船	⊞Ţ	144	20,600	Ш	江	村	0	0
合	志	市	242	35,500	嘉	島	⊞Ţ	64	8,400	球	磨	村	0	0
美	里	町	23	2,900	益	城	⊞Ţ	309	44,100	苓	北	⊞Ţ	0	0
											計		11,689	1,576,200

## 生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金)日別申請状況



## 生活福祉資金の特例貸付(緊急小口資金)応援職員支援状況(実人員)

都道府県	5/6 { 5/8	5/9 { 5/13	5/16 } 5/20	5/23 { 5/27	5/30 { 6/3	6/6 { 6/10	6/13 { 6/17	計	都道府県	5/6 { 5/8	5/9 { 5/13	5/16 { 5/20	5/23 { 5/27	5/30 { 6/3	6/6 { 6/10	6/13 } 6/17	計
北海道			2					2	三重県				2				2
青森県			2					2	滋賀県		2						2
岩手県			2					2	京都府		3					2	5
宮城県			2					2	大阪府		4					4	8
秋田県			2					2	兵 庫 県		3					2	5
山形県			2					2	奈良県		3						3
福島県			2					2	和歌山県		1						1
茨 城 県			2					2	鳥取県	1	1						2
栃木県			2					2	島根県	1	1					1	3
群馬県			2					2	岡山県	1	1						2
埼玉県			3					3	広島県	2	2					2	6
千葉県			3					3	山口県	1	1					1	3
東京都			3					3	徳島県	1	2						3
神奈川県			3					3	香川県	1	2						3
新潟県			3					3	愛媛県		2						2
富山県				2				2	高知県	2	2						4
石川県				2				2	福岡県	2	2		2	2	3		11
福井県				2				2	佐賀県	1	2			1	1		5
山梨県			2					2	長崎県	2	2		1	2	2		9
長 野 県			2					2	大分県	2	2		1	2	1		8
岐阜県				2				2	宮崎県	2	2			2	2		8
静岡県			3					3	鹿児島県	2	2		1	2	3		10
愛知県				3				3	沖縄県	2	2			2	2		8
									計	23	44	42	18	13	14	12	166

## 災害義援金・災害ボランティア活動支援金の受入状況

※募集期間:平成28年4月20日~平成29年3月31日

被	災者支	援のための	D義援金	災害ボランティア活動支援金				
寄附件数	個人	70件	2,653,710円	寄附件数	個人	68件	5,234,487円	
寄附金額	団体	157件	8,014,069円	寄附金額	団体	102件	39,812,646円	
合 計		227件	40,667,779円	合 計		170件	45,047,133円	
共同募金会への 送 金 日			8年9月30日 9年3月29日	災害ボランティブ へ の 送		平成28年 8 月30日 平成28年12月27日		

## 市町村災害ボランティアセンターへの災害ボランティア活動支援金の配分状況

(平成28年12月27日現在)

市町村	配分額	市町村	配分額
熊本市	8,354,800円	菊陽町	1,519,700円
八代市	1,282,600円	南阿蘇村	2,297,000円
菊池市	1,315,200円	西原村	3,597,000円
宇土市	1,760,000円	御船町	2,084,000円
宇城市	1,907,800円	嘉島町	1,570,500円
阿蘇市	1,322,800円	益城町	6,965,000円
合志市	1,371,800円	甲佐町	1,310,800円
美里町	1,198,600円	山都町	1,210,100円
大津町	1,754,700円	県社協	1,160,000円
		計	41,982,400円

## 被災した福祉施設等への義援金の配分状況

※全国社会福祉協議会社会福祉施設協議会連絡会からの義援金

(平成29年7月14日現在)

協議名	会員数		配 分額	
加 競力	五貝奴	1 🛛 🗏	2回目	計
県老人福祉施設協議会	378施設	11,359,000円	512,000円	11,871,000円
県社会就労センター協議会	64施設	2,753,000円	119,000円	2,872,000円
県保育協議会	427施設	12,702,000円	573,000円	13,275,000円
県養護協議会	20施設	1,547,000円	64,000円	1,611,000円
県身体障害児者施設協議会	24施設	1,657,000円	69,000円	1,726,000円
県社会福祉法人経営者協議会	219法人	7,001,000円	313,000円	7,314,000円
県知的障がい者施設協会	96施設	3,630,000円	159,000円	3,789,000円
県救護施設協議会	7施設	1,197,575円	54,007円	1,251,582円
計	1,235会員	41,846,575円	1,863,007円	43,709,582円

## 市町村地域支え合いセンター一覧

(平成29年8月1日現在)

市町村	<u>村</u>	名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	住所
		中央区地域支え合いセンター	096-328-2105	096-351-0202	8080-098	熊本市中央区手取本町1-1
		東区地域支え合いセンター	096-367-9267	096-367-9301	862-0902	熊本市東区東本町16番30号
		西区地域支え合いセンター	096-329-2829	096-329-1326	861-5287	熊本市西区小島2丁目7番1号
無無	<del>  </del>	南区地域支え合いセンター	096-357-4757	096-358-0110	861-4151	熊本市南区富合町清藤405-3
		北区地域支え合いセンター	096-272-1972	096-215-3322	861-0136	熊本市北区植木町岩野238-1
		プレハブ仮設 (東区)	096-282-8871	096-282-8878	862-0912	熊本市東区錦が丘1-1
		プレハブ仮設 (南区)	0964-28-7030	0964-28-8750	861-5287	熊本市南区城南町宮地1050
十 六	<del>E</del>	八代市地域支え合いセンター	0965-62-8228	0965-62-8227	866-0861	八代市本町1丁目9-14
継	E)	菊池市地域支え合いセンター	0968-25-5000 080-8379-8942	0968-25-5432	861-1331	菊池市隈府888
H H	#	宇土市地域支え合いセンター	0964-23-3756	0964-22-4971	869-0492	字土市浦田町44
中城	<del> </del>	宇城市地域支え合いセンター	0964-27-9970	0964-27-9971	869-0552	宇城市不知火町高良2273-1
阿 蘇	# #	阿蘇市地域支え合いセンター	0967-32-1127	0967-32-4940	869-2301	阿蘇市内牧976-2
包	± 1	合志市地域支え合いセンター	096-288-4888	096-247-6116	861-1102	合志市須屋250-1
業		美里町地域支え合いセンター	0964-47-0877	0964-47-0073	861-4722	下益城郡美里町永富1510
十		大津町地域支え合いセンター	090-8622-2030	096-293-2028	869-1235	菊池郡大津町大字室151-1
新屬	∄ ⊞J	菊陽町地域支え合いセンター	096-284-1906	096-284-1907	869-1103	菊池郡菊陽町久保田2623
南阿蘇村	蘇 村	南阿蘇村地域支え合いセンター	0967-67-3607	9080-29-2960	869-1412	阿蘇郡南阿蘇村久石2705
西原	利村	西原村地域支え合いセンター	096-273-8383	096-273-8373	861-2402	阿蘇郡西原村大字小森3166-1小森仮設団地内
御 船	1 日	御船町地域支え合いセンター	096-282-2886	096-282-2887	861-3207	熊本県上益城郡御船町御船1001-1
電電	3 E	嘉島町地域支え合いセンター	096-237-2981	096-237-3508	861-3106	上益城郡嘉島町上島551
苗城	ğ et	益城町地域支え合いセンター	096-289-6092	096-289-6091	861-2231	上益城郡益城町安永1400
甲佐	= HJ	甲佐町地域支え合いセンター	096-235-1022	096-235-1022	861-4601	熊本県上益城郡甲佐町岩下24
山 都	3 町	山都町地域支え合いセンター	0967-72-2626	0967-72-4341	861-3811	熊本県上益城郡山都町大平91
三		氷川町地域支え合いセンター	0965-52-5335	0965-52-6658	869-4814	八代郡氷川町島地651

## 熊本県地域支え合いセンター支援事務所活動一覧(平成28年10月~平成29年3月)

				相談対	応回数		
		訪問	電話	来所	文書 メール含む	その他	合計
	行政	47	49	8	39	1	144
熊本市	センター	126	177	8	43	4	358
	住民	65	3	1	0	0	69
	行政	1	0	0	0	0	1
宇土市	センター	14	58	1	55	14	142
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	3	0	0	0	0	3
宇城市	センター	16	60	1	53	18	148
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	7	2	0	0	0	9
阿蘇市	センター	36	100	2	69	32	239
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	0	0	0	0	0	0
美里町	センター	7	43	0	48	3	101
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	4	0	0	0	0	4
大津町	センター	31	91	1	80	10	213
	住民	5	0	0	0	0	5
菊陽町	行政	0	0	0	0	0	0
	センター	34	90	1	76	10	211
	住民	0	1	0	0	0	1
	行政	9	1	0	0	0	10
南阿蘇村	センター	39	85	0	60	9	193
	住民	6	0	0	0	0	6
	行政	3	0	0	0	0	3
西原村	センター	67	119	0	166	24	376
	住民	3	1	0	0	0	4
	行政	0	0	0	0	0	0
御船町	センター	16	66	1	50	4	137
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	1	0	0	0	0	1
嘉島町	センター	8	37	0	47	1	93
	住民	0	0	0	0	0	0
→	行政	0	20	0	0	0	20
益城町	センター	31	111	1_	83	5	231
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	0	1	0	0	0	1
甲佐町	センター	9	50	0	67	5	131
	住民	0	0	0	0	0	0
       ±⁄⊓ m	行政	0	0	0	0	0	0
山都町	センター	7	43	2	43	4	99
	住民	2	0	0	0	0	2
ااا کا الل س <del>ا</del>	行政	1	0	0	0	0	100
氷川町	センター	12	39	0	44	14	109
ナカナー松は月日日	住民	125	1 226	0	721	0	
協力機関的	関係団体等	125	1,226	66 <b>93</b>	731 <b>1 75</b> 4	18 <b>176</b>	2,166 <b>5.231</b>
	<u>計</u>	735	2,473	93	1,754	1/0	5,231

<sup>※</sup>相談対応回数は、支援事務所の総括支援相談員が各市町村の行政、支え合いセンター、住民からの相談等に 対応した延べ回数を記載

## 熊本県地域支え合いセンター支援事務所活動一覧(平成29年4月~平成29年8月)

	,			相談対応	5件回数		
		訪問	電話	来所	文書 メール含む	その他	合計
	行政	6	24	0	19	0	49
熊本市	センター	83	115	1	54	0	253
) // · +· //3	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	0	2	0	0	0	2
宇土市	センター	5	10	0	13	0	28
十 十 川	住民	0	0	0	0	0	
			2		0		0 2
# >4 +	行政	0		0		0	
菊池市	センター	0	12	0	14	0	26
	住民	0	0	0	0	0	0
<u>  _                                     </u>	行政	0	0	0	1	0	1
宇土市	センター	12	24	0	35	0	71
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	0	0	0	1	0	1
宇城市	センター	13	32	0	39	3	87
	住民	2	0	0	0	0	2
	行政	2	0	0	1	0	3
阿蘇市	センター	39	87	0	54	7	187
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	0	3	0	0	0	3
合志市	センター	3	12	3	14	0	32
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	2	2	0	1	0	5
美里町	センター	9	34	0	31	0	74
大土町	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	6	0	0	2	0	8
大津町	センター	47	104	1	88	17	257
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	3	0		2	0	5
				0			
菊陽町	センター	44	54	0	63	12	173
	住民	0	0	0	0	0	0
<u></u> + 7=7 # ± ↓ ↓	行政	0	•	0		0	2
南阿蘇村	センター	40	47	0	60	0	147
	住民	0	0	0	0	0	0
 	行政	7	0	0	1	0	8
西原村		39	57	0	55	19	170
	住民	0	1	0	0	0	1
	行政	1	1	0	1	0	3
御船町	センター	15	48	0	42	2	107
	住民	0	0	0	0	0	0
l .	行政	1	0	0	1	0	2
嘉島町	センター	33	22	0	41	3	99
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	6	6	0	3	0	15
益城町	センター	33	55	0	44	1	133
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	1	0	0	1	0	2
甲佐町	センター	1	18	0	30	0	49
	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	1	0	0	2	0	3
山都町	センター	9	22	0	30	0	61
,	住民	0	0	0	0	0	0
	行政	0	0	0	1	0	1
氷川町	センター	15	13	0	30	0	58
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	住民	0	0	0	0	0	0
協力機関・	関係団体等	76	348	22	370	1	817
hiji/ j hix   大	計	554	1,156	27	1,145	65	2,947
>% #日=火力+1			大学担談号か				この担談等に

<sup>※</sup>相談対応回数は、支援事務所の総括支援相談員が各市町村の行政、支え合いセンター、住民からの相談等に対応した延べ回数を記載

## 《発 行》

平成29年8月

ふれあいネッドワーク

## 

₹860-0842

熊本市中央区南千反畑町3番7号 熊本県総合福祉センター内 TEL 096-324-5454 FAX 096-355-5440 URL http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/ 介護保険施設等の被災状況を報告するための スマートフォンアプリを中心としたシステム

設計書

## 目 次

1. 1. 適用       2         1. 2. 電子システムの概要・目的       2         1. 3. 電子システム運用・構成要件       5         2. システム仕様案       4         2. 1. 機器構成・アプリケーション配置       4         2. 2. スマートフォンアプリケーション要件       5         2. 3. Web アプリケーション要件       5         2. 4. 情報一覧       12         2. 5. 通信仕様       15         3. 機器の選定条件       16         4. 付属資料       16         4. 1. API 仕様案       15	1.		概要	2
1.3. 電子システム運用・構成要件       2         2. システム仕様案       4         2.1. 機器構成・アプリケーション配置       4         2.2. スマートフォンアプリケーション要件       5         2.3. Web アプリケーション要件       9         2.4. 情報一覧       15         2.5. 通信仕様       15         3. 機器の選定条件       14         4. 付属資料       15		1. 1.	適用	2
2. システム仕様案       4         2. 1. 機器構成・アプリケーション配置       4         2. 2. スマートフォンアプリケーション要件       5         2. 3. Web アプリケーション要件       9         2. 4. 情報一覧       15         2. 5. 通信仕様       15         3. 機器の選定条件       14         4. 付属資料       15		1. 2.	電子システムの概要・目的	2
2.1. 機器構成・アプリケーション配置       4         2.2. スマートフォンアプリケーション要件       5         2.3. Web アプリケーション要件       9         2.4. 情報一覧       12         2.5. 通信仕様       15         3. 機器の選定条件       14         4. 付属資料       15		1. 3.	電子システム運用・構成要件	2
2. 2. スマートフォンアプリケーション要件       5         2. 3. Web アプリケーション要件       9         2. 4. 情報一覧       12         2. 5. 通信仕様       15         3. 機器の選定条件       14         4. 付属資料       15	2.		システム仕様案	4
2.3. Web アプリケーション要件       9         2.4. 情報一覧       12         2.5. 通信仕様       15         3. 機器の選定条件       14         4. 付属資料       15		2. 1.	機器構成・アプリケーション配置	4
2.4. 情報一覧		2. 2.	スマートフォンアプリケーション要件	5
2.5. 通信仕様		2. 3.	Web アプリケーション要件	9
3. 機器の選定条件		2. 4.	情報一覧	. 12
4. 付属資料18		2. 5.	通信仕様	. 13
	3.		機器の選定条件	. 14
4.1. API 仕様案	4.			
		4. 1.	API 仕様案	. 15

## 1. 概要

### 1.1. 適用

本設計提案書は、「介護保険施設等の被災状況を報告するためのスマートフォンアプリを中心としたシステム(以下、電子システムという)」を実現する上で必要となるシステム構成や機能仕様などについて、その検討結果を纏めたものである。

なお、検討にあたっては下記項目を考慮し実施した。

- 介護施設から稼動状況等を容易に更新することが可能であること
- 全国の介護施設の稼動状況等が地理情報システム等を用いて視覚的に閲覧が可能であること
- 継続的な維持管理が安価にできる構成とすること (システムの汎用性・経済性を考慮すること)
- 既存システムを積極的に活用すること (災害医療分野の知見等を活用すること)
- 被災現場等からデバイスを問わずに被災状況等を更新でき、広域災害でも対応が可能であること

## 1.2. 電子システムの概要・目的

大規模な自然災害発生時等、有事における介護保険施設の稼働状況等を迅速に把握することは、その後の適切な支援のために重要である。本電子システムは、被災地における介護保険施設のニーズに応じた継続的な支援を実施するため、被災状況の集約、情報共有・可視化を行い、被災状況の正確な把握と迅速かつ効果的な支援に資することを目的に構築されるものである。

## 1.3. 電子システム運用・構成要件

本電子システムに要求される主な構成や機能の概要を以下に示す。

- (1) 本電子システムの利用者は、全国の介護保険施設職員、政府職員、地方自治体、指定公共機関を想定している。
- (2) 本電子システムのソフトウェアは、次の2つの仕組みで構成される。
  - ア 被災地において介護保険施設の職員等が行う被災状況の登録の仕組み
  - イ 登録されたデータを集約し可視化するための仕組み

また、通信が途絶した被災地等(通信途絶区域)においても情報入力(オフライン入力)を可能とするために、被災地における情報入力機器はスマートフォンを採用する必要がある。

- (3) 本電子システムへの介護保険施設の被災状況の登録は、次のように複数の情報経路を持たければならない。
  - ア 介護保険施設がオフサイト (被災地外) の見える化支援チームへ被災状況をFAXにて報告、FAXを受信した見える化支援チームが被災状況を登録する方法
    - この時の登録手段として、本電子システムのスマートフォンアプリ、もしくはWebブラウザ、 または、OCRを応用した入力(今後、技術調査を踏まえ必要に応じて実装を検討)を用いる
  - イ 介護保険施設が本電子システムのスマートフォンアプリを用いて被災状況を登録する方法
- (4) 本電子システムに登録・収集された介護保険施設の被災状況は、一覧表および、地図上の画面で閲覧することができ、また、施設名や施設の現況などを指定することにより該当施設を抽出することができる。
- (5) 本電子システムは、介護保険事業(支援)計画等の策定・実行を支援する情報システムである管理 地域包括ケア「見える化」システム等と接続され、有事の際には介護保険施設の被災状況を地域包 括ケア「見える化」システム等へ被災情報を伝達することを可能とする。なお、情報の伝達方法は API(Application Programming Interface)を介して実施される。

また、各介護保険施設の施設情報(施設名、所在地、施設分類等)は、地域包括ケア「見える化」システム等から本電子システムへ一定の間隔で同期(時期や期間、手段については今後の検討課題)されるものとする。

## 資料5

- (6) システムの運用・構成のイメージを図 1-1 に示す。
- (7) システム稼動時間は24時間を想定している。(ただし、機器のメンテナンスやソフトウェア更新時などを除く。)
- (8) 介護保険施設職員等の利用者が、研修等を除く特別な説明を受けることなく操作が可能でなければならない。

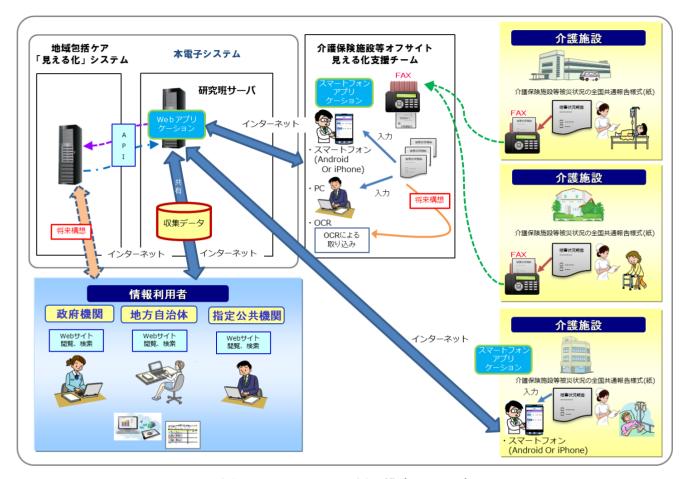


図 1-1 システムの運用・構成イメージ

## 2. システム仕様案

## 2.1. 機器構成・アプリケーション配置

本電子システムは、シンプルで柔軟な機器構成とすることを目指し、スマートフォンとそこで動作するアプリケーションおよび、クラウド上で稼動することを前提としたサーバとそこで動作する Web アプリケーションで構成するものとする。なお、クラウド環境(クラウドサービス)の選定にあたっては、一定の可用性や付加分散などの機能を備えたクラウドサービスを選定する必要がある。

スマートフォンおよび、PC は、インターネットを介してサーバと接続され、スマートフォンのアプリケーションや PC 等の Web ブラウザからサーバ上の Web アプリケーションへ情報が伝達される。

地域包括ケア「見える化」システム等とはインターネットを介した接続が望ましく、具体的な実現方法については今後の課題と考える。

機器構成図を図 2-1 に示す。なお、この図は参考となる構成であり、実装段階での構成設計作業により 適切かつ最適な形態へ改善されることが望ましい。

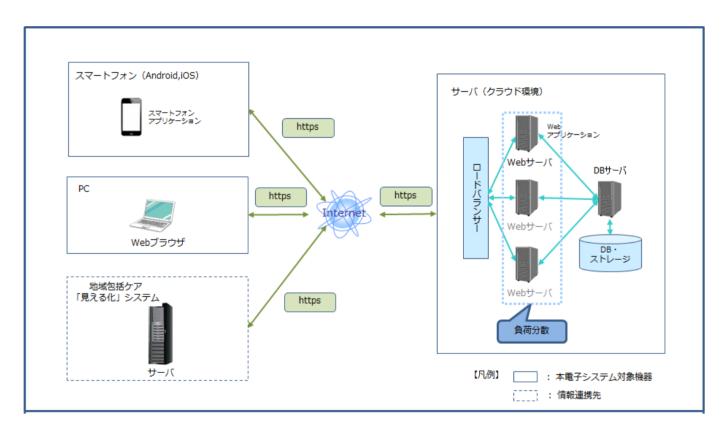


図 2-1 機器構成イメージ図

## 2.2. スマートフォンアプリケーション要件

## 2.2.1. 想定される運用

災害発生後、介護保険施設の職員が自施設内の稼働状況等を確認・把握し、スマートフォンアプリケーションから被災状況を報告する。

なお、災害発生前に、スマートフォンへスマートフォンアプリケーションをインストールおよび、ユーザ情報の登録を行っておく。

## 2.2.2. 前提条件

(1) ソフトウェア動作対象 OS

Android OS または、iOS に対応したアプリケーションとすること。

(2) スタンドアローンでの使用

災害発生時に通信インフラが遮断されたことを考慮し、オフラインでの操作も可能とすること。スマートフォン内部にデータを保持し、通信インフラ復旧時にデータを送信する仕組みを有するものとする。

(3) 表示言語

日本語のみ対応とする(多言語対応は不要とする)。

(4) アプリケーションの使用可否

認証コードの入力により使用が可能な仕組みを実装すること。

(5) スマートフォンアプリケーションのバージョンアップ

アプリケーションはバージョン管理し、アプリケーションインストール後にバージョンアップなどで再インストールした場合、ユーザ情報などは保持した状態で最新のアプリケーションが起動できること。

## 2.2.3. 機能要件

スマートフォンアプリケーションの機能要件を表 2-1 に示す。

## 表 2-1 スマートフォンアプリケーションの機能要件

		217、「フォマノンノノーマコマッ/機能要用
番号	機能名	機能内容
1	ユーザ登録	アプリケーションを使用するユーザの情報を登録する機能。(認証コード入
		力による認証機能)
		・ユーザ情報の登録、変更ができること。
2	被災状況報告書	被災状況を入力、サーバへ送信する機能。
	作成	・報告日に関する情報を含めること。
		・住所に関する情報を含めること。
		・登録済の介護施設が地図上にマーク表示されること。
		・登録済の介護施設名の検索ができること。
		・報告者の情報を含めること。
		・現在の状況(ライフライン・サプライ等)に関する情報を含めること。
		・利用者・施設の状況に関する情報を含めること。
		・職員の状況に関する情報を含めること。
		・支援が必要な状況に関する情報を含めること。
		・上記の情報をサーバへ送信ができること。

## 資料5

## 2.2.4. 画面レイアウト案・操作機能案

スマートフォンアプリケーションは、次に示す画面レイアウトに準じた構成とし、各操作機能を有すること。

## (1) ユーザ情報入力画面



図 2-2 ユーザ情報入力画面

活動日報作成時等に表示するためのユーザ情報を入力する画面である。

本画面で以下の項目を入力する。

- 氏名
- 所属・役職名
- 携帯電話番号
- ・電子メール
- ・氏名(予備の連絡先)
- ・電子メール(予備の連絡先)

## (2) 被災状況報告画面



図 2-3 被災状況報告画面

被災状況を作成し報告(サーバへ登録)する画面である。 本画面では、以下の操作を行う。

- ・報告日の指定(もしくは、確認)
- ・施設名の選択(1度のみ、以降は確認のみ)
- ・被災状況報告の登録画面の表示

## (3) 被災状況報告の登録画面

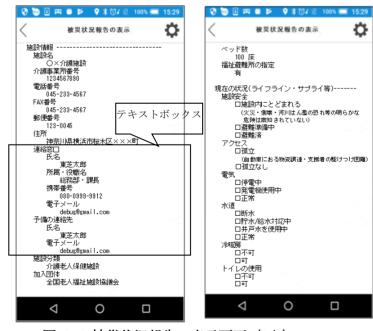


図 2-4 被災状況報告の表示画面(1/2)

被災状況の入力および、報告(サーバ への送信)する画面である。 本画面では、以下の情報の表示と入力

項目がある。

## 【表示項目】

• 施設情報

施設名/介護事業番号/電話番号/FAX 番号/郵便番号/住所

## 【入力項目】

- ・施設情報 連絡窓口/予備の連絡先 起動時初回はユーザ情報を表示、 以降、前回の入力を表示
- ・現在の状況 (ライフライン・サプライ等)
- ・利用者・施設の状況
- ・支援が必要な状況
- ・データ入力担当者名



図 2-4 被災状況報告の表示画面 (2/2)

## (4) 介護保険施設地点の選択画面



介護保険施設地点を選択する画面である。

本画面では、以下の操作を行う。

- ・介護保険施設地点の地図上への表示
- 介護保険施設地点の選択
- ・介護保険施設地点一覧の表示

## 【表示項目】

- ① 介護事業所番号
- ② 介護保険施設名
- 介護保険施設地点の検索

## 【検索条件】

- ① 介護事業所番号
- ② 介護保険施設名

図 2-5 介護保険施設地点の選択画面

## 2.3. Web アプリケーション要件

## 2.3.1. 想定される運用

災害発生後、政府機関や地方自治体、指定公共機関が被災地域内の介護保険施設の被災状況などの情報を収集する。被災状況や必要な支援の正確な把握のために、Web アプリケーションを用い、可視化された介護保険施設の稼働状況をもとに関係組織との様々な調整や意思決定を行う。

## 2.3.2. 前提条件

## (1) アプリケーションの使用可否

ID/パスワードによる認証機能により許可者のみ使用可能な仕組みと。

## (2)情報セキュリティ対策

システム障害に起因するシステム停止時間を出来る限り短く留めると共に、コンピュータウイルスや悪意を持った利用者からの攻撃を防御する対策を施すものとする。

事故及び不正の原因を事後に追跡することを可能とする仕組みを取り入れるものとする。

## (3) 介護保険施設の情報

地域包括ケア「見える化」システム等から、最新の介護保険施設の情報を受領し、本電子システムのデータベースへ登録されているものとする。

## 2.3.3. 機能要件

Web アプリケーションの機能要件を表 2-2 に示す。

## 表 2-2 Web アプリケーションの機能要件

		7.7
番号	機能名	機能内容
1	介護保険施設	介護保険施設の被災状況を一覧で表示する機能
	表示(一覧)画面	・介護施設の情報が一覧で表示ができること。
		・抽出条件が入力できること。
		・介護保険施設の情報を一覧で Excel として出力ができること。
2	介護保険施設	介護保険施設の被災状況を地図上で表示する機能
	表示(地図)画面	・介護施設が地図上にマーク表示されること。
		・抽出条件が入力できること。
		・介護保険施設を表すマークを指定することにより、吹き出し形式で該当
		する介護保険施設の情報が確認できること。
		・介護保険施設の情報を一覧で Excel として出力ができること。
3	介護保険施設情	地域包括ケア「見える化」システム等から介護保険施設情報(施設名、所
	報取り込み機能	在地情報、施設分類)を本電子システムのデータベースへ取り込む機能
	(将来機能)	
4	被災状況伝達機	本電子システムから地域包括ケア「見える化」システム等へ稼働状況を伝
	能 (将来機能)	達する機能

## 2.3.4. 画面レイアウト案・操作機能案

Web アプリケーションは、次に示す画面レイアウトに準じた構成とし、各操作機能を有すること。

## (1) 介護保険施設(一覧)画面

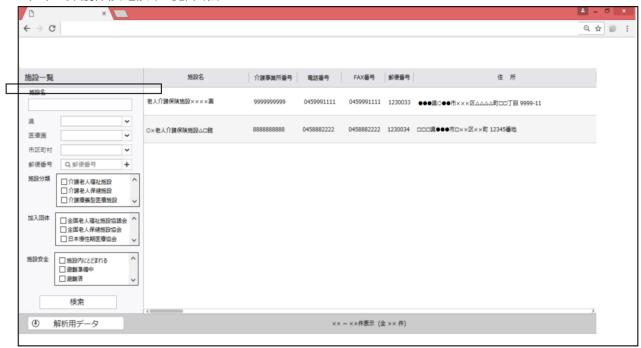


図 2-6 介護保険施設(一覧)画面

介護保険施設の一覧が表示される画面である。 本画面では、以下の情報の表示と入力項目がある。

## 【表示項目】

- ・介護保険施設から報告された被災状況の内容(全ての報告項目を一覧形式で表示)
- ・ソート条件は以下とする。

報告日(降順)、郵便番号(昇順)、施設住所(昇順)、施設名(昇順)、施設分類(有無)、加入団体(有無)、ベッド数(昇順)、福祉避難所の指定(昇順)、アクセスの孤立(降順)、施設安全の避難準備中(降順)

## 【抽出条件指定】

- ・報告日(範囲)、施設名、県、市区町村、郵便番号
- ・施設分類、加入団体、施設安全、アクセス、電気、水道、冷暖房、トイレの使用、不足物資

## 【解析用データ】

- ・Excel ファイルで出力する。表示項目は一覧の表示項目と同じとする。
- ソート条件は以下とする。

データ登録順(新しいほうが上)

※抽出条件に合致するもので、

- ①該当施設の同日同施設全データ CSV 出力と
- ②該当施設の同日同施設は最新のみ CSV 出力

を選択できるような機能を有すること。

## (2) 介護保険施設(地図)画面

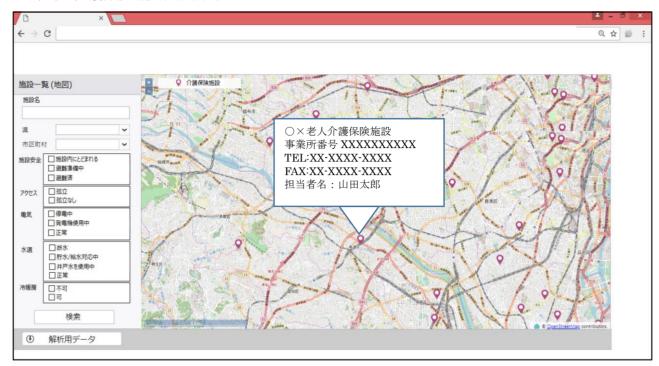


図 2-7 介護保険施設(地図)画面

地図上に介護保険施設がマークとして表示する画面である。 本画面では、以下の情報の表示と入力項目がある。

## 【表示項目】

- ・地図、介護保険施設(マーク表示)
  - ZOOM レベル、縮尺率 50km で介護保険施設のアイコンを表示する。
  - ② 報告有の場合、介護保険施設のアイコンを赤にする。
- ・地図、災害拠点病院と精神科災害拠点病院を表示(マーク表示)
- ・吹き出し表示(介護保険施設マークを指定した場合の表示) 施設名、介護事象所番号、電話番号、FAX 番号、連絡窓口、予備の連絡先、施設分類、加入団体、 ベッド数、福祉避難所の指定 未入力の場合は非表示とする。

## 【抽出条件指定】

- ・報告日(範囲)、施設名、県、市区町村
- ・現在の状況(施設安全、アクセス、電気、水道、冷暖房、トイレの使用、不足物資)

## 【解析用データ】

- ・Excel ファイルで出力する。表示項目は一覧の表示項目と同じとする。
- ・ソート条件は以下とする。
  - データ登録順(新しいほうが上)
  - ※抽出条件に合致するもので、
    - ①該当施設の同日同施設全データ CSV 出力と
    - ②該当施設の同日同施設は最新のみ CSV 出力

を選択できるような機能を有すること。

### 2.4. 情報一覧

### (1) スマートフォン/サーバ間

スマートフォンとサーバ間で扱う情報を表 2-3 に示す。

表 2-3 スマートフォンとサーバ間で扱う情報一覧

番号	分類	情報種類	概要
1	被災状況報告	報告日	報告日
2		施設情報	施設名、介護事業所番号、電話番号、FAX番号、施設
			住所、連絡窓口、予備の連絡先、施設分類、加入団体、
			ベッド数、福祉避難所の指定
3		現在の状況	施設安全、アクセス、電気、水道、冷暖房、不足物資
		(ライフライン・サ	
		プライ等)	
4		利用者・施設の状況	災害により、救急救命処置のために医療機関への搬送
			等が必要な利用者数、現在、施設内にいる利用者数、
			現在、受け入れている一般住民人数、今後、受け入れ
			可能な利用者数
5		職員の状況	職員数、災害直前の職員数、現在、出勤が可能な職員
			数
6		支援が必要な状況	人、物資、その他
7		データ電子入力	入力者名

### (2) PC/サーバ間

PC とサーバ間で扱う情報を表 2-4 に示す。

表 2-4 PC とサーバ間で扱う情報一覧

番号	分類	情報種類	概要
1	被災状況報告	報告日	報告日
2		施設情報	施設名、介護事業所番号、電話番号、FAX番号、施設
			住所、連絡窓口、予備の連絡先、施設分類、加入団体、
			ベッド数、福祉避難所の指定
3		現在の状況	施設安全、アクセス、電気、水道、冷暖房、不足物資
		(ライフライン・サ	
		プライ等)	
4		利用者・施設の状況	災害により、救急救命処置のために医療機関への搬送
			等が必要な利用者数、現在、施設内にいる利用者数、
			現在、受け入れている一般住民人数、今後、受け入れ
			可能な利用者数
5		職員の状況	職員数、災害直前の職員数、現在、出勤が可能な職員
			数
6		支援が必要な状況	人、物資、その他
7		データ電子入力	入力者名
8	抽出	抽出条件入力	施設名、県、医療圏、市区町村、郵便番号、施設分類、
			加入団体、施設安全、アクセス、電気、水道、冷暖房、
			トイレの使用、不足物資

(3) 地域包括ケア「見える化」システム等/サーバ間 見える化システムとサーバ間で扱う情報を表 2-5 に示す

表 2-5 見える化システムとサーバ間で扱う情報一覧

番号	分類	情報種類	概要
1	被災状況報告	報告日	報告日
2		施設情報	施設名、介護事業所番号、電話番号、FAX番号、施設
			住所、連絡窓口、予備の連絡先、施設分類、加入団体、
			ベッド数、福祉避難所の指定
3		現在の状況	施設安全、アクセス、電気、水道、冷暖房、不足物資
		(ライフライン・サ	
		プライ等)	
4		利用者・施設の状況	災害により、救急救命処置のために医療機関への搬送
			等が必要な利用者数、現在、施設内にいる利用者数、
			現在、受け入れている一般住民人数、今後、受け入れ
			可能な利用者数
5		職員の状況	職員数、災害直前の職員数、現在、出勤が可能な職員
			数
6		支援が必要な状況	人、物資、その他
7		データ電子入力	入力者名

### 2.5. 通信仕様

- (1) スマートフォン/サーバ間
  - ・インターネット経由での接続とする。
  - ・サーバには SSL サーバ証明書を導入し、SSL プロトコル(HTTPS)で通信を行う。
  - ・セキュリティを担保するため、SSL/TLS のプロトコルバージョンは TLS 1.2 とする。
  - ・データフォーマットは JSON 形式を推奨する。

### (2) PC/サーバ間

- ・インターネット経由での接続とする。
- ・サーバには SSL サーバ証明書を導入し、SSL プロトコル (HTTPS) で通信を行うこと。
- ・セキュリティを担保するため、SSL/TLS のプロトコルバージョンは TLS 1.2 とする。
- ・データフォーマットは JSON 形式を推奨する。
- (3) 地域包括ケア「見える化」システム等/サーバ間
  - ・インターネット経由での接続とする。
  - ・データの受け渡しは Web API (Web Application Programming Interface) にて実施される。 API 仕様の検討結果を 4.1 API 仕様案に示す。

### 資料5

### 3. 機器の選定条件

本電子システムの動作環境案を以下に示す。なお、ここに記載の内容は現時点での推奨値である。

### (1) スマートフォン

以下に示す条件で動作する機器を選定すること。

番号	項目	内容
1	0S	Android 5.0 以上
		iOS 10.0 以上
2	通信	3G、4G、Wi-Fi によるインターネット通信ができること
3	写真	カメラ機能が付いているもの
4	位置情報	GPS 機能が付いているもの
5	画面サイズ	5.2 インチ以上(解像度:1920×1080 (フル HD)) 推奨

### (2) PC

以下に示す条件で動作する機器を選定すること。

番号	項目	内容
1	0S	Windows 7 以上
		Mac OS X v10.10 以上
2	通信	インターネット通信ができること
3	ブラウザ	ブラウザで表示・操作できること。
		なお、バージョンに関する制約については、設計業務完了後に確定させる
		こと。

### (3) サーバ

以下に示すサーバ環境を前提とすること。

また、メンテナンス等で VPN 接続などセキュリティが担保されたサーバ接続ができること。

番号	項目	内容
1	0S	Linux
2	Web サーバ	Apache
3	DB	PostgreSQL

※選定基準:導入や維持の費用が安価であり汎用性も十分であるという観点を重視した。

### 4. 付属資料

### 4.1. API 仕様案

### 4.1.1. 概要

HTTP 呼び出しによる Web API 方式とする。なお、一回の HTTP 処理で一回の API 処理が完結する。 データは JSON 形式とする。

### 4.1.2. 接続回線

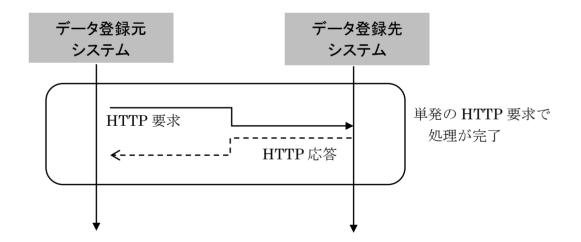
接続回線はインターネットとする。

### 4.1.3. 接続の向き

データを登録するシステムからデータを登録するシステムに HTTP(S)接続することとします。



### 4.1.4. 通信シーケンス



### 4.1.5. 通信層での通信方式

- ・HTTPのキープアライブは使用可とする。
- ・HTTP メソッドは GET を使用せず POST に統一する。
- ・ベース通信方式は HTTP 1.1 とし、通信チャネルは必ず TLS で暗号化する (HTTPS)。
- ・要求/応答のHTTP Content-Type ヘッダーは、実装時の協議により決定するものとする。
- ・データサイズの上限等も実装時の協議により決定するものとする。
- エラーの扱いを次のとおりとする。

上位(アプリケーションプログラムの処理)のエラーは、HTTPでは正常(200)扱いとし、APIのメッセージにはエラー事象を伝達するための項目を設けることとする。

### 4.1.6. テキスト伝送層

文字コードは UTF-8 (NFC) とする。BOM は付加しない。

### 4.1.7. JSON データ層

- · JSON 仕様は ECMA 404 に基づくものとする。
- ・データは論理型、文字列型、整数型、実数型、複合型、配列型の6つの「型」で表現する。
- ・その他の詳細な規定や制限事項は、実装時の協議により決定する。

### 4.1.8. 介護保険施設 被災状況全国共通報告 登録データフォーマット

本電子システムから地域包括ケア「見える化」システム等へ登録する被災状況報告の API 上のデータ 部フォーマットを表 4-1 に示す。

表 4-1 被災状況報告 登録データフォーマット案

	表 4-1 傚以	と状況報告 登録データフォー	ーマット案	
分類名	No.	項目名	項目の 識別名	備考(データ形式、 データ例、補足等)
報告日	1	報告日	0	月日の記入 (例. 2017/11/23)
施設情報	2	施設名	A-1	フリーテキスト (例. ○○○病院)
	3	介護事業所番号	A-2	数値(10 桁)
	4	電話番号	A-3	数値
	5	FAX 番号	A-4	数値
	6	郵便番号	A-5-1	フリーテキスト (例. nnn-nnnn)
	7	住所	A-5-2	フリーテキスト (例. ○○市△△町 1-1)
	8	連絡窓口(氏名)1	A-6-1	フリーテキスト (例. ○○ △△)
	9	連絡窓口(所属・役職名)2	A-6-2	フリーテキスト (例. ○○ ・△△)
	1 0	連絡窓口(携帯番号①)3	A-6-3	フリーテキスト (例. 〇〇〇一△△△ △一□□□□)
	1 1	連絡窓口(電子メール)4	A-6-4	フリーテキスト (例. ○○@△△.□ □)
	1 2	予備の連絡先(氏名②)5	A-6-5	フリーテキスト (例. ○○ △△)
	1 3	予備の連絡先(携帯番号 ②)6	A-6-6	フリーテキスト (例. ○○○一△△△ △一□□□□)
	1 4	介護老人福祉施設	A-7-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	1 5	介護老人保健施設	A-7-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	1 6	介護療養型医療施設	A-7-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	1 7	介護医療院	A-7-4	"1":チェック有り "0":チェック無し

分類名	No.	項目名	項目の 識別名	備考(データ形式、 データ例、補足等)
施設情報	1 8	その他	A-7-5	"1":チェック有り "0":チェック無し
	1 9	その他	A-7-5-1	フリーテキスト
	2 0	全国老人福祉施設協議会	A-8-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	2 1	全国老人保健施設協会	A-8-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	2 2	日本慢性期医療協会	A-8-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	2 3	その他	A-8-4	"1":チェック有り "0":チェック無し
	2 4	その他	A-8-4-1	フリーテキスト
	2 5	加入団体なし	A-8-5	"1":チェック有り "0":チェック無し
	2 6	ベッド数 ( )床	A-9	数値
	2 7	福祉避難所の指定(有)	A-10-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	28	福祉避難所の指定(無)	A-10-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
現在の状況 (ライフライン・サプライ等)	29	施設安全(施設内いとど まれる)	B-11-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	30	施設安全(避難準備中)	B-11-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	31	施設安全(避難済)	B-11-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	32	アクセス(孤立(自動車に よる物資調達や支援者の 駆けつけが困難・可能性 含む))	B-12-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	33	アクセス(孤立なし)	B-12-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	34	電気(停電中)	B-13-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	35	電気(発電機使用中)	B-13-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	36	電気(正常)	B-13-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	37	水道(断水)	B-14-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	38	水道(貯水/給水対応中)	B-14-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	39	水道(井戸水を使用中)	B-14-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	40	水道(正常)	B-14-4	"1":チェック有り "0":チェック無し

分類名	No.	項目名	項目の 識別名	備考(データ形式、 データ例、補足等)
	41	冷暖房(不可)	B-15-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	42	冷暖房(可)	B-15-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	43	トイレの使用(不可)	B-16-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	44	トイレの使用(可)	B-16-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	45	不足物資(飲料水 不足 1)	B-17-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	46	不足物資(食糧 不足 2)	B-17-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	47	不足物資(薬 不足 3)	B-17-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	48	不足物資(おむつ等 不足 4)	B-17-4	"1":チェック有り "0":チェック無し
利用者・施設の状況	49	災害により、救急救命処置のために医療機関への搬送等が必要な利用者数	C-18	数値
	50	現在、施設内にいる利用 者数	C-19	数値
利用者・施設の状況	51	現在、受け入れている一 般住民人数	C-20	数値
	52	今後、受け入れ可能な利 用者数	C-21	数値
職員の状況	53	職員数(不足1)	D-22-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	54	職員数(充足 2)	D-22-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	55	災害直前の職員数	D-23	数値
	56	現在、出勤可能な職員数	D-24	数值
支援が必要な状況	57	人(介護職)	E-25-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	58	人(看護師)	E-25-2	"1":チェック有り "0":チェック無し
	59	人(ボランティア(人手))	E-25-3	"1":チェック有り "0":チェック無し
	60	人(その他)	E-25-4-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	61	人(その他)	E-25-4-2	フリーテキスト
	62	人	E-25-5	フリーテキスト
	63	物資	E-26	フリーテキスト
	64	その他	E-27	フリーテキスト
データ電子入力	65	データ電子入力(完了)	28-1	"1":チェック有り "0":チェック無し
	66	データ電子入力(入力者 名)	28-2	フリーテキスト (例. ○○ △△)

## <u>介護保険施設等の被災状況を報告するための</u> スマートフォンアプリを中心としたシステムの 被災状況報告用アプリケーション

## 操作マニュアル

### 2018年8月

## アプリのインストール

### 操作手順:

AndroidスマートフォンのWebブラウザを起動し下記URLを 指定します。

アプリのインストール(ダウンロード)が開始されます。

URL: https://www.jspeedplus.net/kaigohisai/link/KAIGO.apk

QRコード:





# 被災状況報告用アプリの 操作方法

- 1-1 アプリの起動方法と終了方法
- 1-2 ユーザ登録と環境設定
- 1-3 被災状況情報の入力から本部への報告までの操作

2

# 1-1 アプリの起動方法と終了方法

- 1) アプリの起動方法
- 2) アプリの終了方法

## 弾)・アプリの起動方法

■介護施設被災報告アプリの起動方法 操作手順:

1) スマートフォンのホーム画面からメニューボタンをタップします。

2) メニューから「被災報告」のアイコン 環諜 を探しタップします。

補足:・"被災報告"アイコンの場所は、機種により異なります。

・ホーム画面にアイコンを作成しておくと便利です。





4

図: Androidスマートフォン ナビゲーションボタン例

home

menu

# 2) アプリの終了方法

■介護施設被災報告アプリの終了方法

操作手順:

他のアプリケーションと同じ操作です。

方法1:

home(右図○)ボタンをタップします。

(アプリケーションは完全に終了していません)

方法2:アプリを完全に終了させる方法

1) menu(右図□)ボタンメニューをタップします。

2)表示されたアプリー覧から"被災報告"の×ボタンをタップ します。

# 1-2

# ユーザ登録と環境設定

- 1) ユーザ登録
- 2) 地図のダウンロード

# 1) ユーザ登録

ご自身のプロフィールを登録してください。

プロフィール画面は、アプリケーションのインストール後に、 最初に表示される画面です。

(右上のアイコン ☎の「ユーザ登録」からも表示できます)

### 操作手順:

- 1)操作者の情報を入力します。 氏名(※)、所属・役職名、 携帯番号(※)、電子メール(※) 予備の連絡先(氏名、携帯番号) ※必ず入力してください。
- 2) "登録"ボタンをタップします。

注:インターネットに接続されている状態で実施してください。



### 注意事項:

1)電子メールは、システムとして個人を特定するため、同一人物の場合は、一度登録した電子メールの変更を行わないでください。一度登録した電子メールを変更した場合は、システムとして違う人物で登録されます。

8

# 2) 地図のダウンロード

派遣前に地図をダウンロードします。

### 操作手順:

- 1) ホーム画面右上の" 🔷 "アイコンをタップします。
- 2) "地図をダウンロードする"の">"マークをタップします。
- 3) 所在都道府県及び派遣先都道府県を選択しダウンロードボタンを 押下します。なお、「全国広域地図」についてはアプリを



インストールするとダウン ロードが完了しています。 "ダウンロード済"を確認して ください。"ダウンロード失敗" が表示されていた場合は再度 ダウンロードしてください。

> 注:本操作は、Wi-Fiによる インターネットへの接続 状態で実施してください。

> > (地図データのダウンロードには 時間を要する場合があります)

# 1-3

# 被災状況情報の入力から 本部への報告までの操作

- ■次の手順で操作します。 この一連の操作は、介護保険施設毎に行います。
  - 1) 日付の確認
  - 2) 介護保険施設の選択
  - 3)被災状況の入力
  - 4) 本部への報告

# 1) 日付の確認

### 操作手順:

- 1) "報告日"が正しいことを確認します。
- 2) 過去の被災状況情報を登録したい場合など報告日の変更が 必要な場合は、">"マークをタップし日付を変更します。



# 掌) 介護保険施設の選択

### 操作手順:

1) "施設名"欄の">"マークをタップします。



# 2) 介護保険施設の選択

### 操作手順:

- 2) "虫眼鏡"アイコンをタップします。
- 3) 施設名や介護事業所番号で検索し、リストから施設を選択する。
- 4)施設名を選択し、"場所を表示"ボタンをタップしてください。
- 5) "選択"ボタンをタップしてください。



# 弯り 被災状況の入力

### 操作手順:

1) "被災状況を報告"ボタンをタップします。



# 3)被災状況の入力

### 操作手順:

2) 「介護保険施設等被災状況の 全国共通報告様式」をもとに 画面に表示されている内容に 従って情報を入力します。 入力内容は次のとおりです。

・施設情報

・施設の状況 (ライフライン・サプライ等)

- ・利用者の状況
- ・職員の状況
- ・支援が必要な状況

2)



# 弾) 本部への報告

### 操作手順:

- 1) "本部へ送信"ボタンをタップします。
- 2) "介護保険施設等被災状況報告"画面で、画面最下部の"被災状況を報告"の"前回送信日時"が表示されたことを確認します。



平成29年2月20日 雇児発0220第2号 社援発0220第1号 障 発0220第1号 老 発0220第1号

都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長

> 厚生労働省雇用均等·児童家庭局長 (公印省略)

> 厚生労働省社会・援護局長(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 ( 公 印 省 略 )

厚 生 労 働 省 老 健 局 長 (公 印 省 略 )

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、従前より各都道府県において これらの情報を収集し、必要な措置を講じていただくとともに、厚生労働省あて適宜情報提 供をお願いしてきたところである。

一般的に、社会福祉施設等は、要介護高齢者や障害者など、日常生活上の支援を必要とする者が利用する施設であることから、災害発生時には、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、施設利用者のニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要である。このような観点に立てば、まずは社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握するとともに、被災自治体を始め、厚生労働省などの関係者間で共有した上、それぞれの役割分担を図りつつ、連携して必要な対策を検討していくことが重要である。

### 資料7

近年、自然災害の発生により、社会福祉施設等において、甚大な被害が生じている事例が 見受けられることから、今般、災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ 正確に情報収集できるよう、下記のとおり、当該情報収集の方法等について、改めて整理を 行うこととしたので、御了知の上、各都道府県、指定都市又は中核市におかれては、貴管内 市区町村(指定都市及び中核市を除く。以下同じ。)、社会福祉施設等及び関係団体に十分周 知を図るとともに、本通知を参照の上、平時から、貴管内において、災害発生時における関 係者の連携体制の構築・強化に向けた取組を推進されたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に 基づく技術的な助言に該当するものであることを申し添える。

記

### 1. 平時における取組について

災害発生時に、社会福祉施設等の被災状況(以下「被災状況」という。)の把握等を行うに当たっては、平時から関係者間の連携体制を構築・強化しておくことが重要であることから、各都道府県、指定都市又は中核市(以下「都道府県等」という。)においては、以下の取組を推進すること。

### (1)被災状況の情報収集に係る取りまとめ部局の明確化

社会福祉施設等は、様々な施設種別が存在することから、施設ごとの被災状況が漏れることなく、的確に情報収集が行われるとともに、当該情報収集の内容の標準化が図られていることが重要である。

このため、都道府県等においては、それぞれの施設種別を所管する部局(以下「施設所管部局」という。)間との連絡調整及び被災状況の情報収集に係る取りまとめを行う部局(以下「取りまとめ部局」という。)を定めておくこと。

また、災害発生時においては、取りまとめ部局を中心に、円滑な情報収集を行うことができるよう、取りまとめ部局及び施設所管部局における災害担当者リストを作成し、 当該部局間で共有しておくなど、必要な連絡体制を整備しておくことが望ましい。

### (2) 管内関係者間のネットワークの構築

災害発生時には、膨大かつ被害の状況に応じた様々な業務を行う必要があることから、 特定の部局、機関に業務が集中しないよう、庁内関係部局のほか、庁外関係者間とも連 携体制を構築しておくことが重要である。

### 資料7

このため、都道府県の取りまとめ部局が中心となって、都道府県施設所管部局、防災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、その他関係団体等とのネットワークづくりを推進するとともに、災害発生時におけるそれぞれの役割分担、連携体制等について、必要な調整を行っておくことが望ましい。

### (3) 社会福祉施設等リストの整理

### ① 施設リストの作成

取りまとめ部局は、災害発生時に、迅速かつ的確に被災状況について情報収集を行い、その結果を踏まえた必要な措置を講じることができるよう、施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、別紙様式により、都道府県等管内の社会福祉施設等の一覧表(以下「施設リスト」という。)を作成しておくこと。

なお、当該施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、 別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。

### ② 都道府県等・市区町村間の役割分担について

取りまとめ部局は、施設リストに整理した社会福祉施設等について、災害発生時に、 被災状況を、都道府県等及び市区町村がどのような役割分担で情報収集を行うか、必 要な調整を行っておくこと。

また、社会福祉施設等に対して、できる限り同一の内容について、複数の者が重複して情報収集を行うことのないよう配慮することが必要であることから、あらかじめ情報収集を行うにあたって、実施手順や聞き取り内容などの標準化を図っておくことが望ましい。

ただし、災害の状況によっては、上記の役割分担どおりに情報収集を行うことが困難な場合も想定されることから、都道府県が当該市区町村に代わり、情報収集を行うなど、柔軟に対応できる体制についても検討を行っておくこと。

### ③ 施設リストの共有について

取りまとめ部局は、作成した施設リストを施設所管部局と共有するとともに、適切に保管し、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に情報提供を行うこと。

なお、都道府県の取りまとめ部局は、管内指定都市及び中核市の施設リストの提供を受け、これを適切に保管するとともに、管内市区町村においても施設リストが適切に保管されるよう、必要な措置を講ずること。

### ④ 施設リストの更新について

取りまとめ部局は、毎年度当初には施設リストの更新を行うこと。なお、基本情報の更新に当たっては、基本情報のうち、緊急連絡先など災害時の連絡体制に関するものを中心に行うことも差し支えないものとする。また、毎年度当初以降に、社会福祉施設等が新設された場合や「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、必要に応

じて施設所管部局及び管内市区町村の協力を得て、可能な限り施設リストの随時更新を行うこと。

### (4)被災状況の把握方法等の検討

① 被災状況の把握方法等の検討について

取りまとめ部局は、災害発生時に、固定電話や防災電話、Eメール、SNS等具体的にどのような方法により被災状況を把握するのか、必要な検討を行っておくこと。

② 社会福祉施設等への周知について

取りまとめ部局が中心となって、平時から社会福祉施設等に対し、災害により被害等が生じた場合には、①により検討した方法により、速やかに都道府県等又は市区町村に対して報告を行うよう、周知を図ること。

③ 食料及び飲料水等の備蓄について

都道府県等及び市区町村は、社会福祉施設等に対し、災害の発生により、物資の供給に支障が生じた場合に備え、入所者及び施設職員の概ね3日間の生活に必要な食料及び飲料水、生活必需品並びに燃料等の備蓄に努めるよう要請を行うこと。また、併せて都道府県等及び市区町村においても、災害時に社会福祉施設等に対し必要物資を供給することができる体制の構築を検討すること。

ただし、都道府県等又は市区町村が定める条例その他の規則において、別の定めがある場合は、この限りではない。

### 2. 災害発生時における対応について

実際の災害発生時には、その災害の規模や特性等に応じて、臨機応変に被災状況の把握等を行うことが重要であることから、都道府県等においては、管内市区町村、社会福祉施設等及び関係団体等とも十分連携の上、以下の対応を柔軟に行うこと。

### (1) 社会福祉施設等への被害情報等の収集

取りまとめ部局は、災害発生時には、施設リストに基づき、都道府県等及び市区町村とも連携を図りつつ、あらかじめ定めた役割分担、情報収集の方法に従って、速やかに被害情報等の収集を行うこと。

なお、被害情報等の収集に当たっては、市区町村から行うほか、関係団体など、あらゆる情報源の活用に努めること。

### (2) 被災状況の厚生労働省への情報提供

① 被災状況の厚生労働省への情報提供について

取りまとめ部局は、原則として1日に1回、把握した被害情報等について、別紙様

### 資料7

式に集約した上で、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課あて、メールにより情報提供を行うこと。また、指定都市、中核市の取りまとめ部局にあっては、厚生労働省への情報提供と併せて、都道府県へも同様の情報提供を行うこと。

② 重大な被害が生じた場合における情報提供について

社会福祉施設等において、「サービス提供の継続に著しい支障のある重大な建物被害が発生した場合」や「人的被害が発生した場合」には、①による情報提供に先だって、都道府県等又は市区町村から、厚生労働省施設所管部局あて、取りまとめ部局を経ることなく、直接、被害に関する個別詳細の情報提供を行うこと。(これにより難い場合は、この限りではない。)

なお、当該情報提供については、被害情報等を把握次第、速やかに行うこととし、 様式及び方法は問わないものであること。

③ 被災状況等に応じた柔軟な対応について

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び施設所管部局においては、①及び②に関わらず、災害が発生した時間帯や災害規模、被災状況、避難者の動向などを踏まえ、別紙様式における状況把握項目の追加や対象施設の追加、別紙様式の都道府県等施設所管部局から厚生労働省の施設所管部局への直接送付など、さらなる対応について協力を依頼することがある。

### 3. その他

(1) あらかじめ発生が予想できる災害について

取りまとめ部局が中心となって、台風等の気象情報により、あらかじめ発生が予想できる災害については、気象情報を踏まえ、社会福祉施設等に対して、迅速に施設利用者の避難が実施されるよう、必要な要請を行うこと。

(2)「対象施設種別」に該当しない通所施設等の取扱いについて

別紙に掲げる「対象施設種別」に該当しない通所施設等については、あらかじめ施設リストの作成は要しないこととするが、災害の状況により、これらの被災状況を把握する必要がある場合も考えられることから、介護サービス情報公表システムなどの既存情報も最大限有効に活用しつつ、可能な限り、被災状況が把握できる体制の整備に努めること。

(3)「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の有効活用

災害発生時における対応は、1の(2)に記載のとおり、都道府県施設所管部局、防 災担当部局、指定都市及び中核市、市区町村や社会福祉協議会、ボランティア団体など、

### 資料7

平時において、多様な関係機関とのネットワークが構築されていればいるほど、支援の幅が広がることにつながるものであることから、各都道府県においては、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金による「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用すること。

### (4) 夜間・休日等における情報提供

取りまとめ部局は、夜間・休日等において、重大な被害が生じた場合は、別途連絡する厚生労働省社会・援護局福祉基盤課又は施設所管部局の担当者の緊急連絡先に情報提供を行うこと。なお、当該緊急連絡先は、市区町村あて周知を図ること。

### 対象施設種別

### 1 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3)母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 情緒障害児短期治療施設 (※平成29年4月1日以降は「児童心理治療施設」と読み替える。)
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園等

### 2 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2)福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助
- (5) 短期入所
- (6)療養介護

### 3 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2)養護老人ホーム
- (3)特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 生活支援ハウス
- (7)介護老人保健施設
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護看護事業所

- (10) 有料老人ホーム
- (11) サービス付高齢者向け住宅

### 4 その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供施設

		1			1			
資料7							w 存 O	
							型 型 型	
資料7							被害確認 担当自治体	
							市 所在 本	
						選択式	施設種別	
						選択式	法人種別	
							施設名 (法人名)	<b>基本情報</b> (あらかじめ記載しておく項目)
							電話番号	「報 ておく項目)
							緊急連絡先	
							メールアドレス	
							住所	
							入所者	
							連絡確認の 有無	
						選択式	人的被害の状 況	
						選択式	建物被害の状 況	<b>被害</b> (災害発生)
						選択式	入所者の包括数等への連載の主義	被害情報等 (災害発生時に記載する項目)
							審地	
							情報元 (施設担当者)	

		_	1	1	1		1	1		
	NO A									<b>資料</b> 7
	描 MO									
	被害確認担当自治体									<b>登</b> 料 7
	所在 市町村									
	施設種別	選択式								
	法人種別	選択式								
(あらかじめ記載しておく項目)	施設名 (法人名)									
ておく項目)	電話番号									
	緊急連絡先									
	メールアドレス									
	住所									
	入所者 数									
	崖	選択式								
		選択式								
(災害発生	人的被害の状況 建物被害の状況 建物 は きゅう	選択式								
(災害発生時に記載する項目)	入所者の 他施設等への 避難の有無	選択式								
	畫書									
	(施設担当者)									

				1				<u> </u>	
	全の存								<b>資料</b> 7
	尚 N 心								
	被害確認 担当自治体								<b>資料</b> 7
	所在 市町村								
	施設種別	選択式							
	法人種別	選択式							
基本情報 (あらかじめ記載しておく	施設名(法人名)								
<b>青報</b> しておく項目)	電話番号								
	緊急連絡先								
	メールアドレス								
	住所								
	入所者								
	海	選択式							
		選択式							
<b>被是</b> (災害発生	人的被害の状況 建物被害の状況	選択式							
被害情報等 (災害発生時に記載する項目)	人原 他施語 避難	選択式							
	審米								
	情報元 (施設担当者)								

# ○○県 社会福祉施設等の被災状況整理表【その他施設】 【平成○○年○○月○○日 ○○○○○現在】

	1,5							
	全 存 の							<b>資料</b> 7
	ME							
	被害確認 担当自治体							<b>資料</b> 7
	所在 市町村							
	施設種別	選択式						
	法人種別	選択式						
基本情報 (あらかじめ記載しておく項目)	施設名(法人名)							
機 Cおく項目)	各無理事							
	緊急連絡先							
	メールアドレス							
	住所							
	入所者							
	連絡確認の	選択式						
		選択式						
<b>被達</b> (災害発生)	人的被害の状況 建物被害の状況	選択式						
被害情報等 (災害発生時に記載する項目)	入所者の 他施設等への 避難の有無	選択式						
	審告							
	情報元 (施設担当者)							

### 「被災状況整理表」記載要領

「(別紙様式) 社会福祉施設等の被災状況整理表」については、以下に示す要領により記載すること。

### (留意事項)

- 1. 施設リストの作成に当たっては、別紙に掲げる「対象施設種別」ごとに、別紙様式中、「基本情報」欄への記載により行うこと。
- 2. 「基本情報」欄の情報に変更があった場合には、可能な限り随時更新を行うとともに、 少なくとも毎年度当初には更新を行うこと。
- 3. 災害発生時に、本様式により厚生労働省に情報提供する際は、情報の時点を記載すること。また、情報提供については原則として1日に1回行うともに、<u>前回提出したときから加</u>筆修正した箇所が分かるよう、セルを黄色で着色すること。
- 4.「人的被害の状況」が、<u>「1. 死亡者あり」または「2. 負傷者あり」</u>、「建物被害の状況」が<u>「1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」</u>となっている施設については、 厚生労働省に対し、この様式による情報提供に加え、被害等の個別詳細の報告を行うこと。

### (1)「基本情報」欄について

①「被害確認担当自治体」欄

各施設について、被害情報等の収集を行う担当都道府県・市町村名を記載する。

②「所在市町村」欄

施設の所在地の市町村名について記載する。

③「施設種別」欄(プルダウン設定)

「(別紙)対象施設種別」に掲げる施設種別から選択し記載する。

④「法人種別」欄(プルダウン設定)

法人種別に応じて選択し記載する。

⑤「緊急連絡先」欄

固定電話がつながらない場合に連絡をとることができる連絡先を記載する。

### (2)「被害情報等」欄について

(1)「連絡確認の有無」欄(プルダウン設定)

「1. 有」「2. 無」の選択肢から選択し記載する。

### ②「人的被害の状況」欄(プルダウン設定)

「1. 死亡者あり」「2. 負傷者あり」「3. 被害なし」の選択肢から選択し記載する。なお、選択の判断基準ついては、次に示すとおりとする。

- 「1. 死亡者あり」…施設利用者に死亡者が発生した場合に選択する。
- 「2. 負傷者あり」…施設利用者に負傷者が発生した場合に選択する。
- 「3.被害なし」…施設利用者に人的被害がなかった場合に選択する。

(留意点) 2つ以上に該当する場合は、被害の大きい方の選択肢を記載する。

### ③「建物被害の状況」欄(プルダウン設定)

「1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」「2. サービス提供の継続に支障はないが、重大な被害あり」「3. 軽微な被害あり」「4. 被害なし」の選択肢から選択し記載する。

なお、選択の判断基準ついては、次に示すとおりとする。

- 「1. サービス提供の継続に支障がある重大な被害あり」…施設建物に施設のサービス提供の継続に必要な機能が失われるほどの建物被害が発生した場合に選択する。
- 「2. サービス提供の継続に支障はないが、重大な被害あり」…施設建物におおむね 80万円以上(保育所については40万円以上)の建物被害が発生した場合に選択 する。
- 「3. 軽微な被害あり」…施設建物におおむね80万円未満(保育所については40万円未満)の建物被害が発生した場合に選択する
- 「4.被害なし」…施設建物に建物被害がなかった場合に選択する。

(留意点) 2つ以上に該当する場合は、被害の大きい方の選択肢を記載する。

### ④「入所者の他施設等の避難の有無」欄(プルダウン設定)

「1. 有」「2. 無」の選択肢から選択し記載する。

### ⑤「備考」欄

「人的被害の状況」、「建物被害の状況」、「入所者の他施設等の避難の有無」その他災害により発生した被害の状況について詳細等を記載する。

### ⑥「情報元(施設担当者)」欄

被害状況等の報告を行った施設の担当者を記載する。

нь	_	iii iii ii i	<b></b>	所在			基本情報 (あらかじめ記載しておく項目) 施設名	<b>数</b> (法(項目)				入所者	の関連検索		<b>被害</b> (災害発生時	<b>被害情報等</b> (災害発生時に記載する項目) (人所者の)	<b>—</b>	
z ₩	N A A	NO 出	担当 自治体	所在 市町村	施設種別選択式	法人種別選択式	施設名 (法人名)	電話番号	緊急連絡先	メールアドレス	住所	入所者 数	連絡確認の 有無 選択式	人的被害の状态 選択式	人的被害の状況 建物被害の状況 選択式 選択式	入所者の 他施設等への 避難の有無 <mark>選択式</mark>	****	が、無
	1	1 >	A県	中B	老人短期入 所施設	社会福祉法人	00ホーム	00-000	000-00	00®00	〇県〇市〇一〇	51						
	2	2 A	A県	中B	特別養護老 人ホーム	社会福祉法 人	〇〇園	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10			÷11&0 7.		H	
	ω	ω A	A県	B市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法人	00ホーム	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15	₽ ot ∈	からかじ	サードの扱う語のあらかにめ、別領には、アイドラの大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の	こ掲げ	<b>8</b> 7	ン十四0枚9階であらかじめ、別紙に掲げる「対象施 あらかじめ、別紙に掲げる「対象施
	4	4 A	A県	中)	有料老人 ホーム	株式会社	〇〇園	00-000	00-000	00®00	〇県〇市〇一〇	10	道 (	」ことに、を記載し	、「施設!	サンストリンスト	を言	設」ことに、「基本情報」欄に必要事項を記載し、「施設リスト」を作成して
	5	5 A	A県	市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	00ホーム	00–000	00–000	00®00	〇県〇市〇一〇	15	<u>く</u> おく。	<u>`</u>				
	6	о >>	A県	сп	特別養護老 人ホーム	社会福祉法人	〇 園	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	5						
	7	<u> </u>	B市	市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法人	00ホ-ь	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10						
	8	2 B	B市	B市	有料老人 ホーム	株式会社(	OO園	00–000	00–000	00@00	〇県〇市〇―〇	15						
	9	ω 	B市	B市	老人短期入 所施設	社会福祉法人	00ホーム	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇―〇	10						
	10	1	с市	с市	特別養護老 人ホーム	社会福祉法人	〇〇園	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
17_	<del> </del>	2 C	с市	中つ	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法人	00ホーム	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10						
<b>※</b>	資料	3		с市	有料老人	社会福祉法人	MH O	00-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
*	多に応い	じて行を	※必要に応じて行を追加すること			-		_	_		-						Ţ	

1								-										
						<b>基本情報</b> (あらかじめ記載しておく項目)	<b>機</b> (おく項目)								<b>被害</b> (災害発生時	被害情報等 (災害発生時に記載する項目)		
N 存 O	N協	担当自治体	所在 市町村	施設種別	法人種別	施設名(法人名)	号報課書	4	緊急連絡先	メールアドレス	住所	入所者 数	連絡確認の有無	策	块说	入所者の 他施設等への 避難の有無	棄場	情報元 (施設担当者)
_	_	A無	B <del>Th</del>	老人短期入	社会福祉法	00ホーム	000-000		00-000	00@00	〇県〇市〇―〇	OI .	1. 有	3. 被害なし 4	4. 被害なし 2	2.		00
2	2	A県	B <del>1</del>	特別養護老 人ホーム	社会福祉法人	OO園	00	§ ∰	9	수 학								
ω	ω	A県	B <del>11</del>	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法 人	00ホーム	9	th th th th	自治体に	ごとに施言	ジュリングの	票第	柏	2. 負傷者あり 4	4. 被害なし 2	2. 兼	落下物に当たり軽傷(	00
4	4	A県	с市	有料老人ホー ム	株式会社	圏〇〇	00	。 8 4 4	<del>(</del> )	以口用和		<b>7</b>						
IJ	σı	A無	C 市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	00*-4	°-	F17	とりまとめ部、	とりまとめ部局が集約し して1日1回、厚生労働	局が集約した上、原則 、厚生労働省に情報	<b>当</b>						
6	6	A県	с市	特別養護老 人ホーム	社会福祉法人	園〇〇	90	是供る	提供を行う。				1. 有	3. 被害なし t	2. サービス提供 の継続に支障は ないが、重大な 被害あり	2. 無	A棟の壁に大きなひ び	00
7	_	B <del>11</del>	B <del>J</del>	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法人	00ホ	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10	1. 油	3. 被害なし 4	4. 被害なし	. <del>.</del>	近くの小学校に避難(中	00
80	2	B 市	В市	有料老人ホー ム	株式会社	〇〇園	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
9	з	B 市	B市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	00ホーム	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10						
10	1	с市	с市	特別養護老 人ホーム	社会福祉法 人	〇〇園	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
<b>∔</b> 7=	2	с市	с市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法 人	7ー400	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10						
資料	ω	ст	C市	有料老人ホー ム	社会福祉法人	〇〇園	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
※必要	に応じて	※必要に応じて行を追加すること		=				-			-						<u>-</u>	

						基本情報 (あらかじめ記載しておく	「 <mark>夫</mark> C おく項目)	_		:					<b>被害</b>	被害情報等 (災害発生時に記載する項目)		
他 存 O	N曲	担当自治体	所在 市町村	施設種別	法人種別	施設名	1	電話番号	緊急連絡先	<b>とつお</b> んパード	住所	入所者	連絡確認の 有無	人的被害の状況 建物被害の状況		入所者の 他施設等への 強難の有無	棄者	情報元 (施設担当者)
				選択式	選択式								選択式	選択式	選択式	選択式		
_	-	A県	B <del>11</del>	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	00ホーム	000-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	បា	1	3. 被害なし 4	4. 被害なし 2	. 第		0
2	Ν.	A県	B <del>11</del>	特別養護老 人ホーム	社会福祉法人	〇 ○	00					لــر						
ω	3	A県	B市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法 人	00ホーム	-00	3 第 *** *** *** *** *** *** *** *** ***	③災害発生時の対応 新たな情報が入った	))災害発生時の対応 新たな情報が入ったとき	きは、麥厘		1. 有	2. 負傷者あり '	4. 被害なし 2	2. 無	落下物に当たり軽傷(	00
4	4	A県	с市	有料老人ホー ム	株式会社		00-	祖宗 把	箇所が分かる 情報を再新	ようにも								
IJ	5	A県	C市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	00ホーム	-00	_ 	ר- <u>}</u> <u>₹</u>									
6	6	A県	с <del>п</del>	特別養護老 人ホーム	社会福祉法人	〇〇園	000-000		00-000	00@00	〇県〇市〇―〇	បា	1. 有	3. 被害なし	2. サービス提供 の継続に支障は、 ないが、重大な 被害あり	2.	A棟の壁に大きなひ び	00
7	_	B市	B市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法人	00ホーム	00-	000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10	1. 有	3. 被害なし 4	4. 被害なし	2.	施設に被害がないことが確認できたため、(帰園	00
œ	2	B 규	B市	有料老人ホー ム	株式会社		00-000	_	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
9	3	B市	B 市	老人短期入 所施設	社会福祉法 人	00ホーム	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	10	1. 有	3. 被害なし	3. 軽微な被害 , あり	2. 筆		00
10	1	С市	C <del> ii</del>	特別養護老 人ホーム	社会福祉法 人	〇〇園	00-	-000	00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15	1. 有	2. 負傷者あり '	4. 被害なし 2	2. 浦	転んだ際にねんざ	00
<b>1</b> 7=	2	с市	C市	認知症高齢 者グループ ホーム	社会福祉法人	00ホーム	000-00	_	00-000	00@00	〇一〇市〇県〇	10						
資料	3 3 3	C市 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	сп	有料老人ホーム	社会福祉法人	〇〇園	00-000		00-000	00@00	〇県〇市〇一〇	15						
※必要に	:応じて行	※必要に応じて行を追加すること																

### 別紙4

### 研究成果の刊行に関する一覧

### 書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書	籍	名	出版社名	出版地	出版年	ページ
	なし								

### 雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
	なし				